

平成28年度
国・県に対する提案・要望結果

平成29年2月

長野県町村議会議長会

目 次

I 国に対する提案・要望結果

国に対する提案・要望項目	1
長野県関係国会議員への面談要望概要	2
関係省庁への面談要望概要	1 6
1 内閣府・内閣官房（一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進）	1 9
2 総務省（情報化施策の推進）	2 1
3 厚生労働省（地域医療・保健体制の充実）	2 3
4 農林水産省（野生鳥獣被害対策の推進）	2 5
5 国土交通省（道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実）（河川の整備促進）（観光振興対策の推進）	2 7

II 県に対する提案・要望結果

県に対する面談提案・要望	3 1
県に対する提案・要望項目	3 3
〈総務文教部会〉	
1 長野県北部地震、長野県神城断層地震、御嶽山噴火災害からの復興と防災対策の強化	3 4
2 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進	3 8
3 道州制反対	4 4
4 地域公共交通対策の推進	4 5
5 教育環境の整備	4 7
6 情報化施策の推進	5 9
〈社会環境部会〉	
7 地域医療・保健体制の充実	6 2
8 社会保障制度の充実	6 7
9 環境保全対策の推進	7 8
〈産業経済部会〉	
10 TPP協定への適切な対応	8 6
11 農業・農村対策の推進	8 7
12 野生鳥獣被害対策の推進	9 5
13 森林・林業対策の推進	1 0 2

- 14 地域経済活性化対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108
- 15 観光振興対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 109

＜建設部会＞

- 16 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実・・・・・・・・ 112
- 17 河川の整備促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 118
- 18 砂防施設の整備促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 120
- 19 住宅等の耐震化の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 122
- 20 空き家対策に対する総合的な支援策の充実・・・・・・・・・・ 125
- 21 冬期交通の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 128
- 22 地籍調査事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 130

Ⅲ 県議会に対する陳情結果

- 県議会（11月定例会）への陳情結果・・・・・・・・・・・・・・・・ 131

国に対する

重点提案・要望結果
提案・要望結果

国に対する提案・要望項目

- 1 議会の権能強化
- 2 長野県北部地震、長野県神城断層地震、御嶽山噴火災害からの復興と防災対策の強化
- 3 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進
- 4 道州制反対、町村財政基盤の強化
- 5 地域公共交通対策の推進
- 6 教育環境の整備
- 7 情報化施策の推進
- 8 地域医療・保健体制の充実
- 9 社会保障制度の充実
- 10 環境保全対策の推進
- 11 T P P 協定への適切な対応
- 12 農業・農村対策の推進
- 13 野生鳥獣被害対策の推進
- 14 森林・林業対策の推進
- 15 観光振興対策の推進
- 16 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実
- 17 河川の整備促進
- 18 砂防施設の整備促進
- 19 住宅等の耐震化の促進
- 20 空き家対策に対する総合的な支援策の充実
- 21 冬期交通の確保
- 22 地籍調査事業の推進

※ ○印を付した項目は、重点提案・要望項目

長野県関係国会議員への面談要望概要

- 1 日 時 平成28年11月25日(金) 7時30分～9時
- 2 要望場所 東京都 全国町村会館 2階「ホール」
- 3 出席者

【長野県町村議会議長会】

会 長	久保田 三代	(野沢温泉村議会議長)
副会長	下 平 豊 久	(豊丘村議会議長)
理 事 (総務文教部会長)	松 下 壽 雄	(飯島町議会議長)
理 事 (社会環境部会長)	北 村 利 幸	(小谷村議会議長)
理 事 (産業経済部会長)	寺 島 渉	(飯綱町議会議長)
理 事 (建設部会長)	小 川 純 夫	(長和町議会議長)
監 事	木 次 孝 茂	(北相木村議会議長)
監 事	村 上 眞 章	(上松町議会議長)

【長野県町村会】

会 長	藤 原 忠 彦	(川上村長)
副会長 (会長代行)	羽 田 健一郎	(長和町長)
副会長	平 林 明 人	(松川村長)
理 事 (総務文教部会長)	市 村 良 三	(小布施町長)
理 事 (社会環境部会長)	唐 木 一 直	(南箕輪村長)
理 事 (産業経済部会長)	藤 澤 泰 彦	(生坂村長)
理 事 (建設部会長)	佐々木 定 男	(佐久穂町長)
常務理事	中 村 靖	

4 長野県関係国会議員の出席状況

【衆議院】

小選挙区	氏 名	政党	出欠
1	篠原 孝	民進	○
2	務台 俊介	自民	○
3	井出 庸生	民進	○
4	後藤 茂之	自民	○
5	宮下 一郎	自民	○
比 例	小松 裕	自民	○
	木内 均	自民	○

【参議院】

選挙区	氏 名	政党	出欠
地 方 区	羽田雄一郎	民進	○
	吉田 博美	自民	○
	杉尾 秀哉	民進	○
比 例	平木 大作	公明	×
	宮島 喜文	自民	○
	武田 良介	共産	○

5 要望

藤原忠彦町村会長（川上村長）あいさつ及び要望



【国に対する提案・要望】

重点提案要望項目のうち1～4までを説明

- 1 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進
- 2 情報化施策の推進
- 3 地域医療・保健体制の充実
- 4 野生鳥獣被害対策の推進

- ・長野県関係国会議員の先生方には、早朝よりご出席賜りお礼を申し上げます。
- ・定期総会において58町村長の総意により決議した提案・要望である。
- ・都市と農山村の役割をお互いに認識しながら、人々が心豊かに暮らせる地域社会の実現をめざし、引き続き町村自治の確立に全力を尽くすので、各先生の深いご理解と、要望の実現に向けた格段のご高配を賜りたい。

久保田三代町村議会議長会長（野沢温泉村議会議長）あいさつ及び要望



【国に対する提案・要望】

重点提案要望項目のうち、議長会のみ
の要望項目1及び5～7を説明

- 1 議会の権能強化
- 5 観光振興対策の推進
- 6 道路等交通網の整備促進及び
インフラ老朽化対策の充実
- 7 河川の整備促進

- ・本県町村議会の振興に対し、格別なるご高配を賜り、深く感謝を申し上げます。
- ・豊かな自然環境や地域で行われる伝統的な行事など、日本のふるさとでもある町村を維持するため、地域の特色を生かす工夫の中から、地域の潜在能力を引き出す施策を展開しているところ。
- ・住民一人ひとりの声を的確に施策へ反映する中で、更なる振興発展のため、町村議会として全力で取り組んでいるので、先生方からのご支援をお願い申し上げます。

6 意見交換（要旨）



（1）国会議員からの発言

後藤茂之衆議院議員

- ・このような機会において、町村会・議長会からの重大な要望を伺うことができ、誠にありがたい。一緒に頑張りたい要望項目ばかりであり、予算編成過程、あるいは法制度を含め、しっかりと取り組ませていただきたい。
- ・本日は、これから税制調査会の正副幹事会、役員会があり、ゴルフ場利用税や森林環境税、固定資産税を含む地方税の課題を議論する。取りまとめ幹事であるため、そちらでも町村長、町村議長の皆様のために議論してまいりたい。
- ・要望内容は、我々も地元と一緒に悩む中で、進めていくことが必要と思っている。しっかりと取り組ませていただく。

宮下一郎衆議院議員

- ・今日は、体系的なご要望をいただきありがたい。私もその思いを共にして頑張ってみたい。
- ・中山間地農業を元気にする委員会が新しく立ち上がる中、委員長を仰せつかっている。中山間地農業も含めて、農業を元気にしなければ長野県町村の発展はないという思いで、ご指導もいただきながら頑張ってみたい。

務台俊介衆議院議員

- ・藤原会長、久保田会長のおっしゃっている内容は、我々が常に主張していることと同じであり、しっかりと申していきたい。
- ・本日の内閣委員会で審議される官民ビッグデータ法案では、地方自治体の利用情報が抜け落ちている。町村のシステムがバラバラでデータ利用できないことが理由だが、この状態では自治体情報は取り残されてしまい、利便性にも問題となる。一方では地方自治においてこういったシステムを導入するかは自由で、ドグマティック（独断的）な議論もあるため、六団体の中で整理いただきたい。その結果に対ししっかりとやらせていただく。
- ・野生鳥獣被害対策については、本日の衆議院本会議で法律が審議される。長野県はこの問題で先進地域であり、最近では食肉処理車も導入されているが、さらなる推進が必要。また、狩猟免許について、民間の方の取得だけでなく、町村役場に入った若手にも狩猟免許を取得してもらい、自ら猟をする中で問題の深刻さを理解する取り組みも必要ではないかと思っている。
- ・地方創生については、私も担当政務官であり一生懸命やってまいりたい。今、内閣府中心で考えているのは、大学生が都会へ集まりすぎる中、例えば教養学部の1・2年生の時に、東京の大学から地方に行きサテライトキャンパスのような形で勉強できるような仕組みであり、文部科学省とも詰めている。都会に出た子どもが、十代の最後の2年間は地方で勉強することで、地方に若者があふれる。今のうちから皆様も、どの大学を我が町村に持ってくるか、そんなことも想像いただきたい。

篠原孝衆議院議員

- ・医師の確保について、医師不足地域への一定期間の勤務を義務付ける仕組みは、ぜひやっていただきたい。私も『地域活性化協議会』（通称、根っこの会）で幹事長をしているが、この会でも進めているところ。皆様にもぜひ真剣に検討していただけたら、解決するのではないかと考えている。
- ・私が農林水産省の国家公務員であった時は、市町村や都道府県、農政局、営林署などへの出向が、辞令一つで行われていた。裁判官や検事も同じ。しかし司法界においては、弁護士2年間の司法修習期間の費用支出されない中、弁護士も2年田舎で弁護士活動をするという条件で支出する、そうでなければ支出しない事も検討すべきと発言したら、他県の弁護士会長から、そのとおりと言われた事もある。医師の国家試験は国が資格を与えているので、例えば5年間とか自分のライフスタイルに合わせて田舎に行ってもらおう、例えば子育てが終わった時、あるいは30代の子育ての時、状況に合わせて国が命じた地域で医療活動をしてもらうような仕組みがあればと思う。既にタイではその仕組みを義務化している。その仕組みが出来れば、若い時に地方に行った医師が、その後子育てが終わり、以前赴任したその地方で一生医師をしていこうとする、そんな人達も出てくると思う。ぜひ組織的にやっていただきたい。
- ・長野県ほど観光に恵まれたところは無いと思う。今、インバウンドに関して、バ

ックカントリーやトレイルランなどが相当ブームになってきている。私がフランスに勤務していた頃、息子の通うフランスの学校は1週間単位でスキー学校に行き毎日違うコースを滑っていた。同じリフトで登り同じコースを滑る、こんなスキーは退屈なはず。だから日本のスキー人口は衰えていく。スキー場だけでなく、山の中の違うコースを滑るバックカントリーに手をつければ全然違うのでは。日本の自然の方がずっとバラエティーに富んでいる。以前ほどの復活は無いかもしれないが、スキー人口の増加を見込めるのではないか。

武田良介参議院議員

- ・貴重なご意見を聞かせていただき本当にありがたい。日本共産党としても、多くの項目で力を合わせて取り組んでいけると思っているのも、よろしくお願ひしたい。
- ・飯山日赤病院で、産科医師が不在で本当に困っているという話を聞いている。北信地方は、一番北側では中野市の厚生連の北信病院まで行かないと産科が無い実情も聞いている。そんな点も思い起こしながら、要望を伺った。
- ・野生鳥獣による農業被害の問題については、うちも農家であり、山際に畑を持っているため、実家から話を聞く中で、問題を実感している。
- ・挙げればきりが無いが、あらゆる問題で、皆様の要望をしっかりと受け止めて、頑張っていきたいと思っている。よろしくお願ひしたい。

木内均衆議院議員

- ・今日は、このような機会を設けていただきありがたい。それぞれ町村会、議長会から出された重点提案は、実現していくようしっかりと働きたい。
- ・今回の国の第2次補正予算では、景気対策、経済対策として、国費規模では一般、特別会計を合わせ約4兆5,000億円、都道府県の事業、市町村の事業、民間企業を含めた経済対策の事業費規模は28兆円を超える額を組んでいる。その中で、私も佐久で普段暮らしていると、多くの皆様から、景気回復を感じられない。我々の地域にはアベノミクスが吹いてこないといったお叱りの声をいただく。景気対策、もう一步、もうひと押しというのが実感だが、わが党が政権を奪還してから、当初予算ではなかなか公共事業費を劇的に増やせないものの、補正を組んだときかなり上乘せをしてきた。ただ、28兆円超の事業費でありながら、実は市町村や都道府県の裏負担分が必要な事業が沢山ある。県の公共事業費の推移においても、オリンピック時をピークに右肩下がり、我々が政権を奪還してからも横ばいの状況であった。その理由として、県には予算が無いとの一言で片づけられていて、国が大型の補正予算を組んでも、なかなか県の事業には反映出来ていないからではないか。おそらく市町村も同じ状況であると思うので、もし使い勝手が悪ければ、地方の実態をもう少し訴えていただければありがたい。
- ・例えば農業支援として、我が党が政策化した多面的機能支払がある。畔草や用水路など、皆で整備した際に補助を出すよう制度設計したが、初年度は忙しい制度設計であり全額国費とした。2年目は各市町村にも負担いただいたが、結局、市の予算がなければ、幾ら希望しても、国の裏付けがあっても事業が出来ないと佐久市の農

家から要望があった。現場でご苦労されている町村長、町村議長の皆様には、国が良いと思って制度設計したが、実は使い勝手が悪い事業もあるというものを具体的に指摘いただきたい。所属の委員会などの活動を通じ、政府の方へしっかりと申し入れさせていただく。

宮島喜文参議院議員

- ・ 地元が長野県であり、須坂や県庁、最後は木曾病院など医療の現場が長かった。経験を踏まえて、一緒に皆様の要望を考えてまいりたい。
- ・ 要望にある医師の偏在、不足はいつも伺っているところだが、日本でも長野県でも医師は増加している中で、偏在という問題は残っている。県内では例えば松本と木曾では3倍の差がある現状で、特に町村の医療について、非常に問題であることを感じているところ。
- ・ 信大附属病院の医師研修制度について、信大附属病院の医局から医師が派遣されない病院は、大体、医師不足になっていた昔からの問題があつて、私も木曾病院に赴任していた時は苦労したことがあるが、今では、徐々に考え方が変わり解消されつつある。県には地域医療支援センターがあるが、信大附属病院と、そして市町村との調整が必要であり、またその環境も整ってきたと思っている。
- ・ 改正医療法が来年4月から施行されることによって、民間の医療法人や自治体などが連携した地域医療連携推進法人を立ち上げることになる。これにより機器の共同購入や使用、またスタッフなどの人の行き来ができるようになり、市町村長はその評議会の中で指導や監督をすることとなる。自治体病院協議会において、この仕組みを地域医療に活用できないかと相談した際、やはりキーとなるのは、市町村の首長ではないかとの意見があつた。私は、地域に根差した医療体制を作るには、この仕組みを活用したらと考えている。もし活用できないならば、活用できる法律にするとか、財政支援も必要だと考えている。検討いただきたい。

杉尾秀哉参議院議員

- ・ 現在は、予算委員会や総務委員会に属しており、地方自治を扱うので、皆様に近い立場で仕事をする、そういう役目を担っている。重点項目、要望項目を拝見し、まだ私も短い議会活動だが、幾つか私の立場からご説明したい。
- ・ 民進党による地方と東京との会議などでも、地方からの要望の一つとして、地方創生推進交付金の使い勝手の悪さが指摘されている。先般の参議院本会議において、消費増税の再延期法案の代表質問をさせていただいたが、その際にも推進交付金の問題点を指摘し、政府側の姿勢をただしたところ。
- ・ 情報化施策については、自治体によってはデータを出す側、受け手・使う側のマッチングが難しい中、官にある膨大なデータと、民とのマッチングにより活用できるようにする官民データ活用推進基本法案を国会審議しているところ。今国会か、来年の通常国会では可決されるのではと思っている。
- ・ 観光振興対策だが、信州は観光自然があふれている。どちらかと言うと、信州は見る観光より体験する観光という印象だが、先ほど話があつたトレイルランもそうだ

が、体験型の観光については、これだけ魅力あふれる地域であり、日本の中でも本当に屈指であって、それだけの潜在力があると思っているが、ちょっとPR力が弱いのではと思われる部分もある。

- ・JRと県などがコラボしながら進められる信州 destinations キャンペーンが、今年はプレキャンペーン、来年が本キャンペーンの年であり、こういった機会を一つ大きなきっかけにすれば、信州・長野県の観光PRができると思っているし、私なりにやらなければならない事が沢山あると思っている。信州・長野県のPRを個人的なフェイスブック等でも出来る限り発信している。全国の人にもっともっと信州の良さをわかってもらいたい。まだまだ掘り起こせるのではないかと思っている。
- ・選挙の際の移動で感じたところだが、山間部の狭隘なところについては道路の未整備地域が多いことを実感した。新潟県や群馬県へ県境を越すと急に道が良くなる。色々な期成同盟から話も伺っているが、まだまだ長野県はバイパスなどもそうだが、未整備の部分がある。野党という立場で限界もあるが、出来る限り皆様の要望に沿った形で、横断道、縦貫道も含め、私たちなりに頑張っていきたい。

小松裕衆議院議員

- ・地方創生に関して、信州は様々な特色がある。長野県は日本一長寿であり、医療費は下から2番目に安い。すばらしい食、自然、観光、宝が沢山ある。皆様と一緒にその宝を生かすようなことをしていきたいのが、一言で言う総論である。
- ・11月11日の規制改革推進会議において示された農協改革に関する新聞記事が出ていたが、自民党の中でも議論になった。この会議では50人ぐらいの議員が発言していたが、地方の議員からのものばかりであった。地方のために、自民党の中で、与党の中で必死にこの地方を守る、農業を守るための発言を必死にしていた。涙ながらに意見している議員もいた。我々は党派を超えても、そういった気持ちは同じだと思う。長野県出身の議員として、地方のために一生懸命やることを誓いたい。
- ・鳥獣対策の特別措置法だが、今日の衆議院の本会議で採決、全会一致で可決成立の見込み。狩猟免許の免除の延長であるとか、ジビエの推進であるとか、そういった鳥獣対策が進むと思われる。長野県の鳥獣被害は大変多いが、しかしこの10年間、だんだんと減ってきている。この減少率は全国でも大変高い。国も対策をしているが、この状況は各町村の皆様による努力の賜物であると思っている。もっと後押しするような予算や鳥獣被害対策をしてかなければいけない。
- ・医師不足については、先ほどから話題に挙がっているが、私も元医者なので、あえて言わせていただきたい。飯山日赤病院も産婦人科医が1人になり、お産が出来なくなった。毎年、内科医も1人ずつ減っている。市長、市民の皆様も心配されて、私も立て直しのために対話するが、医者が来ないことには始まらない。よく予算を確保すれば、また医者の全体数が増えればと聞くが、そう簡単にはいかないと思っている。今回、特別交付税を確保することとなったが、志を持って医者になり、世のため人のため、地方のために頑張りたいと思っている医者に来ていただきたい。
- ・色々と病院をまわる中、院長が必死に医者を集めようとするかどうかの努力の違いを感じる。町村長の皆様は医者には強くは言えないと思うが、院長は医療行為だけで

なく、経営もしっかりしてもらわなければいけないと言っていたきたい。

- ・今、専門医制度が進んでいる。例えば、心臓の専門医になりたい場合、心臓の指導医がいるところへ行かないと専門医になれない。しかも心臓の専門医を維持するために、たくさんの患者を診なければいけない。そうすると患者が沢山いるところに医者が集まることになる。過疎地域や、指導医がいないところから医者が少なくなるということが起こることになる。ようやく去年、地方からこの問題について声が挙がり1年延期となったが、それまでは医者にその専門医制度を任せていた状況であった。地方から声を挙げることで、仕組みが変わる可能性がある。地域が大事ということを、医者にもわからせる努力をお願いしたい。そして医者の仕組みも情報提供するので、地方の思いを伝える努力を一緒にしてほしい。

羽田雄一郎参議院議員

- ・与野党を超えた県選出の国会議員が集まる中で、地域の実情をしっかりと聞きし、心合わせをしながら、地方出身の議員として要望に応えられるよう、県選出国会議員みんなで努力していくことを、まずは誓いたい。
- ・長野県は、道路のミッシングリンク（分断された高速道路等）が大変多い。三遠南信、中部縦貫、中部横断と、与野党を超えて予算を確保し、いち早く完結するように力を尽くしたい。
- ・自然災害が日本全体に多いが、長野県は海に面していないために津波の心配がない。耐震対策と二次被害を回避することで、海沿いの皆様に助け船を出すことができる。防災の拠点になることができる県であると考えている。しっかりと耐震対策ができるよう国に訴えていきたい。そのためにも道路網をしっかりとつなげること。それは物流や観光、経済にもつながっていくので、しっかりと取り組みを続けたい。
- ・地方創生について、政府与党が一体となって行われているが、やはり使い勝手が悪いと感じている。民主党政権の時には、一括交付金や地方交付税を毎年増やし、地域のことは地域で決め、財源がある形を考えていたが、市町村まで行き渡らずに3年少しの中途半端な状況で政権が終わってしまった。やはり地域でしっかりと財源を確保することが大切だと思っており、それぞれの特色を生かした発展ができるよう、一括交付金や地方交付税を増やすことができるよう後押ししていきたい。
- ・民進党になり、自由、共生、そして未来への責任についての政策づくりが、今、最終段階に来ている。しっかりとこれからの国の形を示せるように努力していく。

吉田博美参議院議員

- ・町村会、議長会から、教育、医療・福祉、環境、中小企業、農林業、社会資本の整備、観光と、あらゆる課題のあらゆる分野について、現場での本当に実感したことを要請していただき、ありがたい。
- ・私たちは、同じ長野県選出であり、46都道府県を相手にしながら、いかに長野県の予算確保や政策を進めるかということで、与野党が力を合わせるということは、我々には最初からの道筋であった。私が国土交通大臣の政務官の際は、中部横断道で一生懸命、羽田先生をバックアップした。羽田先生が大臣になられた時には、私

どもの三遠南信道路を一生懸命バックアップしていただいた。お互いに力を合わせながら、長野県内町村の発展のために、皆で頑張ることが大事と思っている。

- 全国から私のところへ要請に来る9割が道路整備に関するのだが、長野県はこんなに道路が悪いのかと感ずるところ。自民党政権になったら公共事業予算が上がったと言われるが、現実を振り返ってみる必要がある。消費税は5%から8%に上がり、労務単価も30%上がって、実質的な町村の事業量は少なくなってきている。声を大にしてもう少し増やしていきたい。特に恵まれないところに傾斜配分することが政治だと思っている。
- 長野県の場合は基幹道路をどうするかということ。そういう意味では大北地域に高速道路がない。松糸道路をいかに早く県が中心となって進めるかどうか。また中部横断道路、中部縦貫道路、こういう基幹道路はしっかりと整備しなければいけない。
- 私が心配していることとして老朽化対策。全国では70万の橋が老朽化しているが、この7割が市町村にある。更に心配しているのが、長野県の市町村において土木技術者が2割しかいないこと。老朽化対策を進める中で、予算、財源をしっかりと確保する必要がある。皆様と力を合わせて、現状を訴え頑張らなければならないと思っている。
- 我々は、長野県のために、長野県に生まれて育って良かったと思ってもらえる、ふるさとづくりのために頑張ってまいりたい。

(2) 質疑応答

藤原町村会長（川上村）

- ・ 地方自治は国家天下を語る場でなく、地域振興のため、町村長も議長も汗を流している。超党派で地域振興を先生方をお願いしなければ、地域の希望は達成できない。
- ・ ゴルフ場利用税の堅持の問題については、国で色々と議論されているが、長野県もゴルフ場の多い県であり、これが撤廃されると、相当自主財源に影響がある。堅持をお願いしたい。
- ・ 固定資産税の安定的確保について、今年、暫定的に減税措置を行ったが、3年間の時限できっぱりやめてもらい、元に戻していただきたい。
- ・ 全国森林環境税については、昨年、自民党税調において前向きな結果となり、大分進展したが、今年、更に前向きな考え方で大綱に入れていただきたい。また開始年度等もしっかり明記していただきたい。

羽田町村会副会長（長和町）

- ・ 地方創生は、都市と地方の格差をなくすことが、一番の原則である。長野県内においても、長野市・松本市などの市部と、私ども58町村とで、この格差がある。地方創生として、それぞれの町村において知恵を出し地域戦略を進めているが、なかなか限界がある。58町村の中には、会社も無い、税収もない、また人口が減少の中で、地方交付税が頼りである。この確保をお願いしたい。
- ・ 医療について、長和町にも依田窪病院があり、院長は医療の腕も良く、人間的にも大変良い方で、医師確保にも大変尽力されている。しかし、色々な要因があり、なかなか医師の確保が出来ない。その中で、地方へは総合医的な医師の方が来ていただきたい。地方自治体では解決できない問題であり、国の医療改革や研修医制度が大きく影響するので、実態を見る中でお願いしたい。

松下町村議会議長会理事（飯島町）

- ・ 杉尾先生から、長野県の道が悪いという話を聞く機会は初めてだが、どちらかというと民進党は、公共事業には否定的な立場とお聞きしているが、力強い言葉がただけて良かったと思っている。
- ・ 道路については、今、南信でリニアの問題がある。自民党の先生方は率先垂範という立場かと思うが、新聞報道では、野党の先生方があまり乗り気でないと言っている。その点をはっきりと意思表示していただき、地元へ帰って報告したい。武田議員のお考えもお聞きしたい。
- ・ 医療の医師確保だが、飯島町も、医師が高齢化する中、医師不足に悩んでいたが、ここへ来て、2名位の先生がふるさとへ帰ってもよいとの言葉をいただいている。帰っていただくには、やはり施設整備とか色々ある。施設整備などにあたって、自治体へ補助金を出すなど、そういった施策も考えていただきたい。

羽田雄一郎参議院議員

- ・国土交通大臣も務めたので、私からはっきりと申し上げたい。我々「コンクリートから人へ」という理念は打ち出した。これは、自民党政権が色々とお金をつぎ込み過ぎて大借金をつくり、そして年金問題でグシャグシャになり、我々の政権となったからであり、その中で、道路のミッシングリンク（分断された高速道路等）は、逆に選択と集中により財源を相当つけてきた。83ダムあるうち3分の1は、有識者会議や地域の皆様の意見も聞き、必要ない、十分水もあるということで止めさせていただいた。そこから財源をつくって、道路のミッシングリンク（分断された高速道路等）の解消、また人への投資、子どもの育ちとか、そういった施策への財源にした。
- ・我々は、公共事業を否定していたわけではなくて、必要な公共事業は集中と選択で進め、財源をつくって、人への投資もしていくというのが基本的な考え方。象徴的に「コンクリートから人へ」と言ったため公共事業に反対していると思われたが、実際には必要なところは促進してきたところ。
- ・リニアについては、我々の民進党の中でも議員連盟をつくって推進している。私も副会長で入り推進している。JR東海が進めるものだが、財政投融资で8年間前倒しするといった今回の法案について、一部の議員から、国民の税金を使ってするかという議論が最初あったことは事実。ただ、これは大間違いで、JR東海が返す資金を作っていくというもので、一切国民の税金を使う話ではないので、代表・幹事長にも理解を得て、賛成して法案を通してしている。ただ、地域住民の皆様の懸念において、しっかりと地域の皆様の声を聞き進めるようにといった附帯決議を、我が党が発信してつけさせていただいたところ。この点をご理解いただきたい。

杉尾秀哉参議院議員

- ・必要な道路は間違いなくある。きちんと整備はしていかなければいけないし、維持管理はもっと大変になってくる。先ほど吉田先生がおっしゃったとおりだと思う。ただ道路だけ作ればいいのかというのではなく、やはり人がいなければいけない。最大の問題は人口減少であり、これは地方の問題でもあり、全国の問題でもある。やはり人への投資を重視するというのは、こういう人口減少対策という意味も含めてであり、その辺のバランスは必要であると思う。
- ・リニアについては、私も反対ではない。ただ、建設に当たっては、自然環境への配慮、残土の問題、安全確保の問題などに万全な配慮をしながら、工事を進めていくべきとの考え方で、リニアそのものに反対している訳ではないということは、はっきり申し上げたい。

武田良介参議院議員

- ・日本共産党は公共事業へ反対している印象を皆様持っているかもしれないが、道路整備や架橋であろうと、本当に必要なものは当然あるので、進めるべきものは進めていきたいという立場である。

- ・リニア中央新幹線については、日本共産党としても、私自身としても、安全性の面や環境破壊など、あらゆる点で懸念すべきものがあり、これは推進すべきではないだろうと考えている。重点提案にあるリニアの該当部分を、その立場から見れば、アクセス道路だとか、リニア新駅の関連施設等の整備促進は、賛同できないこととなってしまうが、工事中の安全対策、環境への影響配慮、自治体が独自に実施する環境評価への財政支援などはそのとおりであって、私も国会に求めているところ。この点については、皆様と共にやっていきたい。

木内均衆議院議員

- ・医師の招聘に対する補助金等の創設については、ありがたい提案だと思う。個人医院の開業であり、国費、県費や市町村費を充当することは本来ありえないが、ふるさとのために貢献したいとの特別の意志をお持ちの方への特別な措置を、との趣旨であり、我々もそういう声があることは伝えてまいりたい。

佐々木町村会理事

- ・森林環境税を早く創設していただきたい。戦後、山の本を切ってみんな使ってしまったが、丸坊主の山に力を合わせて植栽した。例えば長野県ではカラマツだが、ようやく戦後植栽したカラマツの伐期が来て、全部切れる状況になってきた。ここ最近、長野県のカラマツの品質は非常に注目されており、日本で品質が一番だろうということで、安定した価格で売ることができるようになってきている。しかし、高性能な林業機械を使いコスト低減は図っているが、伐採し出荷をしても、山もとにはわずかの収入にしかない。その中から、次に地ごしらえ、植林、草刈、つる切り、間伐と、手入れが続くことになる。公有林であれば、我慢をしてもやる気にはなると思うが、民有林の皆様は、切って売って、少しでも収入となったら、後は知らないという事が多くなるのではといった懸念がある。伐採をした後、次の木を育てるための財源を国で手当していただければ、安心して次の世代の豊かな森を育てることができる。
- ・一億総活躍や、地方創生に関係し、農業改革、全農さえつぶせば農家が豊かになるという理論は、どうかという気がする。確かに全農や中央会も変わらなければいけない。農協はもともと農家の組合がつくったもので、農家は農協と一体。それが少し上のほうにいくにしたがってずれていってしまうという気がする。最初の農協バッシングは、今から36、37年前だったか、立花隆さんの書いた『農協－巨大な挑戦』だと思う。当時私も専業農家だったが、あの本には拍手喝采を送った。その後、ガット・ウルグアイラウンドの4、5年前から、日本のサラリーマンが豊かになれないのは、日本の食料、農産物が高いからだ、サラリーマンが1戸建ての家を建てられないのは、農家が宅地を提供しないからという論議で、農家と農協のバッシングがあった。そして平成3年、1991年、ガット・ウルグアイラウンドが起きた。では、その後サラリーマンが豊かになったかと言えばそうでもない。農家だけが数が減って、所得が減って、未だに苦しんでいる。地方創生であるならば、やはり地方が本場に創生する仕組みをお願いしたい。

篠原孝衆議院議員

- ・農協バッシングについて話したい。立花隆さんと講演会で一緒になったことが何回もある。農に非常にこだわりがあり、地方に根を張って生きていく、これが健全だという考えの方。したがって、佐々木町長にもお分かりいただけたのだと思う。
- ・今の安倍政権は相当おかしい。ウルグアイラウンドの話があったが、その前は経団連や経済同友会からの農政提言ラッシュがあった。当時は日米通商摩擦であり、アメリカから輸入するものが無く、経済界は農産物を輸入することを進めた。典型的なものとして、ダイエーの中内会長は、輸入すればアメリカのオレンジを売ってもいいと言っていた時代だった。それでも財界からの農政提言ではあったが外部で言っていた。ところが今はめっちゃくちゃ。規制改革推進会議、産業競争力会議、法律的な根拠がない内閣、総理の直轄機関であり、勝手に委員を選んで勝手なことを言わせている。専門家はいない。財界や、学会からへんなとんがった学者が入り発言しているだけ。意志決定過程、デュープロセスを、正当な手続きを踏んでおこなっていない。国会も無視、与党も無視している。非常に良くないと思う。
- ・更に、これはT P Pと連動している。完璧な農協つぶしとして。以前、ゆうちょの300兆円を民間市場に繰り出した。次に、農協は共済と貯金で150兆円位ある。これも民間に繰り出したい意図がある。
- ・そして全農。遺伝子組み換えについて、日本やヨーロッパは非常に厳しいが、アメリカはルーズ。全農のブランド、全農は完璧に分けている。アメリカの穀物倉庫の中で分けられていて、邪魔でしようがない。したがって、民営化して、アメリカの穀物商社が支配して、ぐちゃぐちゃにするのが狙い。だから全農にこだわっている。韓国やオーストラリアの公社的なものは同じ運命をたどっている。絶対にやってはいけない。そもそもアメリカという社会は、個人と民間企業しか存在せず、国民健康保険を国がやるのはけしからんと言っている国。協同組合という相互扶助の存在すら認めていない。
- ・森林環境税、これはパリ協定に直結する。CO₂を出さず、カーボンやCO₂のインフラを行っていくというもの。日本の自然、森林は、その点で最も貢献している。ただ、日本は先進国の中で唯一、発効日までに承認できなかった。未だに国内総生産を600兆円に上げようとしている。そういう事を国是としている国はない。世界はCO₂の排出は抑えて、生活水準を抑えても、生産量を抑えても、地球環境全体の生命の危機であり、進めようとしている中であるのに、日本は無頓着だ。森林環境税も、真っ先に進めなければいけないものと思っている。全面的にバックアップしたい。

木内均衆議院議員

- ・農政改革は、政府側と与党側でせめぎ合いをしている。私たちは地方から選ばれている党の代表という立場で政府側に申し上げていきたい。
- ・森林環境税については、長野県が森林づくり県民税を導入した際、私も農林副委員長で推進した立場である。他の議員からは、なぜCO₂を吸収する森林を持つ長野

県民に負担させるのか、都会まで含めて対応すべき問題ではないかという議論もある中で、県民の皆様の理解をいただき、導入した経過がある。したがってそういう意味では、日本全体で森林環境税を導入していくことは、私は大賛成したい。ただ、消費税を再々延期し、増税を一度諦めているのに、国民負担、税金を上げるといふのはいかがかとの政府側の見解がある。これから党税調で協議が始まるので、今、地方側からいただいた意見を政府側に主張したいが、状況として厳しい状況にあると思う。

7 結び

藤原町村会長（川上村長）

- ・大変長時間にわたり、我々の意見を聞いていただき、感謝申し上げます。
- ・先生方も色々な部会等があり、大変お忙しい中お集まりいただき感謝申し上げます。

関係省庁への面談要望概要

1 日 時 平成28年11月25日（金）10時～12時

2 要望場所

関係省庁：1班 ①内閣府（地方創生）、②総務省、③厚生労働省

2班 ①農林水産省、②国土交通省

3 要望先別班編成等

班	要望先省庁	出席者	事務局	長野県東京事務所
1	内閣府 （地方創生） 総務省 厚生労働省	【議長会】 ○下平副会長、松下理事、 北村理事	中村事務局長、事 務局職員2名	増田課長補佐 ・浦澤主査 （内閣府） 西川課長 （総務省） 市川課長補佐 （厚生労働省）
		【町村会】 ◎藤原会長、平林副会長、 市村理事、唐木理事		
2	農林水産省 国土交通省 （観光庁）	【議長会】 ◎久保田議長会長、寺島理事、 小川理事、木次監事、 村上監事	事務局職員3名	大池課長補佐 （農林水産省） 磯貝主査 （国土交通省）
		【町村会】 ○羽田会長代行、佐々木理事、 藤澤理事		

◎班長、○副班長

- ・全国町村議会議長会長（事務総長）～面談要望
【久保田議長会長、事務局職員】
- ・全国町村会長（事務総長）～面談要望
【藤原町村会長、中村事務局長、事務局職員】

国への重点提案・要望先省庁一覧

[H28. 11. 25実施]

要望事項	1	2	3	4	5	6	7	8	
	議会の権能強化	創生一億人の更なる推進	情報化施策の推進	地域の医療・保健体制の充実	野生鳥獣被害対策の推進	観光振興対策の推進	実老朽化対策の充実	道路等交通網の整備	河川の整備促進
内閣府・内閣官房	地方創生担当大臣		○						
	内閣府副大臣		○						
	● 内閣府大臣政務官		○						
	まち・ひと・しごと創生本部事務局長 (内閣府官房副長官)		○						
	まち・ひと・しごと創生本部事務局長代行 (内閣総理大臣補佐官)		○						
	まち・ひと・しごと創生本部事務局長代行 (内閣官房副長官補)		○						
	まち・ひと・しごと創生本部事務局 地方創生総括官		○						
	まち・ひと・しごと創生本部事務局 地方創生総括官補		○						
	まち・ひと・しごと創生本部事務局 地方創生総括官補		○						
	まち・ひと・しごと創生本部事務局次長		○						
	まち・ひと・しごと創生本部事務局次長		○						
	地方創生推進事務局長		○						
	地方創生推進室室長代理		○						
	地方創生推進室次長		○						
	14名								
総務省	総務大臣	○		○					
	総務副大臣	○		○					
	総務副大臣	○		○					
	総務大臣政務官	○		○					
	総務大臣政務官	○		○					
	総務大臣政務官	○		○					
	総務事務次官	○		○					
	総務審議官	○		○					
	総務審議官	○		○					
	総務審議官	○		○					
	総務省大臣官房長	○		○					
	総務省官房総括審議官	○		○					
	総務省官房総括審議官	○		○					
	総務省官房総括審議官	○		○					
	総務省官房地域力創造審議官	○		○					
	● 総務省自治行政局長	○		○					
	総務省自治行政局官房審議官	○		○					
	総務省自治行政局行政課長	○		○					
総務省自治行政局市町村課長	○		○						
総務省自治行政局地域政策課長	○		○						
総務省自治行政局地域自立応援課長	○		○						
21名									
厚生労働省	厚生労働大臣				○				
	厚生労働副大臣				○				
	厚生労働副大臣				○				
	厚生労働大臣政務官				○				
	厚生労働大臣政務官				○				
	厚生労働大臣補佐官				○				
	● 厚生労働事務次官				○				
	厚生労働大臣官房長				○				
	厚生労働省医政局長				○				
9名									

国への重点提案・要望先省庁一覧

[H28. 11. 25実施]

要望事項	1	2	3	4	5	6	7	8
	議会の権能強化	創生一億の更なる推進	情報化施策の推進	地域の充実	野生鳥獣被害対策	観光振興対策の推進	実老朽化対策の充実	道路等交通網の整備
農林水産省	農林水産大臣					○		
	農林水産副大臣					○		
	農林水産副大臣					○		
	農林水産大臣政務官					○		
	農林水産大臣政務官					○		
	農林水産事務次官					○		
	農林水産審議官					○		
	農林水産大臣官房長					○		
	農林水産省大臣官房総括審議官					○		
	農林水産省農村振興局長					○		
	農林水産省農村振興局次長					○		
	● 農林水産省大臣官房審議官(兼農村振興局)					○		
	12名							
林野庁	林野庁長官					○		
	林野庁次長					○		
	林野庁林政部長					○		
	林野庁森林整備部長					○		
	林野庁国有林野部長					○		
5名								
国土交通省	国土交通大臣					○	○	○
	国土交通副大臣					○	○	○
	国土交通副大臣					○	○	○
	国土交通大臣政務官					○	○	○
	国土交通大臣政務官					○	○	○
	国土交通大臣政務官					○	○	○
	国土交通事務次官					○	○	○
	技監					○	○	○
	国土交通審議官					○	○	○
	国土交通審議官					○	○	○
	国土交通審議官					○	○	○
	国土交通大臣官房長					○	○	○
	国土交通省水管理・国土保全局長							○
	● 国土交通省水管理・国土保全局次長							○
	国土交通省水管理・国土保全局砂防部長							○
	国土交通省道路局長						○	
	国土交通省道路局次長						○	
	国土交通省官房審議官(道路)						○	
	国土交通省鉄道局長						○	
	国土交通省鉄道局次長						○	
国土交通省官房審議官(鉄道)						○		
国土交通省官房技術審議官(鉄道)						○		
22名								
観光庁	観光庁長官					○		
	観光庁次長					○		
	● 観光庁審議官					○		
	観光庁観光地域振興部長					○		
4名								

注. ●印が付いている者は、面談した者である。

1 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進

<提案・要望内容>

1 実効性のある地方創生への取り組み

- (1) 地方創生推進交付金について、町村における新たな発想や創意工夫を活かした地方創生の推進に資する事業に対し、ハード・ソフトなどを問わず柔軟に活用できるよう、自由度の高い交付金とするとともに、手続きを簡素化し、その規模を拡充すること。
また、少なくとも当面の5年間を見据えて施策展開を図ることができるよう継続的な交付金とすること。
- (2) まち・ひと・しごと創生事業費について、引き続き十分な額を確保するとともに、町村が着実に執行することができるよう、まち・ひと・しごと創生事業費とは別に、その町村の財政規模に配慮した地方財政措置を確実に講じること。
- (3) 定住自立圏の中心市要件を満たす都市がない圏域において、連携協約を締結して定住の受け皿づくりに取り組む町村に対する財政支援措置を創設すること。

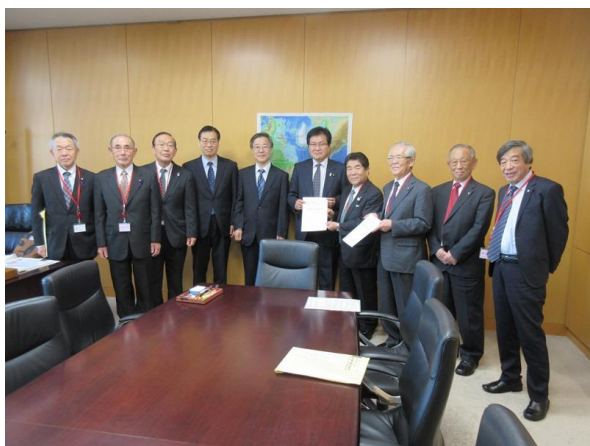
2 人口減少対策の推進

- (1) 地方から東京圏への人口流出（特に若い世代）に歯止めをかけ、東京一極集中を是正するため、政府機能、本社移転等を、引き続き推進すること。
- (2) 市町村が地域の実情に応じ、子育て支援サービスを安定的に実施できるよう、「子ども・子育て支援新制度」の量の拡充や質の改善を図るとともに、恒久的な財源措置を講じること。
- (3) 地方公共団体が行う先駆的な取り組みを支援する「地域少子化対策重点推進事業」について、地方からの意見等を踏まえて本制度を検証したうえで、地方が地域の実情に応じて取り組む様々な対策を支援するため、採択要件の緩和や総額を拡充するとともに、恒久的な財源を確保すること。
- (4) 大都市圏から地方への人口還流を促進し、地域の活性化を図るため、移住交流者の受け入れ態勢支援を充実すること。特に、高齢者の移住の受け入れについて、受け入れ町村の財政負担に配慮した仕組みを構築・充実すること。

3 人口定着に向けた地域経済・雇用対策の推進

- (1) 地域資源を活用した新たなビジネスによる地域雇用の創出を図るため、地方創生に関連した創業・立地や6次産業化等の施策に対する支援を充実させるとともに、必要な法整備を行うこと。
- (2) 地域の活性化を図るため、商業基盤の整備や空き店舗の利活用など、地域コミュニティの再構築を含めた、商店街の活性化に対する支援の拡充を図ること。
- (3) 外国人研修・技能実習制度について、それぞれの地域における労働環境や業種を踏まえた制度となるよう、継続期間の算定方法などの見直しを行うこと。

<面談要望状況>



務台内閣府大臣政務官と面談し、「一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進」について要望書を手渡しました。

務台大臣政務官からは、「地方創生交付金の使い勝手については、引き続き事務担当に申し入れていく」「長野県は特区の申請が少ない。特区で出来そうなものは検討してほしい」「交付金の申請については、私も含め、唐澤総括官や佐々木局長など、長野県出身者が地方創生に携わっているので、町村長から遠慮なく申し入れて欲しい」旨の発言がありました。

◎要望先

省 庁 名	役 職 名	氏 名
内 閣 府 ・ 内閣官房	地方創生担当大臣	山本 幸三
	内閣府副大臣	松本 洋平
	内閣府大臣政務官	務台 俊介
	まち・ひと・しごと創生本部 事務局長（内閣府官房副長官）	杉田 和博
	まち・ひと・しごと創生本部 事務局長代行（内閣総理大臣補佐官）	和泉 洋人
	まち・ひと・しごと創生本部 事務局長代行（内閣官房副長官補）	古谷 一之
	まち・ひと・しごと創生本部事務局 地方創生総括官	唐澤 剛
	まち・ひと・しごと創生本部事務局 地方創生総括官補	中川 真
	まち・ひと・しごと創生本部事務局 地方創生総括官補	末宗 徹郎
	まち・ひと・しごと創生本部 事務局次長	大島 一博
	まち・ひと・しごと創生本部 事務局次長	頼 あゆみ
	地方創生推進事務局長	佐々木 基
	地方創生推進室室長代理	川上 尚貴
	地方創生推進室次長	塩田 康一

情報化施策の推進

<提案・要望内容>

- 1 市町村の情報システムの共同化支援
市町村が行う情報システムの共同化（基幹系・内部情報系）にあたっての共通運用経費に対し、財政支援を講じること。
- 2 社会保障・税番号制度の円滑な導入
 - (1) 番号制度の運用にあたっては、広く国民に周知し理解を得るとともに、システムが安定的に稼働し、個人番号カードの発行が円滑に進むよう、抜本的な対策を講じること。
 - (2) 地方公共団体の既存システムの改修をはじめ番号制度の導入・運用にあたっては、町村に超過負担が生じないよう国の責任において財源を確保すること。
 - (3) 番号制度の導入に伴う既存システム改修の補助については、現在、市町村が進めている基幹系のクラウドシステムの共同化により改修が生じた場合や、既に策定済みの計画等により、今後システム更新や刷新等を行うこととなった場合において、補助金の返還が生じないよう配慮すること。
- 3 国の制度改正に伴うシステム改修経費への支援
国の制度改正に伴う電算システムの開発・改修について、町村に超過負担が生じないよう国の責任において財源を確保するとともに、制度改正の詳細決定から施行までの準備期間を十分確保すること。
- 4 情報セキュリティ対策の推進
町村が維持管理、運用する情報システム及び付随のネットワーク等に対するサイバー攻撃は、番号制度の導入に伴い、更に高度化しているが、町村は膨大な住民情報を保有しているため、その機密性を堅持するための技術的・財政的支援を講じること。

<面談要望>



安田自治行政局長と面談し、「情報化施策の推進」について要望書を手渡しました。

安田局長からは、「マイナンバーカードについては、住民票のコンビニ交付など、民間サービスを含め利活用を進めていくので、皆様にも普及に向けご協力をお願いしたい」「情報化施策は、各省庁にまたがるものであり、総務省としても難しさがある点をご理解願いたい」旨の発言がありました。

◎要望先

省 庁 名	職 名	氏 名
総 務 省	総務大臣	高市 早苗
	総務副大臣	あかま 二郎
	総務副大臣	原田 憲治
	総務大臣政務官	富樫 博之
	総務大臣政務官	金子 めぐみ
	総務大臣政務官	島田 三郎
	総務事務次官	佐藤 文俊
	総務審議官	笹島 誉行
	総務審議官	福岡 徹
	総務審議官	鈴木 茂樹
	総務省大臣官房長	山田 真貴子
	総務省官房総括審議官	稲山 博司
	総務省官房総括審議官	長屋 聡
	総務省官房総括審議官	武田 博之
	総務省官房地域力創造審議官	時澤 忠
	総務省自治行政局長	安田 充
	総務省自治行政局官房審議官	宮地 毅
	総務省自治行政局行政課長	篠原 俊博
	総務省自治行政局市町村課長	松田 浩樹
総務省自治行政局地域政策課長	小川 康則	
総務省自治行政局地域自立応援課長	山越 伸子	

地域医療・保健体制の充実

<提案・要望内容>

1 医師の確保

地域医療機関の医師不足が深刻であり、地域別、診療科別の医師の偏在を是正するため、中小公立病院を中心に適正な配置が行えるよう、一定期間、医師不足地域への勤務を義務付けることや、女性医師がライフステージに応じて働き続けることができるよう、保育や再就業の支援の拡充等に取り組むこと。

また、産婦人科医のように医師不足が深刻な診療科や地域の特性に配慮した、より適切な診療報酬上の評価を行うこと。

2 保健師等の確保

保健師、助産師、看護師等の養成・確保を図るとともに、働き続けられる就業環境の整備を促進し、職場への定着化を図ること。

また、復職支援や再就業対策について適切な措置を講じるとともに財政的支援を充実すること。

<面談要望>



二川厚生労働事務次官と面談し、「地域医療・保健体制の充実」について要望書を手渡しました。

二川事務次官からは、「地域の産科環境を保つためには、一定の分娩数が必要であり、各地域でのあり方を検討してほしい」「県内の偏在是正については、地域医療支援センターなどによって、その役割は県にお願いしたいところ」「研修制度等が大学中心であることは問題だと認識しているので、地方で研修する仕組みの構築を進めたい」旨の発言がありました。

◎要望先

省 庁 名	職 名	氏 名
厚生労働省	厚生労働大臣	塩崎 恭久
	厚生労働副大臣	古屋 範子
	厚生労働副大臣	橋本 岳
	厚生労働大臣政務官	堀内 詔子
	厚生労働大臣政務官	馬場 成志
	厚生労働大臣補佐官	菅原 晶子
	厚生労働事務次官	二川 一男
	厚生労働大臣官房長	樽見 英樹
	厚生労働省医政局長	神田 裕二

野生鳥獣被害対策の推進

<要望内容>

1 野生鳥獣被害対策の拡充

野生鳥獣による被害は、経済的損失にとどまらず、農林業従事者の意欲の減退や耕作放棄地の増加要因ともなるため、町村が被害防止計画に基づく取り組みを積極的に推進できるよう、鳥獣被害防止総合対策を一層推進するとともに鳥獣被害対策に関する交付金予算を十分確保すること。

2 国主導による広域捕獲の強化

国立公園や国有林等の国が面的管理をする地域等については、関係地方公共団体との十分な連携のもと、国主導により鳥獣被害対策を講じること。

3 駆除従事者の育成・確保

有害鳥獣捕獲の従事者に対する銃刀法に基づく技能講習の免除を延長するとともに、狩猟者の育成・確保に向けた支援の拡充・強化をはかること。

<面談要望>



田中大臣官房審議官（兼農村振興局）と面談し、「野生鳥獣被害対策の推進」について要望書を手渡し、長野県内の野生鳥獣被害の実態を訴えました。

田中審議官からは、「交付金の要望については、予算確保に向け財務省へ申し入れていく」「ハンターの減少や高齢化の現状を踏まえ、講習会開催などサポートしていきたい」「長野県で進められている解体処理車の実証実験については、技術的な点も含め現場の声を聞かせてほしい」旨の発言がありました。

◎要望先

省 庁 名	職 名	氏 名
農林水産省	農林水産大臣	山本 有二
	農林水産副大臣	磯崎 陽輔
	農林水産副大臣	齋藤 健
	農林水産大臣政務官	細田 健一
	農林水産大臣政務官	矢倉 克夫
	農林水産事務次官	奥原 正明
	農林水産審議官	松島 浩道
	農林水産大臣官房長	荒川 隆
	農林水産省大臣官房総括審議官	山口 英彰
	農林水産省農村振興局長	佐藤 速水
	農林水産省農村振興局次長	室本 隆司
	農林水産省大臣官房審議官（兼農村振興局）	田中 照久
林 野 庁	林野庁長官	今井 敏
	林野庁次長	沖 修司
	林野庁林政部長	三浦 正充
	林野庁森林整備部長	織田 央
	林野庁国有林野部長	本郷 浩二

道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実

<要望内容>

1 道路の整備促進

- (1) 中部横断自動車道、中部縦貫自動車道、三遠南信自動車道の早期整備を図ること。
- (2) 国道18・19・20・153・158号の直轄事業を着実に進めるとともに、県が管理する国道の整備が促進されるよう必要な財源を確保すること。
- (3) 国道、県道及び市町村道の均衡ある整備促進を図るとともに、町村が必要とする道路整備を計画的に実施できるよう、社会資本整備総合交付金の必要額を確保すること。

2 リニア中央新幹線関連道路等の整備促進

- (1) リニア中央新幹線の開通効果が県内各地に広く波及するよう、アクセス道路やリニア駅の関連施設等の整備促進を図ること。
また、工事期間中の安全対策や環境への影響について十分配慮するとともに、地元自治体の意見を十分勘案するよう、JR東海への指導・監督を行うこと。
- (2) リニア中央新幹線の工事に伴い、住民生活の安全安心を確保するために、地元自治体を実施する環境評価にかかる独自調査や、地元住民からの相談対応等にかかる経費に対し、財政支援措置を講じること。

3 インフラ老朽化対策の充実

- (1) 急速に進む社会資本の老朽化に対して、適切な維持管理や計画的な修繕更新等を着実に実施するとともに、現場を担う人材不足の解消のため、継続的に人材を育成・確保し、長期的・計画的に事業推進できる仕組みを構築すること。
また、町村が老朽化対策を計画的に実施できるよう、さらなる財政支援の拡充を図ること。
- (2) 町村とネクスコ東日本・中日本が連携して実施する高速道の跨道橋の点検・修繕について、計画的かつ円滑に実施していくことができるよう、情報共有に努めるとともに、点検・修繕に係る町村負担の軽減を図ること。

河川の整備促進

<要望内容>

- 1 護岸整備等、河川の整備促進を図るとともに、十分な予算を確保すること。
- 2 町村が行う防災上必要な準用河川や沢の改修及び維持管理への財政支援等の拡充を図ること。
- 3 地方の意見や実情を十分踏まえ、直轄事業を着実に進めるとともに、洪水時の災害対応等を迅速かつ的確に実施するため千曲川等の河川について国による一元管理化を図ること。

観光振興対策の推進

<要望内容>

- 1 地域資源を生かした観光振興
町村の特色ある地域資源を生かした観光振興を積極的に進めるため、観光振興事業に対する交付金制度の創設など財政支援を図ること。
- 2 国際大会開催による地域観光・経済の振興
2020年の東京オリンピック・パラリンピックや2019年のラグビーワールドカップにおいて、訪日客や選手が開催地のみならず多くの地域を訪問できるよう体制や環境を整備すること。また、インバウンド観光による経済振興や、国際交流といった様々な効果が町村等の地域にも波及するよう積極的に取り組むこと。

<面談要望>



野村水管理・国土保全局次長と面談し、「河川の整備促進」について要望書を手渡しました。

野村次長からは、「中抜け区間は、国土交通省と長野県との意見を聞く中で、考えてまいるたい」「近年の集中豪雨等により、河川整備の必要性が広がりつつあり予算も少しずつ戻しているが、引き続き頑張りたい」「地域の実情が解っている河川事務所と情報共有を図っていただきたい」旨の発言がありました。



また、瓦林観光庁審議官と面談し、「観光振興対策の推進」について要望書を手渡しました。

瓦林審議官からは、「地域が主役になるようノウハウの提供による支援や、施設整備に係る補助金の支出等に向けて、調整を進めていく」「観光庁として充実した支援を行っていくので、具体的なやりたい事等をご相談いただきたい」旨の発言がありました。

◎要望先

省 庁 名	職 名	氏 名
国土交通省	国土交通大臣	石井 啓一
	国土交通副大臣	末松 信介
	国土交通副大臣	田中 良生
	国土交通大臣政務官	根本 幸典
	国土交通大臣政務官	藤井 比早之
	国土交通大臣政務官	大野 泰正
	国土交通事務次官	武藤 浩
	技監	森 昌文
	国土交通審議官	田端 浩
	国土交通審議官	毛利 信二
	国土交通審議官	花岡 洋文
	国土交通大臣官房長	吉田 光市
	国土交通省水管理・国土保全局長	山田 邦博
	国土交通省水管理・国土保全局次長	野村 正史
	国土交通省水管理・国土保全局砂防部長	西山 幸治
	国土交通省道路局長	石川 雄一
	国土交通省道路局次長	青木 由行
	国土交通省官房審議官（道路）	増田 博行
	国土交通省鉄道局長	奥田 哲也
	国土交通省鉄道局次長	水嶋 智
国土交通省官房審議官（鉄道）	山上 範芳	
国土交通省官房技術審議官（鉄道）	潮崎 俊也	
観 光 庁	観光庁長官	田村 明比古
	観光庁次長	蝦名 邦晴
	観光庁審議官	瓦林 康人
	観光庁観光地域振興部長	加藤 庸之

県に対する

重点提案・要望結果
提案・要望結果

県に対する面談提案・要望

【県知事に対する重点提案・要望】

- 1 日 時：平成28年11月11日（金）16時00分～17時30分
- 2 場 所：長野市 THE SAIHOKUKAN HOTEL 2階「ウエスト」
- 3 県の出席者

知 事	阿 部 守 一
副知事	太 田 寛
副知事	中 島 恵 理
危機管理監兼危機管理部長	野 池 明 登
企画振興部長	小 岩 正 貴
総務部長	小 林 透
県民文化部長	青 木 弘
健康福祉部長	山 本 英 紀
環境部長	関 昇一郎
産業政策監兼産業労働部長	石 原 秀 樹
観光部長	吉 澤 猛
農政部長	北 原 富 裕
林務部長	池 田 秀 幸
建設部長	奥 村 康 博
建設部リニア整備推進局長	水 間 武 樹
教育次長	小 林 資 典
市町村課長	堀 内 昭 英

4 出席者

【長野県町村議会議長会】

会 長	久保田 三 代	(野沢温泉村議会議長)
副会長	下 平 豊 久	(豊丘村議会議長)
理 事 (総務文教部会長)	松 下 壽 雄	(飯島町議会議長)
理 事 (社会環境部会長)	北 村 利 幸	(小谷村議会議長)
理 事 (産業経済部会長)	寺 島 涉	(飯綱町議会議長)
理 事 (建設部会長)	小 川 純 夫	(長和町議会議長)
監 事	木 次 孝 茂	(北相木村議会議長)
監 事	村 上 眞 章	(上松町議会議長)

【長野県町村会】

会 長	藤 原 忠 彦	(川上村長)
副会長	羽 田 健一郎	(長和町長)
副会長	平 林 明 人	(松川村長)
理 事 (総務文教部会長)	久保田 勝 士	(高山村長)
理 事 (社会環境部会長)	唐 木 一 直	(南箕輪村長)
理 事 (産業経済部会長)	藤 澤 泰 彦	(生坂村長)
理 事 (建設部会長)	佐々木 定 男	(佐久穂町長)
監 事	青 木 悟	(下諏訪町長)
常務理事	中 村 靖	



【県議会議長に対する陳情】

- 1 日 時：平成28年11月11日（金）13時30分～13時40分
- 2 場 所：長野市 県庁議会棟 1階「議長応接室」
- 3 県議会の出席者
 総務課長 吉 沢 久
 （議長・副議長・事務局長が公務のため代理）

4 出席者

【長野県町村議会議長会】

会 長 久保田 三代 （野沢温泉村議会議長）
 副会長 下 平 豊 久 （豊丘村議会議長）

【長野県町村会】

会 長 藤 原 忠 彦 （川上村長）
 副会長 羽 田 健一郎 （長和町長）
 副会長 平 林 明 人 （松川村長）
 常務理事 中 村 靖

県に対する提案・要望項目

- 1 長野県北部地震、長野県神城断層地震、御嶽山噴火災害からの復興と防災対策の強化
- 2 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進
- 3 道州制反対
- 4 地域公共交通対策の推進
- 5 教育環境の整備
- 6 情報化施策の推進
- 7 地域医療・保健体制の充実
- 8 社会保障制度の充実
- 9 環境保全対策の推進
- 10 TPP協定への適切な対応
- 11 農業・農村対策の推進
- 12 野生鳥獣被害対策の推進
- 13 森林・林業対策の推進
- 14 地域経済活性化対策の推進
- 15 観光振興対策の推進
- 16 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実
- 17 河川の整備促進
- 18 砂防施設の整備促進
- 19 住宅等の耐震化の促進
- 20 空き家対策に対する総合的な支援策の充実
- 21 冬期交通の確保
- 22 地籍調査事業の推進

※ ○印を付した項目は、重点提案・要望項目

1 長野県北部地震、長野県神城断層地震、御嶽山噴火災害からの復興と防災対策の強化

件 名

- 1 長野県北部地震、長野県神城断層地震、御嶽山噴火災害からの復興
- (1) 長野県北部地震、長野県神城断層地震において被災した町村の復興計画に基づく事業等が、計画的かつ円滑に推進できるよう、更なる財政措置を講じるとともに、復興の加速化に向けて、有効な対策を早急に講じること。
- (2) 御嶽山の噴火災害を踏まえ、御嶽山火山観測体制として、木曾地域に火山専門家等を配置した火山研究施設を配置することや、登山者等の安全確保のための警戒避難体制の構築や避難壕等火山安全設備の整備等に対し、技術的・財政的支援及び拡充を行うよう国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ 栄村の復興に向け、県では栄村復興基金を設置し、住宅再建や集落復興、子育て支援センターや観光案内所の整備など、村の復興計画に基づく事業に対し財政支援を行ってきたところ。引き続き、村と緊密に連携し、復興計画に基づく事業が計画的かつ着実に進められるよう、栄村復興基金による財政支援を行ってまいりたい。
- ・ 長野県神城断層地震に対しては、被災した道路、農地、河川などのインフラの早期復興、二次災害防止のための地すべり対策、被災者の生活再建など、被災地域の復興のために全力で取り組んできた。特に、県単独として国の被災者生活再建支援法の対象とならない被災者への災害見舞金の支給や、被災者向け公営住宅建設にかかる嵩上げ補助制度の創設等、全庁を挙げて対応してきた。引き続き、市町村や関係機関と緊密に連携し、早期復興に向けて支援してまいりたい。
- ・ 御嶽山火山の防災対策については、観測体制の強化や火山研究者の育成などを、知事会を通じて国へ要望するとともに、山小屋の屋根強化や、避難壕・避難舎設置などの国の対応が難しいものは、県単独の補助等を創設し取り組んでいるところ。火山防災対策は重要であり、前進に向け取り組んでまいりたい。

参 考

- 1 長野県北部地震からの復興
- (1) 復旧・復興の取組
- ・ 復興村営住宅（18棟）建設等による被災住宅の再建
 - ・ 農地、水路等の改修、被災畜舎の再建、農産物等直売所の整備
 - ・ 一部県道（H28完了予定）を除き全線復旧
 - ・ 観光案内、子育て支援等の複合施設の整備 等
- (2) 復興計画の推進のための財政支援
- ・ 平成23年度に国の特別交付税を財源とする栄村復興基金（10億円）を設置し、村が復興計画に基づいて実施する事業に対して同基金を交付
 - ・ 平成27年度までに5億9,209万9千円（H24年度:9,209万9千円、H25年度:5億円）を交付、平成28年度は1億6,600万円を交付予定
 - ・ 基金の残額（2億4,190万1千円）については、村の復興事業がより柔軟かつ迅速に行われるよう、村の意向を確認し、早期に交付する予定

(3) 復興の状況

区 分	震 災 前			現 状	
	(H22 年度)	震 災 後 (H23 年度)	対 H22 比	(H27 年度)	対 H23 比
稲作の作付面積	227ha	179ha	▲48ha	213ha	34ha
農業生産額	12.4 億円	7.8 億円	▲4.6 億円	10.8 億円	3 億円
観光客入込数	136,300 人	84,200 人	▲52,100 人	116,000 人	31,800 人

2 長野県神城断層地震からの復興

○復旧・復興への取り組み、財政支援対策（平成 28 年度実施分）

支援内容		H28 当初 (千円)	9 月補正 (千円)	今後の予定
インフラの 早期復旧	林道早期復旧支援	58,721	—	H28 完了
	農地・農業用施設早期復旧等支援	816,748	37,620	H29 完了
	河川施設復旧	—	163,000	H29 完了
二次災害の 防止	地すべり対策等	854,800	394,000	H31 頃完了
	治山事業	473,000	10,000	H31 頃完了
住宅の 再建支援	災害復旧住宅資金融資制度による 利子補給	4,818	—	H28 完了
	被災者生活再建支援法の対象外の 被災者に災害見舞金支給（県単独）	54,000	—	H28 完了
	被災者向け公営住宅の建設にかかる 嵩上げ補助（県独自）	62,826	—	H28 完了

3 御嶽山噴火災害関連における県の動き

(1) 火山研究施設配置

- ①国に対し、火山観測体制強化のための火山研究施設（火山専門家等を配置）の木曾地域への設置や、火山研究者育成等を要望（H26.11、H27.6、H27.11、H28.5）
- ②気象庁、長野地方気象台、名古屋大学地震火山研究センター、木曾町、王滝村と「御嶽山研究連絡会議」を設置し、H27年3月と8月、H28年3月に会議を開催。今後は、この会議を活用し、観測データの提供や職員等への技術研修などが行えるよう検討を進めていく。

(2) 警戒避難体制構築や火山安全設備整備等に対する技術的・財政的支援

- ①登山者等の安全確保のため、警戒避難体制構築や退避壕（シェルター）等の火山安全施設に対する技術的・財政的支援を要望（H26.11、H27.6、H27.11、H28.5）
- ②携帯電話事業者に対し、山間部における携帯電話不感地域の解消に向けた早急な取組を要望（H26.12）
- ③「中央日本四県サミット」の構成県である長野県、新潟県、山梨県、静岡県 の 4 県で、火山周辺の携帯電話不感地域において、携帯電話事業者が自ら新規に鉄塔・アンテナ等を整備した場合も携帯電話等エリア整備事業の補助対象とすること等を要望。

件 名

2 防災・減災対策等の推進について

(1) 「災害対策基本法等の一部を改正する法律」、「大規模災害からの復興に関する法律」、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」、「首都直下地震対策特別措置法」、「活動火山対策特別措置法」が円滑に運用できるよう、町村に対し、更なる技術的・財政的支援を行うよう国に対し働きかけること。

また、今後起こりうる地震、台風、豪雨、火山災害等の大規模災害や複合災害に対する必要な法制度・対策を整備するよう国に対し働きかけること。

(2) 地域に応じた防災・減災対策が柔軟に取り組めるよう、緊急防災・減災事業債の対象期間延長や要件緩和、また新たな交付金の創設などの財政措置を講じるよう国に働きかけること。

(3) 安心安全に係る地域住民への情報提供のため、近隣県の原子力発電所における放射能漏えい事故の発生に備えた、モニタリング指針を、町村の意見を踏まえた上で速やかに策定すること。また、策定された指針に基づき、町村への柔軟な財政措置や技術支援を行うこと。

県の見解

- ・ 大規模災害の発生に備えて、引き続き町村に対しきめ細かな情報提供を行うとともに、町村の地域防災計画の見直しや、国土強靱化地域計画、事業継続計画の策定に際して引き続き相談の場を設けるなど、技術的な支援を行ってまいりたい。
- ・ 国への財政支援、技術支援、人的支援については、地方自治体の主体性に基づいて、柔軟な対策が短期集中でできるよう、新たな制度の創設や緊急防災・減災事業債等の恒久化及び柔軟化等を、知事会、県知事単独により引き続き要望していく。
- ・ 「モニタリング指針」については、県の防災会議の原子力災害対策部会作業部会において検討している。以降、対策部会、県の防災会議において正式なものとしていく過程において、町村の意見を反映できるよう進めていく。

参 考

1 法制度の現況

区 分	町村の主な対応
災害対策基本法	・ 指定緊急避難場所、指定避難所の指定 ・ 避難行動要支援者名簿の作成 など
大規模災害復興法	・ 特定大規模災害発生時における復興計画の作成
国土強靱化基本法	・ 国土強靱化地域計画の作成
南海トラフ地震特別措置法	・ 震度6弱想定市町村が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定（県内34市町村） ・ 同地域について避難場所の整備、防災訓練などについて南海トラフ地震防災対策推進計画を作成（地域防災計画を見直し）
首都直下地震特別措置法	・ 震度6弱想定市町村が首都直下地震緊急対策区域に指定（県内3村） ・ 用途制限緩和等の特例措置に応じた特定緊急対策事業推進計画の作成
改正活動火山対策特別措置法	・ 火山災害警戒地域を国が指定 ・ 火山防災協議会において、県とともに避難計画、ハザードマップ等を作成

2 法制度の課題・問題点

南海トラフ地震特別措置法においては、津波被害が想定される沿岸県に対し、津波避難対策特別強化地域の指定により、避難場所、避難経路の整備への特別の財政措置があるが、津波被害が想定されない本県では、同法に基づく特別の財政的な措置はない。

火山防災協議会の運営経費等について、現時点では国の財政的な措置はない。

3 緊急防災・減災事業債

緊急防災・減災事業債（地方債充当率 100%、地方交付税交付金算入率 70%）は平成 28 年度に終了し、平成 29 年度以降の取り扱いについては、事業の実施状況等を踏まえて検討することとされている。

◎『緊急防災・減災事業債』の活用と継続要望について

本制度は、平成 23 年度から設けられているが、手厚い財政措置が講じられており、公共施設の耐震化や防災拠点施設の整備等に積極的に活用されている。

平成 28 年度まで継続されることとなっているが、29 年度以降の取扱いは事業の実施状況等を踏まえて検討することとされている。防災拠点となる公共施設等は経年劣化も進んできており、財源計画を含めた計画的な整備が必要で、終了年度までにすべての施設等を整備することは非常に困難であることから、同制度の継続に対して多くの要望が寄せられている。

※参考【通常の起債】

防災対策事業債：地方債充当率 75%×地方交付税交付金算入率 30%
＝国負担 22.5%、市町村負担 77.5%

4 長野県の原子力災害対策

(1) 平成 23 年 10 月に防災会議に原子力災害対策部会を設置

(2) 地域防災計画「原子力災害対策編」の新設

平成 24 年 2 月の防災会議で県地域防災計画に「原子力災害対策編」を新設

(3) 県防災会議原子力災害対策部会作業部会の設置

長野県における原子力災害対策の具体的な検討を行うため、平成 25 年 6 月、原子力災害対策部会に、学識経験者 3 名、住民代表 1 名、市代表 1 名、町村代表 1 名、県機関代表 1 名による作業部会を設置している。

平成 28 年度は、以下の平成 27 年度の検討事項 2 テーマについて、引き続き検討を予定。

①モニタリング等

②県外からの広域避難者の受入れ活動

重点項目

2 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進

件名

1 実効性のある地方創生への取り組み

県内全ての町村が、それぞれの総合戦略に掲げる目標の実現へ自主的・主体的に取り組めるよう、町村の地方創生推進交付金等の活用に向けた支援を行うとともに、県と市町村、官民協働、地域間連携など多様な連携の中から、地方創生の横展開が図られるよう、連携に向けた広域的施策を更に推進すること。

県の見解

- ・ 本格的な事業展開の段階において、地方創生交付金として当初予算で推進交付金 1,000 億円、第 2 次補正予算において、主にハード事業を交付対象とする地方創生拠点整備交付金が 900 億円措置されているところ。
- ・ 県としては、多くの町村が地方創生の関連交付金を活用できるよう、必要な調整や実施計画書策定に当たっての助言などを通じて、引き続き支援してまいりたい。
- ・ また、人口減少が見込まれる中では、広域的な役割分担のもとで、市町村間や市町村と県の連携により地域づくりを進めていくことが重要であることから、より一層自治体間連携が進むよう支援してまいりたい。

参考

1 地方創生関連予算等について

(1) 平成 28 年度当初予算

①地方創生推進交付金 1,000 億円（ソフト事業を中心に事業費の 1/2 を交付）

※参考 地方創生加速化交付金（27 年度補正予算）1,000 億円

②まち・ひと・しごと創生事業費（地方財政計画）1 兆円

③総合戦略等を踏まえた個別施策（①を除く）6,579 億円

(2) 平成 28 年度第 2 次補正予算

①地方創生拠点整備交付金 900 億円（ハード事業を中心に事業費の 1/2 を交付）

②総合戦略等を踏まえた個別施策（①を除く）1,745.6 億円

(3) 平成 29 年度概算要求

①地方創生推進交付金 1,170 億円（ソフト事業を中心に事業費の 1/2 を交付）

②まち・ひと・しごと創生事業費（地方財政計画）1 兆円

③総合戦略等を踏まえた個別施策（①を除く）8,116 億円

2 自治体間連携について

○連携中枢都市圏・定住自立圏

- ・ 連携中枢都市圏は 1 圏域（長野）、定住自立圏は 6 圏域（佐久、上田、八ヶ岳、伊那、南信州、北信）で形成
- ・ 国の制度が適用されない北安曇地域については、「北アルプス連携自立圏」を形成。木曾地域については、連携体制の構築に向けた人的支援を実施中

件 名**2 人口減少対策の推進**

- (1) 人口減少の抑制を図るため、「婚活、妊娠、出産、子育て支援」について、国の交付金等を活用する中で、更に一貫した支援を行うこと。
- (2) 未婚化・晩産化に伴う少子化の進行を抑制するため、町村と緊密な連携体制の元、県主導により結婚につなげるための移住支援、県内企業の協力推進、結婚支援情報の提供などのサポート体制を更に充実させること。
- (3) 大都市圏から地方への人口還流を促進し、地域の活性化を図るため、移住交流者の受け入れ態勢支援を充実すること。特に、高齢者の移住の受け入れについて、受け入れ町村の財政負担に配慮した仕組みを構築・充実するよう国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ 「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」においても、政策展開「自然減への歯止め」の中で、「(1)結婚・出産・子育て」への支援として取り組むこととしている。国の交付金等を活用する中で、市町村と連携しながら取り組みを進めていく。また、国に対しては、地方創生の交付金及び少子化対策の交付金等により、地方の取組をしっかりと支援するよう要望してまいりたい。
- ・ 平成 28 年 10 月に開所した「長野県婚活支援センター（ハピナビオフィス）」を中心として、市町村の相談業務に対する支援や、広域的な出会いの機会の拡大に努めてまいりたい。
- ・ 県外への情報発信、移住施策との連携を図るため、ホームページや銀座NAGANOにおける情報発信等を強化するとともに、長野県の魅力を紹介するセミナー、交流会、県内への体験ツアーを実施していく。
- ・ 県内企業と連携し、社内婚活サポーターの設置を促進するとともに、企業間・異業種間交流を図るセミナー・交流会を実施してまいりたい。
- ・ 「田舎暮らし『楽園信州』推進協議会」を平成 18 年度に設立し、関係団体との連携により、移住促進策を効果的、かつ効率的に実施してきたところ。また、県内事業者から移住希望者等へ特典サービスを提供する「楽園信州移住応援企業」の制度を新たに開始したところであり、今後も充実を図っていく。更には、市町村の協力から、移住者が地域に溶け込むための相談・支援を行う「移住コンシェルジュ」の登録を進め、研修等により相談体制の充実を図ることで、移住者の確実な定着につなげていきたい。
- ・ 高齢者移住受け入れに係る財政負担については、全国知事会を通じて「地方の負担増とならない制度改革が必要」である旨、国に対し要望しているところ。本県においても、都市部の高齢者移住が移住先自治体の負担増にならないよう、機会を捉えて国へ要望してまいりたい。

参 考**1 国における「結婚、出産、子育て」等に対する支援**

- (1) 平成 25 年度補正予算により「地域少子化対策強化交付金」を予算化し、地方が行う結婚、出産、子育ての切れ目ない取組に対し、支援する制度を創設
- (2) 平成 27 年度補正予算以降は「地域少子化対策重点推進交付金」として、ニッポン一億総活躍プランに掲げられた結婚支援に対する取組を中心に支援
- (3) 地方創生のための交付金においても、子育て支援の強化のための取組を支援

2 県における「結婚、出産、子育て」等に対する取組

(1) 一貫した支援体制の整備

- ①しあわせ信州創造プランにおいて、「活動人口増加プロジェクト」として、部局横断で自然増、社会増のための取組を行っている。
- ②26年度に市町村との協働により子育て支援策の強化について検討をし、「長野県子育て支援戦略」をまとめた。あわせて、県と市町村が一体となって子育て支援を強化していく旨、発表した。
- ③子育て支援戦略や、ながの子ども・子育て応援県民会議（市長会、町村会、経済団体、NPO、有識者等、24団体4個人から構成）での議論も踏まえ、「ながの子ども・子育て応援総合計画」＜平成27～29年度＞を策定。計画の中で、成長段階ごとの支援策を総合的に実施していく旨、取りまとめている。

(2) 結婚につながるためのサポート体制の充実

- ①平成25年度からながの出会い応援プロジェクトとして「婚活サポーター制度」の構築、「婚活コーディネーター」の設置（H26～）、「ハピネスナビ信州」の開設、「婚活セミナー」の開催、「社内婚活サポーター」の設置（H27～）等により結婚支援に取り組んでいる。
- ②平成28年10月、市町村や民間団体、企業等と連携し、オール信州により、「市町村〔公的結婚相談所〕へのサポート」、「結婚支援情報の発信強化」、「県内企業との連携による企業間・異業種間交流の促進」、「婚活サポーターの養成」等の婚姻件数の増加への取組を行っていくための「長野県婚活支援センター」を開設した。
- ③県内の結婚支援へ取り組む団体により「ながの結婚支援ネットワーク」を構築、団体間の情報交換等により、地域を超えて結婚支援の取組を推進している。

3 県における移住交流者の受け入れ態勢支援等

- (1) 本県では、全国で唯一、三大都市圏全てに専任の移住相談員を配置し、相談体制の充実を図るとともに、Iターン登録制度、銀座NAGANOへのハローワーク機能の設置、「楽園信州空き家バンク」など、信州で「働くこと」「住むこと」に対する支援を実施。

- (2) 県内への移住者が増えるに伴い、「地域への溶け込み」に苦勞されたという体験談も伺っているところ

4 高齢者の移住受け入れにおける現状等

- ・国では、有識者会議を設け、都市部の元気な高齢者の地方移住施策「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想の最終報告の取りまとめ及び公表を行った（H27.12）。
- ・しかし、高齢者は医療・介護の需要が大きく、都市部から地方へ移住した場合、移住先自治体の負担増となることが懸念される。

※国民医療費における65歳以上の割合:58.6%（H26年度国民医療費の概況（厚労省））

- ・地方が都市部の高齢者を受け入れ、適切な医療・介護サービスを提供するためには、人材の確保・定着も含めた、一層の体制整備が必要。

〔高齢者移住に関する課題の補足〕

- ・医療・介護では、高齢者が特養などの施設に移住した場合、移住元自治体が費用を負担する「住所地特例」ルールがあるが、施設入所を伴わない、高齢者の移住についてはルールが適用されない。
- ・医療・介護の地方自治体負担分については地方交付税措置されているが、高齢者が増え、医療や介護の全体額が増えると自治体の負担感が増す。

件 名**3 人口定着に向けた地域経済・雇用対策の推進**

- (1) 地域資源を活用した新たなビジネスによる地域雇用の創出を図るため、地方創生に関連した創業・立地や6次産業化等の施策に対する支援を充実させるとともに、必要な法整備を行うよう国に対し働きかけること。
- (2) 地域の活性化を図るため、商業基盤の整備や空き店舗の利活用など、地域コミュニティの再構築を含めた、商店街の活性化に対する支援の拡充を図ること。
- (3) 働くすべての人が自らの能力を発揮し、人生を楽しむことができるための「働き方改革」を推進するとともに、長野県の特徴を生かした多種多様な働き方・暮らし方の創造・定着を図ること。特に、人口流出や移住定住促進の観点において、女性や若者の働く場の確保や環境整備を推進すること。

県の見解

- ・ 日本一創業しやすい県づくりを目指し、注力しているところ。現行の支援策が十分に活用されるよう、町村へのサポートを一層強化するとともに、創業・立地に向けての具体的な提案等があれば、国に対し要望してまいりたい。
- ・ 平成26年度に県が実施した商店街実態調査結果から、県としても商店街を取り巻く環境の厳しさは認識しているところ。国、県、市町村の役割分担にも配慮しながら、「商店街共同活動支援事業」や「地域の特色を活かした商店街創造支援事業」、「『信州で始めるあなたのお店』応援事業」等の商店街振興策などにより、町村と連携しながら商店街全体の活性化を図るとともに、空き店舗の解消に努めてまいりたい。
- ・ 多様な人材が能力を発揮し活躍するため、状況に応じた働き方が出来る環境整備は重要な課題であり、県としても短時間社員制度など、多様な勤務制度導入の企業への働きかけを実施している。また、制度の導入・実践や非正規社員の処遇改善などに取り組む企業を「職場いきいきアドバンスカンパニー」として認証するなど、働きやすい職場環境の整備に取り組んでいるところ。
- ・ 本年2月には、労働局、経済団体、労働団体との連携により、働き方改革を推進するための推進会議を立ち上げ、オール信州で取り組むことを共同宣言した。
- ・ 松本、長野、上田サテライトにおいて女性や若い世代等への就職支援を行っているほか、10月23日には首都圏の学生等に対する就活の相談等拠点として、銀座サテライト（銀座 NAGANO）を整備した。若者や子育て期の女性を正社員就職に繋げるための研修事業を、民間事業者に委託し実施しているところ。今後も多様な働き方の普及促進、若い世代の雇用の安定や職場定着に取り組んでまいりたい。

参 考**1 創業、立地における現況等**

- (1) 町村における創業・立地の取組（58町村の状況）
- ①産業競争力強化法に基づく創業支援計画
（策定済 22 町村 策定予定 15 町村 未策定 21 町村）
- ②企業立地促進法に基づく基本計画（広域で策定 全町村策定済）
- ③改正地域再生法に基づく地域再生計画（策定済 45 町村 未策定 13 町村）

(2) 県における創業・立地等の支援

①日本一創業しやすい県づくりを目指し、創業サポート強化事業、専門家派遣事業等を実施するとともに、創業支援資金制度を拡充

(H27年度 創業相談件数 415件 専門家派遣件数 456件)

②産業立地推進役の県外事務所への配置や信州ものづくり産業応援助成金による企業立地の支援等を実施

(H27年度 企業立地件数 26件 助成認定額 21億1,740万円)

(3) 6次産業化の取組

①総合化事業計画 認定件数 91件 (全国第3位 (全国2,172件、平成28年9月末日現在))

②農林漁業成長産業化ファンド活用事例 4件

③平成28年度の取り組み状況

ア サポート活動事業

(ア) 6次産業化相談窓口の開設による相談対応およびプランナーの派遣

(イ) 企画推進員 (県庁2名)・地域域推進員 (東北信1名、中南信2名) による事業支援

(ウ) 個別相談会の開催 (4回)

イ 研修会の実施

名 称	開催日・期間	目的及び内容	対象 (参加人数)
事業推進研修会	8月23日	6次産業化ファンドの仕組みや活用事例等の紹介により、大規模事業取り組みを推進	協議会員、J A・市町村・県現地機関の担当者等 (92名)
⑧ 事業計画作成研修会	9月16日 ～1月25日 (全5回)	経営マネージメント、資金調達方法等のカリキュラム研修により事業計画作成を支援	6次産業化を目指す事業者および実践する事業者等 (23事業者)
⑧ 商品向上研修会	7月1日～ 3月上旬 (全6回)	既存商品等の改善、評価会の開催等により売れる商品づくりを目指す	商品の改善や販路拡大を目指す認定事業者 (6事業者)

ウ 6次産業化ネットワーク活動交付金 (国庫) 活用による商品開発、販路開拓、施設整備等支援

2 商店街の現況

・県が実施している商店街実態調査によると、商店街数は下げ止まったものの、空き店舗率は前回比0.3ポイント増加 (悪化) した。

・景況感は、9割を超える商店街で「衰退」又は「停滞」と回答している。

〔概況〕平成26年度長野県商店街実態調査

区 分	H14	H17	H20	H23	H26	対H23増減 (増減率)
商店街数	325	279	260	242	241	△1 (△0.4%)
個店数 (空き店舗数を含む)	13,665	1,769	11,582	11,345	10,384	△961 (△8.5%)
空き店舗数	868	73	889	961	929	△32 (△3.9%)
空き店舗率	6.4%	6.2%	7.7%	8.5%	8.8	0.3ポイント

【参考】全国状況

年 度	H12	H15	H18	H21	H24	H27
空き店舗率	8.5%	7.3%	9.0%	10.8%	14.6%	13.2%

3 労働環境・雇用等の現況と取組について

(1) 長野県の現況

①長野県のパートタイム労働者を除く年間総実労働時間

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
全国	2047.2	2031.6	1976.4	2008.8	2006.4	2030.4	2018.4	2020.8	2025.6
長野県	2042.4	2035.2	1974	2010	2008.8	2030.4	2019.6	2035.2	2030.4

(毎月勤労統計調査)

②多様な勤務制度の企業への導入状況

	全国	長野県	東京都
テレワーク制度	4.8%	1.7%	4.7%
短時間正社員制度	14.8%	7.7%	32.1%

H26 雇用均等調査(厚労省)、地方創生と企業における ICT 利活用に関する調査研究(総務省)、H27 労働環境等実態調査(長野県)、H27 東京都男女雇用平等参画調査(東京都)

③長野県へのUターン就職率

Uターン就職率 (%)	H22.3	H23.3	H24.3	H25.3	H26.3	H27.3 卒	H28.3 卒
	41.1	44.1	42.2	41.7	38.8	38.0	37.8

(労働雇用課他調)

④求人倍率 平成 28 年 8 月 : 長野県 1.42 倍、全国 1.37 倍

(2) 県における就業環境整備等への取組

①多様な働き方普及促進事業

仕事と家庭の両立と雇用の安定を進めるため、アドバイザーが企業を訪問し、多様な勤務制度導入を提案 (H28.10.1 制度導入 209 社)。また、多様な勤務制度を導入・実践し、非正規社員の正社員化や処遇改善に取り組む企業を「職場いきいきアドバンスカンパニー」として認証。(H28.10.1 33 社認証)

②長野県働き方改革・女性活躍推進会議

経済団体、労働団体、労働局、県のトップを委員とする「長野県働き方改革・女性活躍推進会議」を立ち上げ、「オール信州」で取り組んでいく決意表明「信州働き方改革共同宣言」を確認 (H28.2.4)。H28 年度は県民の皆様に働き方改革について理解を深めていただくためのシンポジウムを開催予定。

③「一人多役」型地域社会づくり事業

個人が複数の役割を少しずつ担うことにより、生計を立てたり、生きがいを見つけたりすることができるような、長野県らしい「一人多役」型ライフスタイルを進めていくため、事例の掘り起こしや実践者のヒアリング調査を実施し、支援施策につなげるとともに、「一人多役」型の事例を発信。

④ジョブカフェ信州運営事業

40 歳台前半までの若者の就職を、悩みの相談、就業支援セミナー、職業紹介等ワンストップで支援。松本 (本所)、長野分室、上田サテライト (H28.6.1 開設) に加え、10 月 23 日銀座サテライト開設。(平成 27 年度利用者就職率 64.1%)

⑤信州正社員チャレンジ応援事業

概ね 39 歳未満の若者を対象に、座学と職場実習を組み合わせた研修を通じた、正規雇用に向けた就業支援を実施。(H22~27 年度実績。正規雇用就職者 294 人)

3 道州制反対

件名

1 道州制反対

道州制は、地方分権とは似て非なるものであるとともに、国を弱体化させるものであり、むしろ今行うべきことは、多様な自治体の存在を認め、地域の自主性・自立性を高めることを主眼とする地方分権改革を積極的かつ着実に推進していくことである。

道州制の導入は、町村の存亡の危機、住民自治の崩壊に繋がるとともに、地方自治の根幹を揺るがすものであることから絶対に導入しないよう断固反対の立場に立ち、真の地方分権改革に取り組むこと。

県の見解

- ・ 県では、これまでも全国知事会や8県の知事連盟、県内の地方六団体などと合同で道州制の慎重な対応について求めてきたところ。今後も引き続き、拙速な法制化が行われないよう、国の動向等を注視してまいりたい。

参考

1 道州制に関する主な経過

- H18. 2. 28 第28次地方制度調査会「道州制のあり方に関する答申」
- H24. 9 自民党道州制推進本部の「道州制基本法案（骨子案）」が示される。
- H24. 11 「自民党政権公約2012」：道州制基本法制定、5年以内の道州制導入
- H25. 7. 9 全国知事会議で「道州制の基本法案について」取りまとめ
- H25. 11. 26 自民党道州制推進本部から地方六団体に、道州制推進基本法案（骨子案）の修正案を説明
- H25. 12. 13 全国知事会は、「基本法案の内容として盛り込むことを求めている道州制の根幹に係る事項が、依然として道州制国民会議に丸投げされている。本会要請の各項目を基本法案に明確に反映すること」と回答
- H26. 2. 19 自民党道州制推進本部から地方六団体に、道州制推進基本法案（骨子案）の修正案を送付
- H26. 2. 25 全国知事会は、「今後の基本法案の検討に当たっては、本会の意見を明確に反映すること」と回答
- H26. 5. 8 全国知事会長及び地方行政体制特別委員長の連名で、道州制推進基本法案の理念などを明確にするよう自民党に要請
- H27. 7. 30 自民党道州制推進本部は、総会において「道州制基本法案」の国会提出を当面見送る方針を了承
- H28. 4. 26 自民党道州制推進本部は、総会において、道州制基本法案をめぐる党内議論を再開する方針を了承

2 県の取組

- H25. 4. 19 道州制に関する庁内ワーキンググループを設置
これまでに8回開催、必要に応じ大森県政参与からのアドバイス
- H25. 7. 8 全国知事会議で、「道州制基本法案（骨子案）への意見」を表明
①「道州制ありき」の基本法案には反対 ②まず国のあり方を明確にすべき ③地方分権改革を徹底すべき ④地方分権に逆行する市町村の強制合併 ⑤道州制の姿についての国民的議論を十分にすべき
- H26. 4. 10 本県を含む8県知事連名で、道州制への慎重な対応を与党へ要請
- H26. 5. 27 県関係国会議員との懇談会において、県内地方六団体が共同で、道州制への慎重な対応を要請

4 地域公共交通対策の推進

件名

1 地域広域・幹線バス路線の確保

地域交通の確保のための「地域公共交通確保維持改善事業」については、広域・幹線バス路線の補助金減額措置や、地域内バス路線の補助上限額を撤廃するなど制度の拡充を図るとともに、必要な財源措置を講じるよう国に対して働きかけること。

2 地域公共交通対策の充実

地域の創意工夫が活かされ、一体的かつ効率的な地域交通確保に取り組めるよう、中山間地域等においてその地域の実情を踏まえて柔軟な対応ができるよう制度の改善や財政支援策を充実するよう国に対して働きかけること。

3 地域交通における鉄道の利便性向上

JR各社が駅無人化を進める中で、地元町村は独自に駅員を配置する等、利活用の促進に努めているが、町村個々の対応や沿線町村の連携だけでは限界があることから、県としても積極的に関与するとともに、県全体としての活性化対策への取り組みや財政的支援を充実すること。

また、地域の実情を踏まえる中で、生活・観光拠点間における移動時間短縮や便数の増加など、鉄道の利便性向上を図るよう、連絡協議会などを通じ、更にJR各社に働きかけること。

県の見解

- ・ 地域公共交通確保維持改善事業については、市町村毎の補助上限額設定が年々下げられ、補助を満額受けられない市町村が増加している状況であり、制度改善が必要と認識。
- ・ 県内の中山間地域では、タクシー輸送や自家用車有償輸送などの活用から地域交通が確保されている中で、新規要件緩和や特別交付税への算入など制度の改善も見られるものの、自家用車有償輸送は補助対象外であるなど、課題があると認識。
- ・ 本年5月には国に対して、市町村毎の上限額の撤廃、制度の拡充、必要な予算額の確保等についての要望を実施しているが、今後も、各団体の意見に耳を傾け、市町村の皆様方とともに国に対して働きかけてまいりたい。
- ・ 無人化駅においては、住民の利便性確保の観点から、市町村の費用負担により駅員が配置されている状況である。県としても、沿線市町村や関係団体等と歩調を合わせて、鉄道路線の維持存続、利便性の向上、駅舎の活用を含めた利用促進に向けた取組を進めていくと同時に、JR連絡調整会議等を通じて、要望の実現に向けて取り組んでいく。
- ・ 「元気づくり支援金」などにより、駅周辺の活性化やイベント列車の運行など地域における鉄道の利用促進に向けた取組に対して引き続き支援していく。

参考

1 地域公共交通について

○国庫補助事業である「地域公共交通確保維持改善事業」により、広域・幹線バス路線（地域間幹線バス路線）と、それら幹線ネットワークと接続する路線（地域内フィーダーバス路線）等の運行に対して、運行欠損費の1/2を補助

- 「地域公共交通確保維持改善事業」の課題について
 - ・一便当たりの平均乗車密度が5人を下回った場合、補助額が減額されている
 - ・市町村ごとに、補助上限額が設定され、補助額が減額されている
- 県では、地域の実情に即した持続可能な地域交通システムへの再構築を図るため、平成25年度から「地域交通システム再構築促進プロジェクト事業」として、中山間地域の市町村等に対して必要な支援を実施。更に平成28年度からは「地域交通ベストミックス構築事業」を創設し、車両購入や実証運行に対する支援に加えて、交通アドバイザーの派遣も実施。

項目	事業内容
地域交通システム再構築促進事業	交通体系を見直す際の手法等を紹介する「ハンドブック」を作成(H25) 交通に係る課題解決の実践的手法等を学ぶために「セミナー」を開催(H25)
地域交通システム再構築促進モデル事業	市町村等と協働して効率的で利便性の高い交通ネットワークの構築に向けたモデル事業を実施(H25～H28)
地域交通ベストミックス構築事業	地域交通の最適化に向けた取組を進める市町村に対する補助や、地域交通に知見のある交通アドバイザーの派遣を実施(H28～)

2 県内における鉄道の現況

- JR東海では中央西線と飯田線の一部の駅を、JR東日本では上今井駅を無人化

路線名 (無人化時期)	JRが職員を引き上げた駅 (H24～27のみ記載)	
	市町村が簡易委託駅とした駅	無人になった駅
中央西線 (H24.10実施)	上松(上松町) 南木曾(南木曾町)	—
飯田線 (H25.4実施)	市田(高森町)、伊那大島(松川町)、 飯島(飯島町)、駒ヶ根(駒ヶ根市)、 伊那松島(箕輪町)	平岡(天龍村)(H24.4)、 鼎(飯田市)、 元善光寺(飯田市)、 沢渡(伊那市)、 伊那北(伊那市)
飯山線 (H26.8実施)		上今井(中野市)

- 県内各鉄道路線(JRは計7路線)の同盟会・協議会組織と県の役職

路線名	役職	路線名	役職
飯田線	副会長	篠ノ井線	副会長
中央東線	会長	大糸線	副会長
中央西線	顧問	飯山線	副会長
小海線	顧問・副会長		

- 元気づくり支援金の活用状況 (単位：千円)

年度	路線名と活用例	事業費	補助額
H25	小海線・信越本線・飯山線・飯田線・長野電鉄 (観光PR、イベント列車の運行、駅や駅前の美化等)	24,740	12,851
H26	小海線・篠ノ井線・信越本線・飯田線・しなの鉄道・長野電鉄 (周年記念事業、イベント列車の運行、ラッピング電車等)	40,306	26,644
H27	小海線・篠ノ井線・飯田線・しなの鉄道(周年記念事業、HP 運営や利用実態調査、イベント列車等)	23,046	15,293
H28	小海線・篠ノ井線・飯田線・大糸線・上田電鉄 (周年記念事業、イベント列車の運行、HP作成等)	17,963	10,200

5 教育環境の整備

件名

1 小中学校の教員配置基準の拡充

- (1) 県独自の複式学級に対する加配を堅持するとともに、専科の教員配置基準を見直すこと。また、発達障害や不登校など様々な児童・生徒の実態に対応できるようにするため、学級担任以外の教職員配置についても、臨時的任用ではなく正規教員の配置により充実を図ること。
- (2) 特別支援が必要な児童生徒、少人数学級や配置基準数以上の学級規模の場合における、町村費で負担する教職員や支援員について、地域環境等を勘案し、県費による加配の拡充や、財政措置を講じるとともに、教職員の定数改善を国に対して働きかけること。
- (3) スクールカウンセラーや特別支援教育支援員など、学習指導・生徒指導両面で役割を果たす専門スタッフの配置を充実させること。
- (4) ICT 教育について、ICT 活用指導力向上のための研修の充実等により教員の育成を図るとともに、ICT 活用指導力を有する教員の配置は、地域バランスを考慮して行うこと。併せて、ICT 利用の急速化に伴い、青少年に対する情報モラルの教育・指導を更に促進すること。

県の見解

- ・ 小中学校の 30 人規模学級や、複式学級解消については、全国でも先進的に取り組んでいるところだが、専科配置や教員加配も含め、安定的な制度運営のためには、国の定数改善が必要であり、引き続き国に対して粘り強く要望していく。
- ・ 正規教員の配置については、平成 26 年度以降、臨時的任用者の割合は徐々に減少しているところ。正規教員の配置充実に向け、引き続き取り組んでまいりたい。
- ・ スクールカウンセラーの役割は重要であり、拠点校、配置時間の拡充などを行っているが、まだ十分とはいえない事は認識している。生徒指導上の課題に応じて傾斜配当による時間の割り振りや、学校内の相談体制の充実に努めてまいりたい。
- ・ 市町村モデル配置の取り組みにより、今後の事業の方向性を調査研究し、効率的な活用ができるよう進めてまいりたい。
- ・ ICT 活用に特化した各種研修や講座の開催、「ICT ハンドブック長野県版」を県内学校へ配布するなど、教員や各学校の ICT 活用指導向上に努めているところ。また、信州大学と連携する中で、国の指定を受け、教員の ICT 研修プログラムの開発を進めている。引き続き、ICT 活用指導の向上に向けて取り組んでまいりたい。

参 考

1 複式学級、教員配置基準の現況

- (1) (学級編制の標準) 標準法第 3 条第 2 項
- (2) 複式学級編制規準

[連級]

	標準法	県基準
小学校	・1 年生を含む場合 8 人以下 ・その他 16 人以下	・全学年 8 人以下
中学校	・全学年 8 人以下	・標準法に同じ

[飛び複式学級]

	標準法	県基準
小学校	<ul style="list-style-type: none"> 一方の学年の人数が 1年生を含む場合 4人以下 その他 8人以下 	<ul style="list-style-type: none"> 全学年 8人以下
中学校	<ul style="list-style-type: none"> 全学年 4人以下 	<ul style="list-style-type: none"> 標準法に同じ

※ H27年度の複式学級緩和状況 全県 37校 58学級

(3) 教員配当基準 (H9.4.1 県が基準を定める)

学級数 ※1	小学校					中学校					
	校長	教頭	担任	専科	合計	校長	教頭	担任	専科	生指	合計
1	1	1	1		3	1	1	1			3
2	1	1	2		4	1	1	2	2		6
3	1	1	3		5	1	1	3	4		9
4	1	1	4		6	1	1	4	3		9
5	1	1	5		7	1	1	5	3		10
6	1	1	6	1	9	1	1	6	3		11
7	1	1	7	1	10	1	1	7	4		13
8	1	1	8	1	11	1	1	8	5		15
9	1	1	9	1	12	1	1	9	5		16
10	1	1	10	1	13	1	1	10	6		18
11	1	1	11	1	14	1	1	11	6		19
12	1	1	12	1	15	1	1	12	6		20
13	1	1	13	1	16	1	1	13	6	※2	21

※1 学級数は、通常の学級 + 特別支援学級数

※2 中学校生徒指導は、実学級数（県基準）により 16学級以上校に 1 配置

(4) 学級編制基準と専科教員の配置

①小学校 全学年 35 人（1 学年は国基準、2～6 年は県基準）

専科教員は、40 人基準の学級数に対応して配置する。

②中学校 全学年 35 人、専科教員は、実学級数に対応して配置する。

(5) 臨時的任用ではなく正規教員の充実

【H28.5.1 現在】 正規教員数：10,439 人 臨時教員：1,527 (9.0%)

年度	正規教員 (A)	臨時教員 (注)	内 訳			講師比率 (%) B/A+B
			産・育休 補充	休職・療休 ・介休補充	国加配 欠員補充等 (講師) (B)	
H23	10,729	1,568	498	71	999	8.5
H24	10,656	1,570	451	61	1,058	9.0
H25	10,540	1,613	424	78	1,111	9.5
H26	10,525	1,623	411	83	1,129	9.7
H27	10,508	1,575	413	68	1,094	9.4
H28	10,439	1,527	430	59	1,038	9.0

(注) 臨時教員は、講師、養護助教諭及び栄養教諭の育休代替職員の内

※H29年度新規採用数（予定） 教諭 925 名 + 養護教諭 16 名 + 栄養教諭 6 名

2 特別支援教育支援員、児童生徒支援加配の現況等

(1) 「特別支援教育支援員」に係る措置

- ・小・中学校の学校数を測定単位として、平成 28 年度は小学校 1 校当たり約 199 万円、中学校 1 校当たり約 116 万円が基準財政需要額に算入されている。

1 校当たり単位費用	平成 25 年度	小学校 1,603 千円	中学校 1,192 千円
	平成 26 年度	小学校 1,701 千円	中学校 1,203 千円
	平成 27 年度	小学校 1,795 千円	中学校 1,152 千円
	平成 28 年度	小学校 1,986 千円	中学校 1,157 千円

平成 28 年度は、66 市町村 3 学校組合で、978 人配置。

(2) 児童生徒支援加配

①制度の根拠法

義務標準法及び同法施行令で、文部科学大臣が定める「指導方法の工夫改善」の加配を活用して配置

②地域事情を考慮した特別加配

ア 児童生徒支援

- ・外国籍児童生徒支援 13 校
- ・発達障害・重度障害支援 24 校
- ・問題行動支援 22 校
- ・不適応支援 34 校

イ 不登校等児童生徒支援 非常勤 56 校

ウ 日本語指導教室 27 校

(3) LD等通級指導教室 26 校、28 学級

(4) 複式学級解消 56 学級

3 スクールカウンセラー制度

(1) スクールカウンセラーの制度の根拠、概要、現況

①国のスクールカウンセラー活用事業の補助（補助率 3 分の 1）を受けて実施

②心の専門家として、児童生徒へのカウンセリングや保護者、教職員等への助言・援助、また、関係機関との連携支援及び連携に関わる助言・援助を行う

③スクールカウンセラーの配置（H28 年度）

中学校 99 校（拠点中）近くの中学校 85 校（対象中）、及び拠点中学校区の小学校 266 校（対象小）にも対応。また、4 教育事務所へ配置のスクールカウンセラーは、要請に応じて全ての高等学校、特別支援学校 10 校に対応する。

スクールカウンセラー (全中学校と拠点校学区内の小学校に対応)	対象小学校	対象中学校	拠点中学校	高等学校	特別支援
	266 校	85 校	99 校	84 校	10 校

- ・「拠点中学校」は、SC 配置校。
- ・「対象中学校」は、拠点中学校の近隣の中学校で拠点校から派遣を受ける。拠点校、対象校合わせて全中学校に対応。
- ・「対象小学校」は、拠点中学校の通学区域内の小学校で、拠点校から派遣を受ける。「対象小学校」でない小学校についても要請に応じ対応可。

④H27年度から配置時間の拡充や学校訪問時間の増加を図り、学校内での相談体制の整備を推進

- ・ 高校における派遣時間の拡充
 カウンセリング時間（一校あたり）H26年度：2h/月→H27年度～：5h/月
- ・ 拠点校への配置 H26年度：89人→H27年度：95人→H28年度：99人

4 ICT活用指導力及び情報モラル向上について

(1) 県教育委員会の実施する教員に対する研修等

①ICTシンポジウムの開催（H26.12：青木小、H27.11：箕輪中、H28.9：白馬中）

※学校の機器整備や環境整備を基にした授業改善について学ぶ研修

②ICTセミナーの開催（H27.1：総合教育センター、H28.1：総合教育センター）

※教員のICT活用指導力向上のための研修

③情報推進研究委員（PICT委員会）による授業公開

H27：辰野西小(9/29)、白馬中(10/8)、喬木第一・第二小(11/25)

H28：辰野西小(10/25)、南宮中(11/1)、西箕輪中(11/14)、

喬木第一・第二小(11/25)、青木小(11/30)

④「ICTハンドブック長野県版」を作成し各校へ配布(H28.3)

⑤総合教育センターにおける研修講座（ICT活用について学ぶ講座：59講座）

※県教育委員会では、平成27・28年度において、文部科学省と「ICTを活用した教育推進自治体応援事業」の委託契約を結び、教員のICT活用指導力向上を目的とする「長野県版ICT教員研修プログラム」を研究・開発して、県下への普及をめざしている。

(2) 平成27年度文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」
 「教員のICT活用指導力」の状況及び研修を受講した教員の割合

教員のICT活用指導力の状況	小学校		中学校	
	長野県	全国	長野県	全国
教材研究・指導の準備評価等にICTを活用する能力	80.4%	83.3%	81.7%	79.7%
授業中にICTを活用して指導する能力	67.6%	74.4%	68.0%	67.2%
児童のICT活用を指導する能力	59.3%	68.8%	61.0%	59.3%
情報モラルなどを指導する能力	74.1%	81.3%	74.5%	74.5%
校務にICTを活用する能力	73.6%	78.6%	77.5%	76.1%
研修の受講状況	60.4%	42.6%	44.3%	31.6%

(3) 青少年に対する情報モラル教育

「性被害防止教育キャラバン隊」の派遣

①性被害の状況、性被害防止に関連する情報モラル教育の指導実績がある専門家等で構成した「性被害防止教育キャラバン隊」を、希望する中学校に派遣し、併せて、インターネットの適正な利用方法を呼びかけるリーフレットを作成し、全公立中学校へ配布した。

②「性被害防止教育キャラバン隊」の公立中学校への派遣実績

平成27年度：2件、平成28年度：4件（平成28年9月末現在）

件 名

2 特別支援教育等の充実

- (1) 「学校教育法施行令の改正」及び「発達障害者支援法」の趣旨に鑑み、特別支援学級の教員配置基準を拡充するとともに、小・中学校における医療的ケアの充実など、障害の有無によらず誰もが地域の学校で学べるインクルーシブ教育や、放課後子ども総合プランなどに対する人的体制の整備などを更に充実させること。
- (2) 特別支援学校等施設の現状に沿った施設整備や、送迎バスの運行地域の拡大や始業時間の見直し等による保護者の負担軽減など、その地域の実情に沿った特別支援教育環境を充実させること。

県の見解

- ・ 特別支援学級の教員配置基準の拡充や特別支援教育支援員の配置については、国でも新たな通級指導教室を基礎定数化したいなどの動きもみられている。引き続き国の定数改善や財政支援の拡充等の要望など、柔軟に対応していきたい。
- ・ 国では、小中学校における医療的ケアの充実に向け、平成 28 年度に小中学校への看護師配置に対する補助制度を創設している。本県でも希望市町村において制度を活用しているが、引き続き積極的に対応していきたい。
- ・ 施設整備については、児童生徒数の増加に追いつかない部分もあるが、必要な財源確保に努めているところ。
- ・ 送迎バスについては学校毎に実情が違うため、地域の実情を踏まえた上で柔軟に対応できるよう、児童生徒の実態や保護者からの要望等を踏まえ進めていきたい。
- ・ 特別支援学校では、個別に対応が必要なケースがあり、保護者等の意見をしっかりと聞きし丁寧に対応してまいりたい。福祉サービスの活用等においては町村の協力も必要になるため、ご理解とご支援をお願いしたい。

参 考

1 特別支援学級の教員配置基準について

- (1) 制度の根拠法 学校教育法第 81 条、義務標準法第 3 条、4 条、5 条
- (2) 概要、現況

<平成 28 年度特別支援学級の状況> (平成 28 年 5 月 1 日) (単位：学級)

区 分	知的障害	自情障害	難聴	弱視	肢体不自由	病弱院内	合 計
小学校	347	473	3	0	4	5	832
中学校	185	262	3	0	0	6	456
合 計	532	735	6	0	4	11	1,288

<6 年間の増減状況> 6 年間で 276 学級の増加

年度	閉級			新增設		
	知的障害	自・情緒障害	院内他	知的障害	自・情緒障害	院内他
23	20	5	1	15	49	2
24	19	8	2	21	57	2
25	17	14	1	18	46	1
26	19	15	2	21	58	1
27	13	18	0	33	53	10
28	25	17	3	20	66	2
計	113	77	9	128	329	18
			差	15	252	9

特別支援学級の県設置基準は、原則、当該特別支援学級の対象となる児童・生徒数を、教育上の効果を考慮し小・中学校とも1学級3人以上8人以下としている。しかし2人以下であっても、状況を考慮し弾力的な運営に努めている。

2 小中学校における医療的ケアの実施について

(1) 制度の根拠法

○社会福祉士及び介護福祉法の一部改正（H23.9改正）

・一定の研修を受けた職員が、看護師の指導の下、痰の吸引等の医療的ケアができる。

○「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について(通知)」(H23.12.20)

・小中学校においては、その体制上から、看護師等を配置又は活用しながら、主として看護師が医療的ケアに当たり、教員等がバックアップする体制が望ましいこと。

(2) 小中学校における医療的ケアの充実について

○「特別支援教育専門家（看護師）配置事業」（文部科学省 H28年度～）

・小中学校における医療的ケアの実施のための看護師配置などに要する経費に対する補助事業（国1/3、県1/3）

（参考）＜平成28年度、県独自調査 小中学校における医療的ケアの状況＞

対象者 : 小学校13人 中学校5人

医ケア実施者：看護師11人 保護者4人 本人3人

3 放課後子ども総合プラン（放課後児童クラブ、放課後子ども教室）について

(1) 放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れに関し、以下補助を実施

①放課後児童クラブ支援事業（障がい児受入推進事業）

放課後児童クラブで障がい児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する支援員等を配置する場合に補助する。

補助率 国1/3 県1/3 市町村1/3 補助基本額 1,748千円

補助対象 152クラブ《H27》

②放課後児童クラブ障がい児受入促進事業

既存の放課後児童クラブで障がい児を受け入れるために必要な改修、設備の整備・修繕及び備品の購入等を行う場合に補助する。

補助率 国1/3 県1/3 市町村1/3 補助基本額 1,000千円

補助対象 2クラブ《H27》

③放課後児童クラブ障がい児受入強化推進事業

放課後児童クラブで5人以上の障がい児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する支援員などを1人以上加配する場合に補助する。

補助率 国1/3 県1/3 市町村1/3 補助基本額 1,748千円

補助対象 18クラブ《H27》

(2) 放課後子ども教室の推進事業においては、特別な支援を必要とする子どもたちに対し放課後等の支援活動を行う場合、次の費用を当該教室の実施・運営経費に

含めることができる。

○特別支援サポーターの配置 謝金単価 1,080円(1時間当たりの上限額)
《H27より対象経費に追加》

【参考】放課後子ども教室推進事業 補助率 国 1/3 県 1/3 市町村 1/3

3 特別支援学校等施設の整備状況について

特別支援学校における教室の増設については、昨年度、上田養護学校、飯田養護学校の校舎増設を行い、これまで9校で85教室を整備するなど取り組んできたところ。

＜教室増設の経過＞

	H9	H10	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H20	H21	H22	H26	計
教室数	5	4	6	9	6	6	2	3	7	4	21	12	85

4 特別支援学校における保護者の負担軽減

(1) スクールバスについて

- ①特別支援学校からは、スクールバスのさらなる増車についての要望は寄せられていない。(現状、12校で34台を運行)
- ②スクールバスの運行地域を拡大すると、児童生徒がスクールバスに乗車している時間が延びることにつながりかねない。
- ③今年度スクールバスを利用して通学している804人の児童生徒のうち、34人(約4%)が70分以上スクールバスに乗車している。距離的に困難な場合などやむを得ない場合を除き、通学時間は可能な限り短くすべきと考えている。

＜スクールバスの増車の経過＞

	H15	H16	H18	H19	H21	H22	計
増車台数	2	2	1	2	1	1	9

(2) 始業時間の見直し等について

- ①特別支援学校の始業時間は各校でそれぞれ設定しているが、いずれも午前9時頃となっている。
- ②特別な支援を必要とする児童生徒の受入れは、学校としても態勢を整えた上で受け入れることが必要
- ③始業時間を8時30分とした場合、終業時間もその分繰り上げる必要もある。
- ④始業前の受入れのために新たに職員を確保する場合、財政負担や人員、その専門性の確保といった問題もある。

件 名

3 教育施設等の充実

- (1) 災害時において避難所として活用される学校施設等の非構造部材の耐震化や防災資材・機材を整備するため支援措置を、引き続き講じること。
- (2) 老朽化した学校施設等について計画的に改修できるよう、補助単価を見直すとともに、必要な予算を確保すること。
 また、学校施設等は、地方創生においても重要な役割を果たすため、各地域の実情に沿って進められる教育施設等の整備に対し、財政措置の拡充を図るよう国へ求めること。

県の見解

- ・ 非構造部材の耐震化について、人的被害等の影響面から優先度を検討する中で、速やかな対策が必要であることは、重要と認識している。県としては、国に対し、支援措置の継続や充実を働きかけてまいりたい。
- ・ H25 に創設された長寿命化改修は、改築と比べて工事費が大幅に削減でき、設置者にとってメリットが大きく、国も優先採択している。引き続き、市町村への情報提供や周知に努めてまいりたい。
- ・ 国に対しては施設整備に係る予算の確保について要望をしており、あわせて補助単価についても近年は増額傾向にあるが、引き続き増額に向け働きかけてまいりたい。

参 考

【教育施設の耐震化の現況等】

1 構造体の耐震化の現況（非木造）（H28年4月1日現在 文部科学省調査）

区分	全棟数A	耐震性がない又は未診断の棟数B	耐震化率（％）			全国順位 （ ）内はH27の順位
			上段：長野県（ ）内全国平均			
			H27. 4. 1	H28. 4. 1 (A-B)/A	対前年増減	
幼稚園	9	2	77.8 (86.7)	77.8 (91.0)	0.0 (4.3)	42 (37)
小中学校	2,576	20	97.9 (95.6)	99.2 (98.1)	1.3 (2.5)	23 (15)

2 非構造部材の耐震化の現況（H28年4月1日現在 文部科学省調査）

区分	屋内運動場等全棟数	吊り天井を有する棟数			吊り天井を有していない棟数	H27に天井撤去
		対策実施済	対策未実施	対策未実施の割合		
幼稚園	0	0	0	0	-	0
	137	29	13	16	55.2%	108
小中学校	660	117	72	45	38.5%	543
	32,845	2,633	979	1,654	62.8%	30,212

※上段：長野県 下段：全国

3 学校施設の防災機能に関する実態調査から (H27年5月1日現在 文部科学省調査)
(校、%)

年度	区分	避難所 指定学 校数	備蓄倉庫	屋外便所		通信装置	自家発 電設備	貯水槽
				うち 洋式有				
H27	小学校	361	203	275	83	223	187	62
	中学校	177	94	144	50	106	94	32
	小中計	538	297	419	133	329	281	94
	小中整備率	—	55.2	77.9	24.7	61.2	52.2	17.5
	全国平均	—	未公表	未公表	—	未公表	未公表	未公表

【教育施設設備の現況等】

1 現況について

昭和40年代後半から50年代の児童生徒急増期に多くの学校施設が整備され、築25年以上で改修を要する施設は全国で7割に及ぶ。非木造施設は建築後45年程度で改築され、現在は昭和40年代前半に建築された建物が改築の対象となっている。今後、昭和40年代後半以後に建築された建物が改築時期に入り、老朽対策に多額の費用が掛かる見込み。

2 国の対応

平成25年度から長寿命化改良事業を創設し、コストを抑えながら建替えと同等の教育環境を確保する長寿命化改修を推進。

《長寿命化改修の具体的な改修内容と効果》

- ・構造区分に応じた劣化対策 (RC造・CB造はコンクリートの中性化対策、鉄筋の腐食対策、鉄筋のかぶり厚さの確保のいずれか、S造は鉄骨の腐食対策、接合部の破損の補修のいずれか、W造は構造体の腐食対策) やライフラインの更新等
- ・グレードの高い改修により、70~80年程度使用することが可能となり、更には改築よりも工事費が安価で、工期も短く、廃棄物も少ない。

3 財政支援制度

○学校施設環境改善交付金

- ・長寿命化改良事業 (H25創設) 補助率 1/3 下限額 1校あたり 7,000万円 (面積 800 m²以下の小規模校 1,000万円、幼稚園 400万円) 上限なし
※築40年以上の建物が対象
- ・大規模改造 (老朽) 補助率 1/3 下限額 7,000万円 (面積 800 m²以下の小規模校は 1,000万円) 上限額 2億円
※築20年以上の建物が対象

○学校教育施設等整備事業債

- ・長寿命化改良事業
学校教育施設等整備事業債 (起債充当率 75%、元利償還金に対する交付税算入 70%)
財源対策債 (起債充当率 15%、元利償還金に対する交付税算入 50%)
- ・大規模改造 (老朽)
学校教育施設等整備事業債 (起債充当率 75%、元利償還金に対する交付税算入なし)

件 名**4 地域に根ざした特色ある高等学校教育への支援**

- (1) 地域高校の存続・魅力づくりには地元町村が深く関わっている現状を踏まえ、支援の充実を図ること。また、職業高校については、時代のニーズに即応した特色ある実践的教育等により、地域が真に必要と求めている人材を育成できる学校づくりをすること。
- (2) 今後新たに高校再編等を検討する場合は、第1期長野県高等学校再編計画後の高校教育の現状を分析のうえ、地元関係自治体と十分協議すること。特に、高校は地域の人材育成の中核を担っており、各地域における当該学校の位置づけを明確にし、必ず地元の見解を聞き理解を得たうえで実施すること。
- (3) 県立高校において、学習に適した環境整備に対する財政措置の拡充を図ること。特に生活様式の変化等に対応した冷暖房環境の整備や、老朽化している設備等の修復を推進すること。

県の見解

- ・ 地域高校については、現状に応じた教員加配や地域高校教科の活動支援など、地域や学校からの声をお聞きする中で、協力しながら必要な支援をしてまいりたい。
- ・ 職業高校のあり方については、学校と企業、共同して生徒を育てる体制整備、県内産業分野のニーズに焦点を当てた人材育成の推進など、これまで以上に県としても取り組んでまいりたい。
- ・ 平成30年度以降の高校のあり方の基本理念や方針をまとめた「学びの改革基本構想（案）」を公表したところ。都市部校と中山間地校という新たな枠組みを導入することした次期高校再編の基準も含んでいる。中山間地の高校には、地域づくりの核となる人材の育成が求められており、その体制整備が必要であることは認識している。地元のご意見をお伺いしながら、基準の精度を高めてまいりたい。
- ・ 県立高校の施設については、3年間を重点期間とし、生徒の学習活動、生活の場であることを念頭に、緊急度や危険度の高い箇所について改修していく。
- ・ 冷暖房環境の整備については、保健室へのエアコン設置を6か年計画で実施している。また、トイレの洋式化も緊急の課題であり、予算確保の上進めてまいりたい。
- ・ 耐震化については、第1期県有施設耐震化整備プログラムに関するものは、ほぼ完了したところだが、引き続き第2期プログラムに基づき、取り組んでいく。

参 考**【地域高校への取組及び高校再編について】****1 地域高校に関する取組について**

地域高校が、地域の人材を育成する場として重要な役割を果たしているとの認識で、広く県民の皆様の意見をお聞きしながら、再編を進めてきた。

2 地域高校への支援について

県教育委員会としては、地域高校を支援するために、地域高校の現状に応じて教員の加配を行っている。また、地域高校とPTA等が中心となって組織する「地域高等学校協会」の活動を支援し、課題の把握や解決策の検討に努めている。さらに、生徒の募集が定員を大きく下回った場合には、学校とともに地域に入り、生徒募集

の改善が図れるよう支援を行っている。

3 職業高校に関する取組について

従来から職業教育を主として担ってきた専門学科の改善・充実に加え、地域の要望を踏まえてキャリア教育に重点を置いた総合学科高校を県内4地区に設置した。

平成12年度：塩尻志学館高校

平成19年度：中野立志館高校、丸子修学館高校

平成21年度：蘇南高校

平成27年度：佐久平総合技術高校臼田キャンパス

- ・再編統合に合わせて、産業構造の変化に対応した柔軟な人材育成のため、学科間の連携を主とした総合技術高校づくりを進め、平成25年度に飯田OIDE長姫高校、平成27年度に須坂創成高校、佐久平総合技術高校を設置した。

4 高校再編の実施計画策定について

○ 次期高等学校再編計画【学びの改革】策定のスケジュール（概要）

H25	基本理念や方針、進め方等について教育委員会事務局内で検討開始
H26	産業教育審議会による検討開始 後期から将来像検討委員会による検討開始
H27	産業教育審議会から「審議のまとめ（答申）」提出（10月） 将来像検討委員会から「審議のまとめ」提出（平成28年3月） 関係団体との懇談会、県民アンケート、高校生による熟議等の実施
H28	【学びの改革】基本構想の策定 「高校長会との協議」「パブリックコメント実施」「若手教員・高校生との意見交換」
H29	【学びの改革】実施方針の策定 「高校長会との協議」「パブリックコメント実施」「地域懇談会の開催」「産業界・大学・中学校長会等との意見交換」
H30以降	全校で探究的な学びや信州学等、21世紀型学力の育成を推進（継続的な取り組み） 実施方針に則り、旧通学区ごとに検討を進め、まとまったところから具体的な再編計画を策定

【高校における学習環境の整備について】

1 現況

高校再編による校舎整備や校舎の耐震化を最優先に進めてきたため「大規模改修」「改築」を実施しておらず、施設は建築から年数の経過した校舎等の劣化が進んでおり、緊急に修繕を必要とする箇所が年々増加し、修繕要望も増えている。

2 対応等について

- ・施設の劣化による雨漏りや外壁の剥離落下等重大かつ危険な事例が発生し、増え続ける修繕要望に対して、維持補修費を前年度比約3倍の予算措置をして、緊急度や危険度を考慮した優先度評価を行い、優先度の高い箇所から3年間（H28～H30年度）で集中的に改修している。
- ・校舎の耐震化については、H27年度でほぼ完了したが、第2期県有施設耐震化整備プログラムに基づき、吊天井や中規模施設の耐震化に取り組んでいる。
- ・第2期高校再編計画の進捗状況を注視し「大規模改修」「改築」を計画的に実施していく。

件 名

5 国民体育大会の長野県内での開催

平成 39 年開催予定の国民体育大会について長野県内で開催するよう国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ 本県においては、昭和 53 年（1978 年）に「やまびこ国体」を開催したが、この開催が本県の競技力の向上と体育施設の整備に大きな役割を果たすとともに、活力ある地域づくりに大きく寄与したことから、本大会を開催する意義は十分に認識しているところ。
- ・ 平成 29 年 1 月、2 月に本県で長野銀嶺国体を開催するため、まずは、この成功に向けて取り組みたい。2 巡目の国体開催誘致については、市町村等と連携を図り、関係団体と協議する中で、しっかりと検討してまいりたい。

参 考

1 開催地の決定及び未開催県の状況について

国民体育大会（以下「国体」）本大会開催地は、東ブロック・西ブロック・中ブロックの輪番としており、平成 38 年（2026 年）まで開催決定または内定（内々定を含む）している。

長野県は中ブロックに入り、平成 39 年が中ブロックの開催順となっている。

中ブロックで 2 巡目の開催や招致が決まっていないのは、長野県と奈良県のみ。

〔2 巡目日本大会未開催県〕

東ブロック	群馬県	山梨県	
西ブロック	鳥取県	島根県	沖縄県
中ブロック	長野県	奈良県	

2 県体育協会の動き

年 月 日	内 容
平成 27 年 9 月 1 日	県体協理事会において、競技団体等加盟団体あて平成 39 年国体招致の検討の呼びかけを決定。⇒ 全加盟団体から賛同を得た。
平成 28 年 3 月 23 日	県体協理事会において、県及び県議会に要請することを決定。
平成 28 年 6 月 29 日	県及び県議会へ国体招致の早期表明について要望

3 開催経費及び施設整備について

国体開催経費は大会ごとに幅があるが、先催県の事例では、施設整備、大会運営、競技力向上対策などで約 100 億～150 億円となっている。

昭和 53 年（1978 年）に行われた「やまびこ国体」の会場となった施設は、老朽化や施設基準の改正等により、別会場での実施や施設整備が必要となっている。また、「やまびこ国体」以降追加された競技について、実施会場の検討が必要。

4 経済効果等

参加選手数は約 2 万人、観客動員数は約 60 万～70 万人と多くの人が開催県を訪れ、1 大会あたり概ね 500 億～600 億円の経済効果が期待されるという結果となっている。

重点項目

6 情報化施策の推進

件名

1 市町村の情報システムの共同化支援

- (1) 市町村が行う情報システムの共同化（基幹系・内部情報系）にあたっての共通運用経費に対し、財政支援を講じるよう国に対し働きかけること。
- (2) 情報システムの共同化（基幹系・内部情報系）の実施及び推進について、人材派遣及び関連する財源措置を継続的に講じること。

県の見解

- ・ 情報システムの共同化による自治体クラウドの導入は、市町村における経費削減・業務の効率化・セキュリティ向上・災害への強靱化につながるといったメリットがあり、国においても積極的に推進する中で、導入経費に対する特別交付税措置や、運用経費に対しては普通交付税の算入対象となるなど、財政支援措置が講じられているところ。
- ・ 県としては、国に対して自治体クラウドの推進に要する経費への適切な財源措置について要望している。また、H26年度からは自治振興組合に職員を派遣するとともに、さまざまな業務に関連した財源措置により支援を行っているところ。
- ・ 今後も、財政支援等について国へ働きかけるとともに、自治振興組合と十分に連携・協力しながら進めてまいりたい。

参考

1 長野県市町村自治振興組合における市町村情報システム共同化の取組

共同化システム	参加団体	現 状
基幹系システム (住民記録システムなど 39 業務)	14 町村	各団体の現行システムの更新に併せ、平成 31 年度までの間に共同システムに随時移行
内部情報系システム (財務会計システムなど 2 業務)	2 町村	平成 29 年 4 月から財務会計システム、平成 30 年 1 月から人事給与システムを稼働予定

※上記のほか、「19 市による電算システム共同化研究ワーキンググループ」において、県内 19 市の共同化について検討している。

2 国による情報システム共同化への財政支援措置

(1) 特別交付税対象経費

共同化計画策定に要する経費、導入コンサルタントに要する経費、データ移行経費、導入後の実務処理研修に要する経費

(2) 普通交付税対象経費

自治体クラウドの推進関係経費（整備経費）及び基幹系システム保守運用委託料

3 県による市町村情報システム共同化に取り組む振興組合への支援

(1) 人的支援

- ・ H20 年度～27 年度：振興組合駐在県職員（1 名）
- ・ H26 年度～ ：地方自治法派遣職員（1 名）

(2) 財政支援

- ・ H28 年度～ ：電子自治体推進業務に係る財源措置

件 名**2 社会保障・税番号制度の円滑な導入**

番号制度については、県民にとって最適なシステムを構築するため、県と市町村が情報を共有し、個人番号の利活用策について一体となって検討する等、県として積極的に取り組むこと。

県の見解

- ・ マイナンバーに対する県の取り組みとして、市町村への情報提供とともに、市町村の独自利用事務において各団体の適用における個別相談を行ってきた。またメーリングリスト等を活用する中で情報共有や意見交換を行い、更には専門家による説明会や研修会なども実施してきたところ。
- ・ 今後も引き続き、市町村と連携・協力しながら、マイナンバー制度の円滑な導入に向けた取組を進めてまいりたい。

参 考**1 マイナンバー制度に関する県の庁内推進体制**

項 目	業 務 内 容	取りまとめ課
総括	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内各業務の進行管理 ・ 国からの連絡窓口 ・ 国・地方の事務レベルの協議の場の対応 	情報政策課
特定個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報保護評価（PIA） ・ 個人情報保護条例改正 	情報公開・法務課
システム開発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部局所管の個別業務システム開発・改修の進行管理、技術支援 ・ 連携システム（統合宛名システム、中間サーバー）の開発 	情報政策課
市町村支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号付番支援 ・ 市町村への情報提供等 	市町村課
独自利用対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独自利用事務の検討 	情報政策課

2 市町村との情報共有等を図る主な取組

- (1) 国等からの通知等の情報提供〔市町村課、情報政策課、情報公開・法務課〕
- (2) 説明会、研修会の開催〔市町村課、情報政策課〕
- (3) 個人番号の独自利用に関する条例の制定に関する相談〔情報政策課〕
- (4) 個人情報保護委員会への独自利用事務（情報連携）の届出の相談〔情報政策課〕
- (5) 個人番号の交付等に係る相談〔市町村課〕
- (6) 特定個人情報保護評価に係る相談〔情報公開・法務課〕

件 名**3 情報セキュリティ対策の推進**

- (1) 町村が維持管理、運用する情報システム及び付随のネットワーク等に対するサイバー攻撃は、番号制度の導入に伴い、更に高度化しているが、町村は膨大な住民情報を保有しているため、その機密性を堅持するための技術的・財政的支援を講じるよう国に対し働きかけること。
- (2) 県で導入を進めている自治体情報セキュリティクラウドの構築・運用に係る経費は、事業主体である県において応分を負担し、市町村の負担を極力抑えること。

県の見解

- ・ 国の要請により自治体の情報セキュリティ強化対策が全国一斉に進められているが、県としても、この取組が実効性のあるものとなるよう、国への技術的・物理的等支援を、全国知事会を通じ要望しているところ。
- ・ 自治体情報セキュリティクラウドについては、複数回にわたる市町村からの意見聴取や説明会を開催する中で情報共有を図るとともに、市町村職員を主要構成メンバーとする「自治体情報セキュリティクラウドに関する検討会」において、構築手法や経費負担等の検討を進めてきたところ。
- ・ 構築に際し、必要かつ最低限の機器構成とするなど工夫した結果、構築費、年間の運用費ともに大幅に軽減できた。引き続き、運用経費の負担のあり方を含め、市町村との連携や情報共有を図りながら協力して取り組んでまいりたい。

参 考**1 新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化**

- (1) 個人番号利用事務系における、住民情報流出の徹底防止
- (2) LGWAN接続系とインターネット接続系の分割
- (3) 都道府県と市区町村が協力して自治体情報セキュリティクラウドを構築し、高度なセキュリティ対策を講じること（インターネット接続口を集約し、各種セキュリティ機器等を共同利用するとともに、24時間365日の集中監視を実施）

2 国の財政支援措置**(1) 地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金**

事業名	補助対象	補助率等
自治体情報システム強靱性向上事業	市町村	2分の1
自治体情報セキュリティクラウド構築事業	県	(残余2分の1は起債対象)

(2) 平成28年度地方財政対策【普通交付税】

「自治体情報システム構造改革推進事業」として1,500億円を地方財政計画の歳出に計上。

3 自治体情報セキュリティクラウドに係る県の取組

- ・ 意見聴取や説明会開催、仕様作成における必要最低限の機器構成の採用や選択可能なオプションメニューの設定など、市町村の負担軽減に努めてきたところ。
- ・ 経費負担については、県と市町村が応分の負担をすることを基本に検討を重ねてきた。その結果、長野県市町村電子自治体推進委員会において、構築費は全額県負担、運用費は県・市町村で応分の負担を行うことと決定されている。

重点項目

7 地域医療・保健体制の充実

件名

1 医師の確保

(1) 地域別、診療科別の医師の偏在を是正し、地域に根差した医師の育成を図るため、信州型総合医の養成を強力に推進すること。

また、医師等の適正な配置が行えるよう、一定期間、医師不足地域への勤務を義務付けるなど、抜本的な対策を講じるよう国に対し働きかけること。

(2) 産婦人科医の不足や地域偏在が深刻で、分娩を取り扱う施設が減少していることから、産婦人科医の勤務環境の改善に向けた支援を一層充実させること。

(3) 女性医師がライフステージに応じて働き続けることができるよう、保育や再就業の支援の拡充等に取り組むこと。

県の見解

- ・ 新たな専門医制度において、総合診療専門医が 19 番目の基本領域として追加されるなど、総合医の必要性が認識されてきたことから、県では、引き続き総合医の養成・確保に努めてまいる。
- ・ 医師の適正配置が実現される制度の構築については、引き続き国へ要望する。県においても、医学生修学資金貸与者のうち、勤務を行う医師が年々増加し、平成 37 年度頃には 80 人を超える見込であり、医師不足の解消に繋がる配置となるよう努めてまいる。
- ・ 「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」において「若者のライフデザインの希望実現」を基本方針の一つとして位置付け、将来を担う若者の結婚や子育ての希望の実現に向け、産科医の確保などによる出産環境の整備や出産・子育てと仕事の両立を促進することを盛り込んだところ。
- ・ この総合戦略に基づき、産科医の緊急的な確保を図るため、今年度新たに産科研修医研修資金貸与事業を創設するとともに、女性医師総合対策事業として従前から取り組んでいる女性医師復職支援事業等に加えて、育児中の女性医師が、子の急病時においても勤務を継続できるよう、ベビーシッターによる保育や病児送迎支援に取り組む医療機関の支援に取り組んでいるところ。

参考

- 本県の人口 10 万人当たりの医療施設従事医師数（H26 年末現在）は、216.8 人（全国 31 位）で、全国平均の 233.6 人を下回っている。
- 「信州医師確保総合支援センター」（H23. 10. 26 設置）で、ドクターバンク事業、医学生修学資金貸与事業等を行い、医師確保対策を総合的に実施。
- 平成 25 年度から、県でプログラム認定した病院と連携して「信州型総合医」の養成・確保に取り組んでいる。
【H28 年度：H28. 10. 5 現在 15 病院のプログラムを認定。H25 年度～H27 年度認定病院で 25 人研修中】
- 「医師の適正配置が実現される制度の構築」等については、本県独自に要望するとともに、全国知事会等を通じて国に対して働きかけている。（H28 年度：5/23 実施、11/15 予定）

- 県内の医療施設で従事する産科医数：H26 年度：174 人。人口 10 万人対 8.2 人(全国 8.7 人)
- 県内の分娩取扱い医療機関 H13 年度：68 機関 ⇒H28 年度：42 機関 (10/5 現在)
- 産科医確保に向け、臨床研修医研修資金（産科プログラム選択研修医に月 20 万円貸与）や医師研究資金（県外から転入の産科医に 300 万円貸与）貸与事業等を実施。平成 28 年度から、新たに産科研修医研修資金貸与制度（産科プログラム以外の臨床研修医及び産科の専門研修を受講する研修医に月 20 万円貸与）を創設。（6 名に貸与）
- 医師国家試験合格者の約 3 割は女性と、年々女性比率は高まる（H26 年度本県の 17.5%が女性、産婦人科医の女性比率は全国 29 歳以下で 65.7%）
- 県では女性医師総合支援事業（H26 年度～ 復職支援研修、相談窓口の設置等）を実施。

件 名

2 保健師等の確保

保健師、助産師、看護師等の養成・確保を図るとともに、働き続けられる就労環境の整備を促進することによる職場への定着化や、復職しやすい環境等の整備を図ること。

また、広域連携等の検討を推し進め、人材の確保を促進すること。

県の見解

- ・ 看護職員の確保対策は、「新規養成への支援」、「資質向上・離職防止」、「再就業促進」の3つの柱で取り組んでおり、それぞれ、看護師等養成所への運営費補助や看護学生に対する修学資金貸与、院内保育所の運営補助や2月に新設した県医療勤務環境改善支援センターによる相談支援、県ナースセンターによる再就業支援を実施している。
- ・ 現在、県内の看護職の需給状況は全体的には充足しつつあるが、地域や施設間の偏在、夜勤対応可能者の不足等の課題はあるため、引き続き看護職員の確保・定着に取り組むとともに、これらの取組みの周知・広報に努めてまいりたい。
- ・ 今年度、医療・保健・福祉等の人材確保のワーキンググループによる検討から、パンフレットの作成、専用サイトの立ち上げ、銀座 NAGANO や名古屋においての合同就職ガイダンスなど、県と市町村の共同による取組を実施してきたところ。今後については、市町村、学生等の当事者の意見を踏まえた上で、県による市町村支援や市町村による取組などについて、現在、ワーキンググループで検討しており、取りまとめた結果を次回（11月21日）の「県と市町村との協議の場」において、報告することとしている。

参 考

1 就業看護師・准看護師率（人口10万対）（広域別）



2 看護職員養成・確保

(1) 新規養成数確保への取組

看護師等養成所への運営費補助、修学資金貸与事業、看護大学・県立養成所の運営、実習指導者養成講習会の開催 等

(2) 職場定着への取組

- ・ 院内保育所運営への支援：27年度実績 33施設

- ・ 県医療勤務環境改善支援センター設置（H28年2月）予算額：1,794千円
医療機関に対しアドバイザー派遣：H28年度実績（現時点）3か所
医療勤務環境改善セミナー開催：H28年度実績（現時点）5か所
 - ・ 病院が行う新人看護師卒後研修体制への支援：H27年度実績 48施設
- (3) 復職や再就業支援への取組
- ・ 県ナースセンターの運営
ナースバンクによる再就業のマッチング：H27年度実績 延140名
再就業支援研修の実施：201名（うち18名が再就業）
離職看護職員届出制度の登録者：430名（H27.10.1～H28.8.31）

3 市町村保健師の充足状況（平成27年4月1日現在 健康福祉部調査）
平成27年度採用募集市町村 37市町村

採用できた市町村	21市町村（11市6町4村）
採用できなかった市町村	16市町村（3市6町7村）

4 広域連携の取組

市町村保健師の平成29年4月採用に向け、「医療・保健・福祉等人材確保連携事業」として、以下の取組を実施。

（平成27年度2月補正予算対応、地方創生加速化交付金、国庫10/10）

<事業内容（事業費：8,541千円）>

平成28年4月1日から行政経験のある保健師を保健福祉等人材確保コーディネーター（行託）として配置し、以下の事業を実施（予定を含む）。

- ① 採用募集パンフレット及び中高生向けの業務理解パンフレットの作成
（採用募集パンフ：5月・5,000部、中高生向け：7月・50,000部）
- ② 共同募集専用サイト「長野で保健師。」の立ち上げ及びコンテンツの制作
（4月～、ページビュー：13,570回）
- ③ 「長野で保健師。～長野県内市町村合同就職ガイダンス～」の実施
（5月：銀座、7月：名古屋、9月：県看護大、12月（予定）：銀座）
- ④ 県外養成校への訪問（首都圏、中京圏、北陸圏等33校）
- ⑤ 県内養成校と市町村の情報交換会の実施（H28.2、H28.11予定）
- ⑥ アンケート調査の実施（3回）
 - ・ 市町村アンケート（H28.4、H28.7）
 - ・ 新人保健師アンケート（H28.9）

5 ワーキンググループの開催（6回）

H27.12 市町村人材確保の現状・課題の整理 等

H28.2 H28年度保健師確保策の検討 等

H28.3～10 広域連携による採用共同化策 等

件 名

3 予防接種・幼児視機能検査の推進

- (1) 有効性・安全性が確認されているワクチンについては、財政措置を講じた上で、予防接種法における定期接種の対象とするとともに、町村負担の実態に即した適切な財政措置を講じるよう国に対し働きかけること。
- (2) 幼児期において、地域差なく早期に屈折異常や斜視等の視機能発達阻害因子を発見できるよう、視機能検査の体制の整備を図ること。

県の見解

- ・ ワクチン接種について、県としては、これまでも十分な財源を確保するよう知事会議等様々な機会を捉えて国に要望しているところであり、引き続き、国へ要望していくとともに、国の動向を注視してまいりたい。
- ・ 視機能検査の体制について、国は市町村が行う3歳児健診に対して交付税措置するとともに、保護者へのアンケート結果に基づき眼科医療機関への受診を促している。制度の見直しの動きはないが、県としては、実施主体が市町村である中、各自治体の実情に応じた体制整備を考えるとともに、市町村保健師への技術研修等により、検査精度の維持を図ってまいりたい。

参 考

【定期予防接種化に係る国の動き】

平成24年5月23日、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において、7つのワクチン（子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌、B型肝炎）について、早期に定期予防接種化を図るべきとの第二次提言が取りまとめられた。

このうち、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンについては、平成25年4月から、水痘、成人用肺炎球菌ワクチンについては平成26年10月から、B型肝炎ワクチンについては平成28年10月から定期接種化された。

予防接種基本計画（平成26年3月厚生労働省告示第121号）では、ワクチンギャップの解消、接種率の向上、新たなワクチンの開発、普及啓発等を目標とし、おたふくかぜ、B型肝炎及びロタウイルス感染症については、課題等を検討したうえで必要な措置を講じるとされ、このうちB型肝炎については、今年の10月から定期接種化されたが、残りのおたふくかぜ、ロタウイルスについては、審議中。

【市町村の財政負担の軽減に係る国の動き】

上記第二次提言においても定期予防接種化の条件として財源の確保を図った上で、定期予防接種化するよう提言され、国では地方公共団体の意見を聴きながら、財源確保に努めるとした。平成25年1月27日の財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣の合意により、A類疾病では9割、B類疾病では3割程度の地方交付税が措置。

◇A類疾病：定期12疾病、臨時1疾病 集団予防に重点（被接種者に努力義務あり）

定期	ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎
臨時	痘そう（政令指定）

◇B類疾病：定期2疾病 個人の重症化予防に重点（被接種者に努力義務なし）
インフルエンザ（高齢者）・高齢者用肺炎球菌

【三歳児健康診査について】

三歳児健康診査は市町村へ交付税措置され実施。

三歳児健康診査における視覚検査は平成2年10月1日から開始され現在に至る。

ランドルト環による視力検査、保護者へ日頃の様子に関するアンケートを行い、屈折異常や斜視などが疑われる場合は、眼科医療機関で精密検査を行う体制となっている。

8 社会保障制度の充実

件名

1 不妊治療支援の充実

不妊治療の経済的負担軽減を図るため、「特定不妊治療費助成事業」について、不妊や不育症に関する総合的支援体制の推進及び財政措置の拡充を図ること。

県の見解

- ・ 不妊に関する総合的支援については、引き続き長野県不妊専門相談センターや保健福祉事務所等と連携し、推進していく。
- ・ 平成 26 年度及び平成 27 年度は内閣府の地域少子化対策強化交付金を活用し、妊娠・出産に関する正しい知識（高年齢化による妊娠率の低下や出産のリスクの上昇）の普及啓発に力を入れて取り組んだ。具体的には、産婦人科医師監修による教材（DVD・冊子）を作成し、その教材を用いて保健所保健師や助産師等が高校・大学等に出向き、生殖に関する身体の仕組みや妊娠・出産適齢期に関する健康教育（ライフデザインセミナー）を行うとともに（平成 28 年度も継続実施）、一般向け講演会を実施し、男性不妊や妊よう性について普及啓発した。また、思春期健康教育関係者を参集した研修会を県下 10 圏域で実施している。
- ・ 県単での治療費の上乗せ助成として、地方創生先行型交付金を活用し、平成 27 年度から特定不妊治療の一環として行われる男性不妊治療（精子採取術）及び不育症に対する助成を開始した。平成 28 年度は、国及び県において男性不妊治療（精子採取術）の助成を拡充するとともに、県は不育症治療に対する助成を県単事業として引き続き実施している。
- ・ 普及啓発事業により、不妊や不育症の状況にある夫婦に早期の検査・治療を促すとともに、特定不妊治療支援事業及び不育症治療支援事業による治療費助成の活用を促進することで、子どもを持ちたいという夫婦の希望を実現していく。

参考

- 不妊・不育症に関する相談支援については、長野県不妊専門相談センターにおいて、不妊相談コーディネーターによる電話・面接相談を毎週火・木曜日（産婦人科医師による面談は毎月第 4 木曜日）に実施している。
- 保健福祉事務所では健康不安のある女性や思春期から更年期にある女性の健康相談を行う「女性生き生き健康相談」を行うとともに、性に関する健康教育として生徒や学生に対して妊娠に関する正しい知識の普及啓発を行っている。

件 名**2 発達障がい児（者）の支援体制の強化**

- (1) 発達障がい児(者)の早期発見、早期支援並びに幼児期から学齢期、就労までの一貫した支援を強化するため、発達障害の疑いのある児(者)及びその家族への適切な指導・助言ができるよう、相談支援体制の更なる充実を図るよう国に対し働きかけること。
- (2) 障がい者を地域社会に円滑に受け入れるため、社会福祉施設整備事業に係る予算の増額を図るよう国に対し働きかけること。
- (3) 精神障がい者・発達障がい者数の増加等による、相談内容の多様化に対応するため、夜間・休日を含めた専門的な相談支援体制等の充実を図ること。

県の見解

- ・ 巡回支援専門員整備事業は、市町村の発達障がい者支援の機能強化に寄与していることから、本事業の申請を希望する市町村への交付ができるよう国において市町村地域生活支援事業の財源を確保することが必要と考えており、その旨国に要望している。
県としては、引き続き発達障がいに対する社会の理解を促すとともに、サポート・マネージャーの養成・配置や市町村サポート・コーチ、発達障がい者支援センターの活動等を通じて、市町村の相談支援体制の充実が図られるよう取り組んでまいりたい。
- ・ 障がい者の地域での自立した生活への支援、安心して暮らせる生活基盤の確保等を図るため、社会福祉施設等整備事業に対する十分な予算の確保について、引き続き国に対し求めてまいりたい。
- ・ 精神障がい者や発達障がい者及びその家族等からの相談の背景には、障がいの特性、家族の状況、地域との関わり、活用してきた社会資源ほか様々な要因が存在している。その対応には、町村内の関係部門、圏域の障がい者総合支援センターとの連携はもとより、国、県、警察等や民間団体などと連携を図り、支援会議等において情報を共有の上、夜間・休日の対応を含めた支援体制を構築し、それぞれの立場で組織的に対応することが必要と考えている。
県においては、保健福祉事務所、精神保健福祉センター・発達障がい者支援センター等において、引き続き、適切な支援に努めてまいりたい。

参 考

- 巡回支援専門員整備事業（発達障がい等に関する知識を有する専門家が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等を行う体制の整備）、平成23年度に国庫補助制度が創設され、平成25年度からは市町村地域生活支援事業の対象とされている。
- 市町村の発達障がい児（者）支援に係る取組の進展に伴い、実施市町村は年々増加している。
- 平成23年度：6市町 平成24年度：9市町 平成25年度：14市町村
平成26年度：16市町村 平成27年度：17市町村

○地域生活支援事業（任意事業）については、自治体が実施する事業の増加に対応した財源が配分されていないのが実情であり、安定した事業実施に支障が生じかねない状況となっている。

○県においては、市町村の取組を支援するため、以下の取組を実施している。

- ・発達障がい者に直接関わる支援者に対し、分野・年代を越えて一貫した総合的な支援や助言を行うサポート・マネージャーを平成 27 年度から 10 圏域すべてに配置している。
- ・市町村の発達障がい者支援関係者の個別支援への対応力向上を図るため、圏域単位で市町村サポート・コーチを配置し、市町村の保健師、保育士等への助言（平成 27 年度実績 361 回）、事例検討会や研修会の開催（同 107 回）を行っている。
- ・発達障がい者支援センターにおいて、市町村の保健師、保育士等を対象に、専門的技術の向上を図るための研修を実施している。（平成 27 年度実績 41 回）

○社会福祉施設等整備事業補助金

(1) 事業内容

社会福祉法人等が実施する障がい児者施設の創設、改築、大規模修繕等の施設整備に要する経費の一部を助成する。

(2) 補助対象 社会福祉法人、医療法人、公益法人、特定非営利活動法人等

(3) 負担割合 国 1/2、県 1/4、事業者 1/4

(4) 対象施設

ア 障害者総合支援法に基づく生活介護、就労継続支援等の障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び共同生活援助事業所（グループホーム）等

イ 児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービスを行う事業所及び障害児入所施設等

○施設整備状況

(単位：件、千円)

年 度		H24	H25	H26	H27	H28
障害児者施設	箇 所	3	2	5	3	3
	補助額	243,607	160,101	385,290	105,464	160,694
グループホーム	箇 所	14	7	9	3	7
	補助額	176,362	112,704	186,300	63,999	125,903
計	箇 所	17	9	14	6	10
	補助額	419,969	272,805	571,590	169,463	286,597

※H28 には、H27 補正予算の繰越分を含む。

○国の予算額推移

(単位：億円)

年 度	H24	H25	H26	H27	H28
当初予算	61	52	30	26	70
補正予算	133	148	80	60	未定
計	194	200	110	86	

○保健福祉事務所、精神保健福祉センター等においては、町村や相談機関からの相談に対しても技術的支援を行っているが、夜間・休日における支援は困難である。

○また、執拗な電話相談、強要、誹謗中傷などの、度を越えたケースに対する指導・助言には限界がある。

件 名**3 保育制度の充実**

- (1) 小規模町村においても病児・病後児保育を実施できるよう、病児・病後児保育に係る支援事業の推進と拡充を図ること。
- (2) 多子世帯の子育てに係る負担を減らすとともに、理想とする数の子どもを持つことを断念することのないよう、多子世帯保育料減免の更なる拡大を図ること。

県の見解

- ・ 本年度から、「子ども・子育て支援整備交付金」に、新たに病児保育事業に係る整備費補助が追加となったので活用されたい。また運営経費は、昨年度から実施している「子ども・子育て支援交付金」を活用されたい。
- ・ 「子ども・子育て支援交付金」は、病児保育の基本分として2,417千円以内が補助され、基本分に加えて利用児童数に応じて加算されるが、今般、国において病児保育運営の実態調査が行われたところであり、動向を注視していく。
- ・ 経済的な理由や子育ての負担感から理想とする数の子どもを持つことを断念することのないよう、保育料の多子軽減措置の対象拡大について、引き続き国に要望していく。
- ・ 国においては、来年度予算概算要求においても幼児教育の段階的無償化に向けた取組を検討することとしており、動向を注視していく。

参 考

- 子育て世帯のニーズが高く、病児保育事業の普及拡大を図る必要がある。
平成28年4月現在、病児保育等実施市町村は19市町村28か所であり、近隣市町村との利用協定や、ファミリーサポートセンターでの取組を含め、県内59の市町村で病児保育等の利用が可能となっている
- 本年度から、「子ども・子育て支援整備交付金」に、新たに病児保育事業に係る整備費補助が追加となった。(国1/3、県1/3)
運営経費については、昨年度から実施している「子ども・子育て支援交付金」の対象となっている。(国1/3、県1/3)
- 「子ども・子育て支援交付金」は、病児保育の基本分として2,417千円以内が補助され、基本分に加えて利用児童数に応じて加算される。
- 多子世帯の保育料は、年収約360万円未満相当の低所得世帯の場合、第2子以降の子に軽減措置が設けられている。しかし、年収がそれ以上の世帯は、多子世帯であっても同時入所していないと軽減措置の対象とならない。
- 市町村においては、独自に国基準を上回る負担軽減を行っている。
- 県では、昨年度から市町村が複数の子どもの同時入所を要件とせずに第3子以降の保育料を軽減する場合に、その経費の一部を助成している。
 - ・実施主体 市町村
 - ・対象施設 保育所、幼稚園、認定こども園等
 - ・補助率等 市町村が軽減する額のうち月額6千円を上限とし、その1/2を補助

件 名

4 福祉医療制度の充実

市町村が実施する福祉医療制度が安定的に維持できるよう、福祉医療費給付事業の助成対象の更なる拡大を図り、未就学児等の外来の助成対象を小学3年生までとすること。

乳幼児等の医療費窓口無料化（現物給付化）を実施することによる国民健康保険国庫負担金の減額措置廃止と、その条件に所得制限を含めないよう、国へ働きかけること。

県の見解

- ・ 「長野県子育て支援戦略」に基づき、平成27年度から県の補助対象範囲を一部拡大。
- ・ 一方、国では、「子どもの医療費の在り方等に係る検討会」結果を踏まえ、ニッポン一億総活躍プランでは国保国庫負担金減額調整措置について、見直しを含め検討し、年末までに結論を得ることとされており、所得制限の取扱いを含めた見直し内容については国の動向を注視している。
- ・ 国における検討の結果、制度変更があれば、必要に応じて実施主体である市町村と制度を検討してまいりたい。
- ・ 県では、社会保障政策の中に位置づけた国の責任による助成制度の創設を、国に対して要望してきたところであり、引き続き要望していく。

参 考

1 福祉医療費給付事業の対象者（県費補助の対象者）

区 分	所得制限	受給者負担金	H27 実績	
			受給者数	県補助額
乳幼児等 入院：中卒、通院：就学前	なし	1レセプト 500円	26万人	11億円

※福祉医療費全体のH27県補助額（障害者、ひとり親家庭含む）：41億円

2 県内市町村の実施状況（平成28年8月1日現在）

区分	入院	中卒	高卒	高卒
	通院		中卒	中卒
所得制限なし		25	2	50

3 都道府県等の助成状況（平成28年4月1日現在） ※太線枠内は本県の状況

区分	3歳未満	4歳未満	5歳未満	小就学前	小3	小卒	中卒	高卒
入院		1		21	1	7	14	2
通院	1	3	1	26	3	5	5	2

（平成27年4月1日現在 厚労省調べ）

所得制限	都道府県	市区町村
所得制限なし	17(36.2%)	1,402(80.5%)
所得制限あり	30(63.8%)	339(19.5%)

件 名

5 国民健康保険制度の円滑な運営

- (1) 制度を持続的に運営できる仕組みを構築し、保険料水準の格差に十分配慮すること。
- (2) 国庫負担金割合の引き上げを行うなど更なる財政基盤の強化を図るよう国へ働きかけること。
- (3) 平成 20 年度から開始された特定健診について、本人の了承があれば、健診データ等を国民健康保険以外の保険者から市町村へ提供できる制度を整備するよう国へ働きかけること。

県の見解

- ・ 昨年 5 月 27 日に国保法改正法が成立し、平成 30 年度から県が財政運営の責任主体として県内の市町村とともに国保の運営を担う新たな制度への改革が行われる。この見直しと併せて、平成 30 年度以降、毎年約 3,400 億円の公費拡充による財政基盤の強化が行われるが、県としては、今後の医療費の伸び等に対応した持続可能な制度となるよう、国の責任において更なる財政措置を講じることを国に要望しているところ。
- ・ また、県は統一的な国保運営方針の策定や、市町村ごとの納付金や標準保険料率を決定することとなっており、それらの検討にあたっては、市町村間の保険料や医療費の格差が大きい等、本県の実情を踏まえ、市町村の皆様のご意見等をお聞きしながら本県としての対応を検討している。
- ・ 今後も医療費の増加等が見込まれるため、県としても更なる財政支援を国に要望してきており、今後も強く求めてまいりたい。
- ・ 保険者間の特定健診データの移動については、本人の同意取得の手続きが煩雑なことや、現状のシステム上での対応が困難なことから、実施は進んでいないと認識しており、県としても、国に対して知事会等を通じ、情報提供のルールづくりを早急に講じるよう要望しているところ。
- ・ なお、国においては、本年 4 月 4 日に開催された「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」において、保険者間の特定健診等データの移動に係る当面の対応についての案がとりまとめられ、データ移動のフローチャートや様式例が示されたところ。今後も、この検討会において議論が行われる予定であり、県としては、議論の動向を注視してまいりたい。

参 考

【国民健康保険制度改革の概要】

1 公費拡充等による財政基盤の強化

毎年約 3,400 億円の財政支援の拡充等より、国保の財政基盤の強化を図る。

<平成 27 年度から実施> (毎年約 1,700 億円) (国 1/2、県 1/4、市町村 1/4)

低所得者対策の強化のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充 (約 1,700 億円)

<平成 30 年度から実施> (毎年約 1,700 億円) (全額国費)

- 財政調整機能の強化 (財政調整交付金の実質的増額)
自治体の責めによらない要因による医療費増・負担への対応 (精神疾患、子どもの被保険者数、非自発的失業者 等) } 約 700~800 億円
- 保険者努力支援制度・・・医療費の適正化に向けた取り組み等に対する支援
約 700~800 億円
- 財政リスクの分散・軽減方策 (財政安定化基金の創設・高額医療費への対応 (数十億円)) 等
 - ・平成 27 年度から、財政安定化基金を段階的に造成 (平成 27 年度約 200 億円)
 - ・平成 29 年度には、約 1,700 億円を投入し、財政安定化基金への積増し等を実施。
 - * 基金は都道府県に創設 (2,000 億円規模：全額国費)

2 運営の在り方の見直し (保険者機能の強化)

平成 30 年度から、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに国保の運営を担う。

都 道 府 県	市 町 村
<ul style="list-style-type: none"> ・県内の統一的な国保運営方針の策定 ・市町村ごとの納付金の額を決定 ・標準保険料率等を算定・公表 ・保険給付に要した費用を市町村に支払い 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料 (税) の賦課・徴収 ・納付金を都道府県に納付 ・資格管理・保険給付の決定 ・保健事業 等

3 改革により期待される効果

小規模な保険者の多い従来の国保について、その運営の安定化を図り、全国の自治体において、今後も国保のサービスを確保し、国民皆保険を堅持。

- ・医療計画の策定者である都道府県が国保の財政運営にも責任を有する仕組みとすることにより、これまで以上に良質な医療の効率的な提供に資する。
- ・厚生労働省が主導的に構築する標準システムの活用や都道府県内の統一的な国保の運営方針等により、市町村の事務遂行の効率化・コスト削減、標準化が図られるとともに、事務の共同処理や広域化が図られやすくなる。 等

4 今後、さらに検討を進めるべき事項

- ・厚生労働省は、新たな制度の円滑な実施・運営に向け、制度や運用の詳細について引き続き地方と十分協議しながら検討し、順次、具体化を図る。
- ・今回の改革後においても、国保制度全般について必要な検討を進め、当該検討結果に基づき、所要の措置を講じることとし、今後も厚生労働省と地方の間で、国保基盤強化協議会等において真摯に議論を行う。

5 保険者間の特定健診データの移動

- ・高齢者の医療の確保に関する法律」第 27 条において、退職等により保険者を移動した場合に、新しい保険者は旧保険者に対して健診データ等の提供を求められることができることとされており、旧保険者は求めを受けたらこれを提供しなければならないこととなっている。
- ・しかし、同法に基づく実施基準及び省令において、データ等の提供に当たっては加入者の同意を得ることが必要とされており、データ移動について一部市町村から被用者保険へのニーズはあっても、本人の同意取得の手続きが煩雑なことや、現状のシステム上での対応が困難なことから、実施は進んでいない。
- ・昨年のマイナンバー法が改正され、特定健診データ等の保健事業の実施に関する事務についても、個人番号の利用範囲に追加された。

件 名

6 介護福祉の充実

- (1) 利用者が、できる限り住み慣れた地域で安心して地域の特性に応じた多様なサービスを受けられるよう、また「介護離職者ゼロ」を達成するため、介護福祉の人材確保を図ること。
- (2) 介護保険制度を持続可能な制度とするために、介護サービスの基盤を整備するとともに、費用負担割合の見直しや被保険者に対する保険料負担の軽減を図るよう、制度の見直しを国に対して働きかけること。

県の見解

- ・ 介護人材の確保対策は、「入職促進」、「資質向上」「定着支援・離職防止」の3本柱を施策の方向性に据えて、各事業を展開している。
28年度は特に、
 - 無資格者に対する介護施設とのマッチングと資格取得費用の助成を併せた入職支援
 - 介護福祉士等修学資金の拡充として、希望者全員への貸付の実現
 - 「モデル給与規程・給与表」の公表とその普及促進
 - 新たに施設内保育所への運営費補助制度の創設
 などに取り組んでいるところ。
- ・ また、事業の実施にあたっては、26の関係機関・団体で構成する「福祉・介護人材確保ネットワーク会議」が事業の検討・立案段階から関わり、より事業効果が高まるよう連携・協働して実施している。
- ・ 「介護離職ゼロ」の実現に向けて、多様な介護サービスを支える人材の確保は最も重要であることから、地域医療介護総合確保基金や国の補正予算等を積極的に活用し、事業内容の拡充を図っている。
また、基金メニューの拡充等についても国に継続して要望しているところ。
- ・ 県内の介護職員数は増加しているが、有効求人倍率が高止まりで推移し、現場の人材不足感も依然として改善されないことから、引き続き、効果的な事業実施に努めてまいりたい。
- ・ 介護サービスの基盤整備や介護保険制度の充実を図るため、県としてこれまでも国に対して様々な要望を行ってきたところ。
- ・ 市町村の第6期介護保険事業計画に基づいた施設整備が行えるよう必要な予算の確保と、介護保険制度を安定的に運営するため、国費負担の拡充、低所得者の負担軽減など、国に対して引き続き要望してまいりたい。

参 考

1 介護人材の受給推計

県内の介護職員数は、平成26年、約3.4万人。(国推計値)
平成37年には約4.6万人必要になると推計。

項 目	H29	H32	H37
介護職員数(人)	39,808	42,818	46,339

出典：「第6期高齢者プラン（H27～H29）」による推計値

2 福祉・介護人材を取り巻く状況

介護分野の有効求人倍率は全職種平均に比べ高く推移する等、様々な課題が存在。

項目	現況
介護分野の有効求人倍率 (H27年度)	2.09倍(H26:1.91倍) 全職種平均1.28倍
県内介護職員の離職率 (H27年度)	13.2%(H26:11.7%) 全国平均16.5% 全産業平均13.6%
県内介護職員の所定内賃金 (H27年度)	22万0,500円 全産業27万6,200円
介護の職場を辞めた理由 (H24厚生労働省調査)	専門性や能力を發揮できない職場・仕事 13.2% 将来の見込みが立たない 12.2%
介護福祉士養成施設入学定員 充足率	平成28年度 48.8%(H27:51.3%、H26:56.0%)

3 平成28年度における介護人材の確保に向けた主な取組

(1) 入職促進

求人・求職マッチング、就職説明会、介護の仕事のイメージアップ、修学資金の貸付、未就労の有資格者の再就職支援等、多様な人材の入職を促進する事業を実施。

① 学生、移住希望者等の入職促進

事業名	事業内容	事業費	
福祉・介護人材マッチング支援事業	キャリア支援専門員活動費	○キャリア支援専門員(就職相談員)の配置 県下4箇所(長野、塩尻、上田、伊那)に配置し、求人事業所と求職者をマッチング。	15,367
	福祉人材職業紹介事業	○求人求職情報の収集、登録、就職相談、斡旋・紹介を実施。	3,965
	就職説明会	圏域単位での大規模な就職説明会(長野、松本:長野労働局等と共催)、市町村単位での小規模な面接会を開催。 (計26回)	6,357
福祉職場PR事業	○啓発ツールの作成 県出身漫画家の協力、高校生との協働により介護の仕事の魅力や働く職員の姿、給与・勤務環境等の情報を伝える啓発パンフレットを作成。 (15,000部、県内全中学・高校へ配付)	9,748	
介護福祉士修学資金等貸付事業補助金	○養成施設入学者等の修学資金を貸付。 ・貸付金額:学費60万円など ・返還免除:卒業後1年以内に県内介護事業所に勤め、5年間継続して従事 ・貸付人数:年間40人→80人規模へ拡大 (貸付人数:81人)	(原資対応)	

② 潜在的有資格者の復職支援

事業名	事業内容	事業費
再就職準備金貸付事業 (介護福祉士修学資金等貸付事業補助金の一部)	○1年以上の介護業務経験を有する者の復職に際して就職準備金を貸付。 ・貸付金額:20万円(上限) ・返還免除:県内介護事業所に2年間継続就労	9,210

(2) 資質向上に関する事業

介護職員がキャリアを見据えて働くことができるよう、職層に応じた研修の実施や専門性の向上に向けた研修への助成等を実施。

事業名	事業内容	事業費
認定介護福祉士養成研修支援事業補助金 (信州介護人材誘致・定着事業)	○介護の仕事の専門性の確保と社会的地位の向上に資するため、平成29年度に新設される「認定介護福祉士」(介護福祉士の上位資格)の養成研修の受講費を助成。(30人規模)	1,350

(3) 定着支援・離職防止に関する事業

事業者のキャリアパス構築への支援と、経営基盤の強化に資する経営専門家の派遣、施設内保育所の運営費への支援等、労働環境・処遇の改善に資する事業を実施。

事業名	事業内容	事業費
モデル給与規程の普及 (福祉・介護人材確保ネットワーク会議)	○県内事業者のキャリアパス構築の促進に向けて、「モデル給与規程・給与表」を県HPや事業説明会、セミナー、事業者指導等の際に周知し普及を図る。 (1,500部以上配布)	—
⑨ 介護経営専門家の派遣、 経営力強化セミナーの開催 (信州介護人材誘致・定着事業)	1 経営専門家派遣 労働環境・処遇改善に意欲的な事業者の経営力強化に向けて経営専門家を継続派遣。 (内容) ・「経営ビジョンと経営戦略の策定」 ・「キャリアパス・給与制度構築・運用」 ・「業務効率化」他(対象:11法人、延60回派遣) 2 経営力強化セミナー ICT導入・活用、人材採用力アップ、事業統合、顧客獲得等をテーマにセミナーを開催。 (86事業者参加、H28.6.22松本市)	6,091
⑩ 施設内保育所運営費補助金	子育て中の介護職員の労働環境・処遇の改善を促進するため、施設内保育所を運営する施設等に対して運営費を助成。(助成予定:7施設)	16,231

(4) 基盤整備に関する事業

関係機関・団体との連携体制を構築し、様々な施策を協働して検討・実施。

事業名	事業内容	事業費
⑪ 福祉・介護人材確保ネットワーク会議	○関係機関・団体による施策の検討、協働実施体制として運営。(平成26年度～) 「確保・定着」、「人材育成」、「イメージアップ」、「認証・評価」の4部会で具体策を検討。	4,892

4 第6期長野県高齢者プランの整備目標及び実績

(1) 施設・居住系サービスの整備目標・実績

(単位:人)

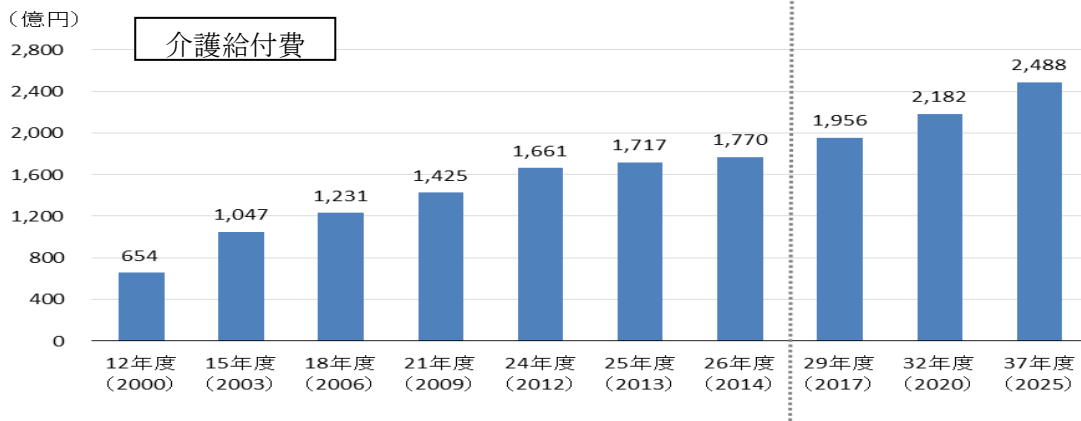
区 分		現 状 (H26年度末) A	H29年度 目 標 B	計画期間中の 整備数 (B-A)	H27年度末 整備状況 ()は第6期 整備数
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)		10,894	11,604	710	11,139 (245)
地域密着型介護老人福祉施設 (小規模特養)		1,327	2,038	711	1,364 (37)
介護老人保健施設		7,836	7,920	84	7,862 (26)
介護療養型医療施設 (療養病床等)		1,380	1,342	△38	1,277 (△103)
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)		3,214	3,546	332	3,229 (15)
特定施設入居者 生活介護	介護専用型	543	736	193	953 (410)
	介護専用型以外	3,328	3,557	229	3,014 (△314)
地域密着型 特定施設入居者生活介護		448	545	97	492 (44)

(2) 介護サービス基盤整備の状況

(単位:千円)

	H27年度		H28年度(予算)	
	事業内容	補助金額	事業内容	補助金額
広域型特養等 (老人福祉施設等 整備事業)	広域型特養-2 養護老人ホーム-1	763,088	広域型特養-10 介護老人保健施設-1 訪問看護事業所-1 他	1,113,053
地域密着型施設 (地域医療介護総合 確保基金事業)	小規模特養-2 認知症グループホーム-4 小規模多機能型居宅介護事業所-2 他	772,252	小規模特養-14 認知症グループホーム-7 小規模多機能型居宅介護事業所-9 他	3,393,703

5 長野県の給付費・介護保険料の推移及び見込み



介護保険料

単位:円

事業計画期間	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	H32年度 見込	H37年度 見込
長野県	2,346	3,072	3,882	4,039	4,920	5,399	6,491	7,937
対前期増加額 (伸び率)	—	726 (30.9%)	810 (26.4%)	157 (4.0%)	881 (21.8%)	479 (9.7%)		
全国	2,911	3,293	4,090	4,160	4,972	5,514	6,771	8,165
対前期増加額 (伸び率)	—	382 (13.1%)	797 (24.2%)	70 (1.7%)	812 (19.5%)	542 (10.9%)		

6 国への要望状況

平成28年5月「平成29年度国の施策並び予算に関する要望」

○介護サービス基盤整備に対する財政措置の拡充について

特別養護老人ホーム等の介護サービス基盤整備がより一層円滑に進められるよう、財政措置の拡充を図ること。

特に、平成27年度から地域密着型施設等の施設整備の支援に活用されている地域医療介護総合確保基金について、市町村の第6期介護保険事業計画に基づいた施設整備が行えるよう、平成29年度以降も必要な予算を確保すること。

○安定的な制度運営のための必要な改善について

介護サービスの利用拡大に伴い、都道府県・市町村の介護保険制度の運営に係る財政負担や被保険者の保険料負担が増大している。介護保険制度が将来にわたり安定的なものとなるよう、国の責任により財政措置を行い、国と地方の負担の在り方や低所得者の負担軽減の拡充など、必要な制度の改善を図ること。

9 環境保全対策の推進

件名

1 廃棄物処理施設の設置許可について

放射性物質を含む廃棄物最終処分場の設置許可においては、生活環境の保全への影響を考慮し、慎重に対応すること。

県の見解

- ・ 廃棄物最終処分場の設置許可手続においては、県廃棄物条例に基づく事業計画協議により住民との合意形成を図るよう求めるとともに、廃棄物処理法に基づく許可申請手続においては、申請書を告示縦覧して市町村長や関係住民から生活環境保全上の見地からの意見を聴くとともに、生活環境の保全に関し専門的知識を有する者の意見も踏まえ、慎重かつ厳正に審査することとしている。
- ・ 東日本大震災による原子力発電所の事故に伴い発生した 8000 Bq/kg 以下の廃棄物については、廃棄物処理法に基づく管理型最終処分場で安全に埋め立て処分することができることされており、当該廃棄物を含む廃棄物最終処分場の許可申請手続に当たっては、法令及び条例の手続に基づき厳正かつ慎重に審査する。

参考

1 廃棄物最終処分場の設置許可

- 廃棄物最終処分場の設置に当たっては、廃棄物処理法に基づく設置許可が必要
- 許可権者は、一般廃棄物最終処分場、産業廃棄物最終処分場ともに県
- 許可申請書には、周辺地域の生活環境影響調査の結果を添付、申請書は1カ月間告示縦覧。利害関係を有する者は生活環境保全上の意見書提出可
- 許可基準
 - ・ 施設の構造等が技術上の基準に適合
 - ・ 構造や維持管理に関する計画等が周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること
 - ・ 事業を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること
 - ・ 欠格要件に該当しないこと

2 現行の手続

- 県では、最終処分場の設置に当たり、事業計画者に対し、計画の早期段階から地元住民との双方向のコミュニケーションを図るよう指導している。
- 廃棄物条例に基づく事業計画協議においては、住民等の疑問は不安を解消するため、計画の詳細を丁寧に説明し、合意形成を図るよう求めている。
- 法令に基づく許可申請手続においては、申請書を告示縦覧し、市町村長や関係住民から生活環境保全上の見地からの意見を聴くとともに、生活環境の保全に関し専門的知識を有する者の意見も踏まえ、慎重かつ厳正に審査している。

3 放射性廃棄物について

- 放射性物質及びこれに汚染された物は廃棄物処理法上の廃棄物の定義から除外。
- 但し、東日本大震災による原子力発電所の事故に伴い発生した 8000Bq/kg 以下の廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法により、廃棄物処理法に基づく管理型最終処分場で安全に埋立処分することができることされている。

件 名**2 不法投棄防止対策の推進**

不法投棄監視連絡員を増員するなど監視体制を強化するとともに、県管理道路・河川にあっては、不法投棄物を早期に回収・撤去し、不法投棄の拡大・再発の防止を図ること。

県の見解

- ・ 県では、生活環境への影響が大きい産業廃棄物の不法投棄防止を主な目的として、全県に 100 名の不法投棄監視連絡員を委嘱し、定期的に監視パトロールを行っているが、不法投棄の発見状況を見ると、家庭ごみや廃家電等の一般廃棄物がほとんどを占めている。
- ・ 不法投棄監視連絡員については、厳しい財政状況のもと、H16 に減員となったものを H18 に 100 人に戻して以降現体制を維持しており、今後も継続できるよう努力したい。
- ・ 不法投棄の防止・早期発見には、地元市町村の協力が不可欠であり、とりわけ町村にあっては、住民への適正処理啓発を含めて工夫を凝らして取り組んでいただいていることから、引き続き県と一体となった取組をお願いしたいところ。
- ・ 道路・河川への不法投棄対策については、パトロールを充実するとともに、立看板設置等の不法投棄防止の啓発については、関係機関と協力して対応してまいりたい。
- ・ 不法投棄された廃棄物の撤去及び処理については、警察に通報し、投棄者を特定し撤去させていく。なお、投棄者が特定できない場合は、関係機関と協議、協力して対応したい。
- ・ 引き続き、愛護団体、アダプト協定団体、町村などのご協力をいただき、連携して不法投棄防止対策に努めてまいりたい。

参 考

○不法投棄の発見状況

(単位:件)

年 度	H25		H26		H27	
		内町村		内町村		内町村
一般廃棄物	4,087	833	3,583	809	3,456	792
産業廃棄物等	76	27	62	40	58	40
合 計	4,163	860	3,645	849	3,514	832
一般廃棄物割合	98.2%	96.9%	98.3%	95.3%	98.3%	95.2%

※多いゴミ 県全体：①家庭ごみ ②空き缶 ③タイヤ ④家電4品目

町 村：①家庭ごみ ②空き缶 ③タイヤ ④家電4品目

○不法投棄防止対策(28年度)

不法投棄監視絡員	100名配置：複数3町村 富士見2 阿智2 木曾3 (町村56名) @7000円/月4回/2H
夜間監視パトロール	年間100日予定 地事・資源循環推進課実施
不法投棄ホットライン	24時間体制の電話通報窓口を開設
その他	車両点検等

○廃家電4品目の不法投棄に係る市町村への財政的支援(H27～H29年度事業、延長協議中)

支援元：一般財団法人家電製品協会(=問合せ先)

支援先：市町村

(複数市町村が協同しての実施事業は、代表市町村が申請することも可)

支援対象：市町村が行う家電4品目に係る不法投棄未然防止事業(助成率50%)
不法投棄物の回収・引き渡し事業(3カ月分の回収に対して助成率100%) (国、県が財政的支援を行っている事業は不可)

事業年度：H27～29(募集はH26～28)

募集期間：支援対象年度の前年度の7月1日から9月30日

県内実績：須坂市(H26、27)、伊那市(H27、28)

※H29は須坂市、伊那市が要望中(11月決定)

事業周知：環境省からの依頼により、市町村にメールで事業を周知(7月)

件 名

3 上下水道施設整備の推進

- (1) 老朽化した水道管の更新や耐震化を進めるため、水道施設に係る国庫補助金を要望額どおり交付するよう国へ強く働きかけること。
- (2) 下水道事業を安定的に継続していくため、広域連携による下水道の管理等の効率化を図ること。

県の見解

- ・ 近年、水道施設整備に係る交付金、国庫補助金の内示額は要望額を大きく割り込んでおり、事業者の事業執行に与える影響は非常に大きく、県としても大きな課題であると捉えている。
 県では、長野県水道協議会とともに、今年5月に厚生労働省や総務省、県関係国会議員に対して、予算確保に関する要望活動を行ったところである。今後も長野県水道協議会と協力しながら、適時・適切な時期に国に対して予算確保について要望してまいりたい。
- ・ 例年開催している広域的な連絡調整会議等において、広域連携に向けた市町村間の意見交換や協議を行い、また、広域化・共同化事例について研究する機会を設けている。
 引き続き、広域協議会制度を活用するなど、広域的に協議を行うための場を設け、県と市町村が一体となって広域化・共同化による事業の効率化を進めてまいりたい。

参 考

【水道施設について】

人口減少や節水意識の高まりによる料金収入の減少の一方で、老朽化した水道施設の更新や、防災・減災に資する強靱な水道とするための施設の耐震化が急務となっており、水道施設整備に係る交付金や国庫補助金は、それら施設の整備促進には欠かせないものとなっている。しかしながら、事業者からの要望額に対する国の内示額の比率は近年減少しており、平成27年度は7割程度、平成28年度は6割程度の内示率といった状況である。

平成28年度の水道施設整備に係る交付金、国庫補助金の内示額（単位：千円）

区 分		事業数	要望額	内示額	内示率(%)
生活基盤施設耐震化等交付金		25 事業	833,592	535,471	62.24
国庫 補助金	簡易水道等施設整備	2 事業	122,353	57,650	47.12
	水道水源開発等施設整備費	5 事業	169,453	83,438	49.24
計		32 事業	1,125,398	676,559	60.12

要望活動実績

活動実施日	要 望 先
平成 27 年 8 月 25 日	厚生労働省、総務省、財務省、県関係国会議員
平成 27 年 11 月 16 日	県関係国会議員
平成 28 年 5 月 9 日	厚生労働省、総務省、県関係国会議員

【下水道事業について】

1 現況

人口減少等によって有収水量の減少が見込まれる中、事業を安定的に継続していくためには、コスト削減による一層の事業の効率化が必要。

そのために、生活排水処理施設の維持管理の共同化や、生活排水処理に共通する工程を共用する施設の集約化等の取組を推進。

(1) 維持管理の広域化・共同化

長野県下水道公社は、市町村からの管理委託により 4 地域(16 市町村)で広域管理

(2) 汚泥処理の広域化・共同化

6 施設で汚泥処理施設を共同化、7 地域で汚泥移動脱水車を共同使用

(3) 処理区域の統合による効率化

最大 305 施設あった農業集落排水施設は、H27 年度末までに 30 施設が下水道へ統合

2 課題・問題点

既に一部の市町村では広域化・共同化の取組を進めているが、この取組を一層推進するためには、地域内の市町村が地域全体の施設の状況や維持管理の状況を把握した上で、広域化・共同化に向けた共通認識の下、広域的に協議していくことが必要。

こうした課題に対応するため、国では、下水道法を一部改正(H27)し、広域的な連携による事業の効率化について必要な協議を行うための場として、広域協議会制度を創設。

件 名

4 山岳環境の保全整備

山岳環境への影響軽減や多様な登山者の要求に対応できる環境整備のため、山岳環境保全対策支援事業の補助対象の拡大と十分な財政措置の拡充を図るよう国へ働きかけること。

県の見解

- ・ 国においても、平成27年度から国立公園内の整備について、補助制度（自然環境整備交付金による国立公園整備事業）を立ち上げたが、山岳トイレ整備に限らず登山道整備も含めた補助内容であり、予算規模が限定的（全国で約6億円）である。
- ・ 山小屋トイレの補助事業については、国に対し従前から予算確保と補助対象の拡大を求めており、引き続き要請してまいりたい。

参 考

1 現況

(1) 山岳地域トイレの現状 *目標は生物多様性ながの県戦略による。

総 数	H27年度末	H27年度末改修率	目標とする改修率*
160箇所	126箇所	78%	H32までに85%

(2) 山岳環境保全対策支援事業

ア 国から民間の山小屋事業者に対する直接補助事業

イ 事業主体：山小屋事業者

ウ 対象事業：し尿処理施設、給水施設

エ 補助率：1/2（事業費等に対する制限なし）

オ 事業の条件

- ・ 山城単位の地域協議会からの推薦（国の審査委員会で審査）
- ・ 通過者用のし尿処理施設（公衆便所）の設置
- ・ 使用料の徴収と利用者へのPR
- ・ 事業費の下限上限なし

カ 県の役割：地域協議会事務局を担い、事業導入に向けた条件整備や調整等のコーディネートや山小屋関係者による受益者負担への取組をサポート。

キ 実績と計画

		公園名	市町村	名 称	事業費(千円)	補助金(千円)
実 績	H 24	御岳県立	木曾町	女人堂	38,010	17,990
		〃	王滝村	王滝頂上山荘	32,900	16,350
		中部山岳国立	松本市	岳沢小屋	10,920	5,170
		〃	〃	ヒュッテ大槍	23,310	11,030
		計			105,140	50,540
	H 25	御岳県立	王滝村	剣ヶ峰山荘	35,800	15,250
		中央アルプス県立	宮田村	天狗荘	52,500	22,250
		計			88,300	37,500
	H 26	八ヶ岳国定	佐久穂町	青苔荘	53,414	26,707
		中部山岳国立	松本市	西穂山荘	40,300	20,150
		計			93,714	46,857
	H 27	中部山岳国立	松本市	槍沢キャンプ場	14,442	7,221
		計			14,442	7,221
	計 画	H 28	中部山岳国立	松本市	徳澤園	57,434
計					57,434	28,717

2 課題・問題点

- 山小屋トイレ支援について、「山岳環境保全対策支援事業（国補）」では、補助対象が民間山小屋事業者に限定され、市町村管理トイレは対象外となっている。
- 山小屋は厳しい立地条件により、建設、維持管理等に大きな費用がかかるため整備がなかなか進まない。

件 名

5 特定外来生物対策の推進

地域の自然環境や農林業へ被害を及ぼす特定外来生物（アレチウリ等）は、旺盛な繁茂により駆除が追い付かないため、駆除剤の開発や補助金制度の創設など支援の充実を図ること。

県の見解

- ・ 特定外来生物は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき主務大臣等は防除を行うものとされていることから、本法の所管の環境省は、一層の防除の推進が必要であり、かつ、地方自治体による防除へは補助の創設等を要望しているところ。
- ・ そのような状況の中で、広域的に分布する外来生物については、多様な主体の参画による駆除を進めざるを得ず、また一律・公平に補助等を行うことは現状では難しい。
- ・ 県では、特定外来生物による被害が確認されている分野を所管する部局で連携して防除を推進。

参 考

1 長野県に生息する特定外来生物

○県内の特定外来生物生息状況

- ・ 特定外来生物（112種）中、19種の生息を確認。

県内で確認されている特定外来生物 19種（環境保全研究所確認 H28.10月）

哺乳類	アライグマ、アメリカミンク	甲殻類	ウチダザリガニ
鳥 類	ガビチョウ、ソウシチョウ、カオグロガビチョウ、カナダガン	昆虫類	セイヨウオオマルハナバチ
爬虫類	カミツキガメ	植 物	オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、オオカワヂシャ、アレチウリ、アブラ・クリスタータ
両生類	ウシガエル		
魚 類	カダヤシ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス		

○特定外来生物アレチウリ等の繁茂状況

- ・ アレチウリは、中部7県中、長野県での問題発生が最多（市町村の47%、環境省アンケート調査 H26.3月）。
- ・ アレチウリは、特定外来生物（植物）のうち最も多くの市町村で繁茂（H20.3月）。

アレチウリ等の県内繁茂状況（旧120市町村単位、環境保全研究所 H20.3月）

特定外来生物（植物）	一部の地域に分布	複数の地域に分布	ほぼ全域に分布	分布しない	不明
アレチウリ	48	20	24	15	13
オオキンケイギク	30	30	5	15	40
オオハンゴンソウ	24	24	2	21	49
オオカワヂシャ	3	3	0	36	78

2 特定外来生物対策の推進

- 長野県では、特定外来生物駆除活動の確認・認定の制度、手続について、県 HP、パンフレット(H24 年度更新)等で広報、周知。
- 特定外来生物であるアレチウリについては、効果的な駆除方法や留意事項を伝える指導者研修会を開催し、その指導者と一般市民による、広範囲な駆除活動が行われるように取組んでいるところ(水大気環境課・自然保護課)。
- アレチウリについては、毎年7月最終日曜日を『アレチウリ駆除全県統一行動日』として設定し、駆除活動を推進しており、平成27年度には、統一行動日を含めて約2万5千人が参加。

3 課題

- アレチウリ等外来生物は繁殖力が強く、一旦広がると根絶は非常に困難で継続的な取組が必要。
- 外来種被害防止対策における地方の取組に対する国の補助事業等の支援策がない。

10 TPP協定への適切な対応

件名

1 TPP協定への適切な対応

TPPの影響を受ける農林業分野の体質強化対策をはじめ、農林水産物の生産額の減少に対して所要の対策を講ずること。

県の見解

- ・ 本年2月8日には、「農林業への影響緩和」、「攻めの農林業を展開するための体質強化」、「県産農産物等のブランド化と輸出・地消地産の促進」の3つの視点に立った「TPP協定に係る農林業分野対応方針」を策定した。
- ・ 対応方針では、コメ、果樹、野菜、畜産などの分野ごとに、概ね10年後の目指す姿と具体的な対策を明示するとともに、それぞれの対策を進めるため、2月補正予算と本年度予算合わせて49億3千万円余を措置している。
- ・ 今後とも、農業者の皆様の声もお聞きしながら、国の対策を最大限に活用するとともに、県単独事業も含め追加的な対策も検討し、農業者の皆様が将来に向け、意欲を持って農業に取り組み、本県農業が持続的に発展できるよう取り組んでまいりたい。

参考

○ 最近のTPP協定交渉関係の動き

月 日	国の動き	県の動き
10月 5日	TPP協定交渉大筋合意	
10月 7日		国際的な経済連携に関する対策会議
10月 9日	内閣府TPP総合対策本部設置 農林水産省TPP対策本部設置	
10月15日		長野県TPP農業分野等対策本部設置
10月16日		内閣府及び農林水産省に緊急要請
11月17日		内閣府及び農林水産省に要請 大綱策定に向けての具体策について
11月19日		国の職員を招へいした説明会の開催
11月25日	「総合的なTPP関連政策大綱」公表	
12月24日	TPP協定の経済効果分析 公表	
2月 4日	TPP協定参加12カ国署名	
2月 8日		TPP協定に係る農林業分野対応方針 について 公表
4月	TPP関連法案・承認案国会提出 (継続審議)	
9月	臨時国会召集 (TPP関連法案・承認案審議再開)	

11 農業・農村対策の推進

件名

1 農業・農村施策の推進

- (1) 新たな食料・農業・農村基本計画については、関係府省連携の下、食料・農業・農村に関する施策を総合的かつ計画的に実施するよう国に対し働きかけること。
- (2) 日本型直接支払制度については、町村の財政事情を勘案し、十分な財政支援を講じるとともに、所要の予算額を確保すること。
- (3) 農地中間管理機構による、町村への業務委託については、業務が過大とならないよう配慮するとともに、町村に財政負担が生じないよう措置すること。

県の見解

- ・ 食料・農業・農村基本計画計画は平成 27 年 3 月 31 日に策定されたところであり、産業政策と地域政策とを車の両輪として農政改革を推進するものとされている。計画に沿った総合的な施策が実施されるよう、引き続き国に対して要望してまいりたい。
- ・ 日本型直接支払制度について、国では、市町村における事務費負担に配慮し、各交付金について推進交付金を措置しているところであるが、本年度は市町村からの要望に十分応えられていない状況。国に対しては、町村からの要望が満たされるよう必要な予算額の確保と、事務の一層の簡素化について強く要望してまいりたい。
- ・ 農地中間管理機構では、業務委託先の農地利用集積計画の作成などの業務を軽減するため、システム開発を行っており、平成 28 年 6 月から稼働している。県では、機構が業務委託する場合には、市町村の意見を十分聞きながら、地域の実情を考慮して委託するよう指導している。国は、業務委託先である町村等に財政負担が生じないよう、機構に対する補助金を十分確保しているところであり、県としても、来年度以降も十分な予算が確保されるよう必要に応じて国へ要請してまいりたい。

参 考

【食料・農業・農村基本計画】

1 施策の基本的な方針

農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として農政改革を推進。

2 食料自給率目標等

	H27 計画	(参考)H22 計画
カロリーベース	45%	50%
生産額ベース	73%	70%

3 食料自給力指標の提示

食料安全保障に関する国民的議論を深め、食料の安定供給の確保に向けた取組を促進するため、我が国食料の潜在生産能力を評価する「食料自給力指標」を提示。

4 講ずべき主な施策

- ・ 農林水産物・食品の輸出促進、食品産業のグローバル展開の促進
- ・ 6次産業化の戦略的促進
- ・ 担い手の育成、確保、経営所得安定対策の着実な推進

- ・農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化と農地の確保
- ・多面的機能支払制度等の着実な推進
- ・農村への移住・定住等の鳥獣被害への対応
- ・「集約とネットワーク化」による集落機能の維持【日本型直接支払制度】

【日本型直接支払制度】

1 負担割合

(1) 多面的機能支払交付金【国：50%、県：25%、市町村：25%】

- ・市町村負担のうち、60%を普通交付税、24%を特別交付税で措置、残 16%は自主財源。
- ・このため、実質の市町村負担は $(25\% \times 16\% =)$ 4%

(2) 中山間地域等直接支払交付金【国：50%、県：25%、市町村：25%】

- ・市町村負担については、地方財政措置（普通交付税・特別交付税）が講じられている。

(3) 環境保全型農業直接支援交付金【国：50%、県：25%、市町村：25%】

- ・市町村負担については、地方財政措置（普通交付税・特別交付税）が講じられている。

2 28年度の事業実施状況

(1) 多面的機能支払交付金

- ・72市町村、830組織、36,002haが対象になる見込みであり、要望額に対して100%の割当内示となっている。

(2) 中山間地域等直接支払交付金

- ・71市町村、1,075集落、9,319haが対象となる見込みであり、要望額に対して100%の割当内示となっている。

(3) 環境保全型農業直接支払交付金

- ・41市町村、申請面積は583haであり、国からの交付金割当は要望額に対して86%に留まっている。

3 推進交付金

国は、市町村における事務費負担に配慮し、各交付金について事務費(推進交付金)を措置している(国庫10/10)が、いずれの交付金についても、本年度の推進交付金が国全体で対前年比約50%に減額されたことから、本県に対する割当額が要望額に対して大幅に少ない状況となっている。

また、平成29年度概算要求においては増額要求となっているが、増額幅が20%未滿となっており、本年度同様に厳しい状況が予想される。

(1) 多面的機能支払交付金

- ・市町村の要望額の39% (約12,000千円) に留まっている。

(2) 中山間地域等直接支払交付金

- ・市町村の要望額の54.6% (約4,041千円) に留まっている。

(3) 環境保全型農業直接支払交付金

- ・市町村の要望額の43% (約72千円) に留まっている。

【農地中間管理機構の業務委託状況】

- 1 委託先 市町村：52、再生協等：25、JA：10、市町村公社：3 計90団体
- 2 委託料及び人員配置（委託料による）の状況
 - ・業務委託先に対し51,000千円余の委託料で契約

（単位：千円、人）

委託先	委託料	地域推進員		臨時 （事務）	※委託料はH28当初契約締結時の額 （窓口設置、人件費）
		専任	兼任		
町村(再生協含む)	9,899	3		9	(人件費単価) ・地域推進員：専任7,250円/1日 兼任930円/1時間 ・臨時(事務)：790円/1時間
市(再生協含む)	25,676	10	7	3	
市町村公社	1,240			1	
JA	14,984	3	7	2	
計	51,799	16	14	15	

3 委託業務内容

受付業務及び事業制度啓発は市町村、実務業務及び農地賦存量調査はJA等が行うことを基本とするなど、地域の実情を考慮し業務分担をしている。

項目	内 容
受付業務	借受農地の受付、農地利用希望者(公募)の受付
実務業務	農地の現状確認、農地と利用希望者のマッチング
農地賦存量調査	借受候補農地の掘り起こし
事業制度啓発	農業者に対する事業制度の説明

4 機構運営に対する補助金（H28 県予算額）

（単位：千円）

区 分		事業内容	予算額	一財		
				一財	国庫	基金
農地中間管理機構事業補助金	農地管理費	耕起、草刈、賃料	49,409 (49,409)	5,930 (5,930)		43,479 (43,479)
	機構運営費	委託料、人件費等	179,892 (179,892)			179,892 (179,892)
合 計			229,301 (229,301)	5,930 (5,930)	0 0	223,371 (223,371)

※基金残高が832,123千円あり基金を補助金に充てることとしていることから、当面は財源が確保されている

件名

2 地域農業の担い手育成・確保

新たに農業を志す全ての人が青年就農給付金の給付対象となるよう対象要件の見直しについて国に対し働きかけるとともに、地域農業の担い手確保に向けた取り組みを推進すること。

県の見解

- ・ 全ての新規就農者を青年就農給付金の対象とすることは困難であると思われるが、農家子弟が経営継承する場合の要件緩和等について、引き続き国へ要望してまいりたい。
- ・ 新規就農者の就農後の定着と早期経営安定に向けて、就農相談から研修、就農、経営発展まで、対象者のレベルに応じた支援を市町村やJA等の関係機関・団体と連携して引き続き推進してまいりたい。
- ・ 新規就農者など担い手の経営発展に向けた施設整備については、国の経営体育成支援事業等で支援してまいりたい。

参考

【青年就農給付金】

	目的	主な要件
準備型 (2年間)	農業技術及び経営ノウハウの習得のための研修に専念する就農希望者を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就農予定時の年齢が原則 45 歳未満 ・ 独立自営就農、雇用就農または親元就農 ・ 親元就農の場合、就農後 5 年以内に親の農業経営を継承又は共同経営者となること
経営開始型 (5年間)	経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就農時に原則 45 歳未満の認定新規就農者 ・ 親の農業経営を継承する場合、5 年以内に農業経営を継承すること。 ・ 親族からの貸借農地を主として経営開始する場合、給付期間中の所有権移転に緩和 (H26～) ・ 給付期間中に新規就農者と同等のリスクを負って経営開始することを市町村長が認めること。

件 名

3 農業基盤整備の推進

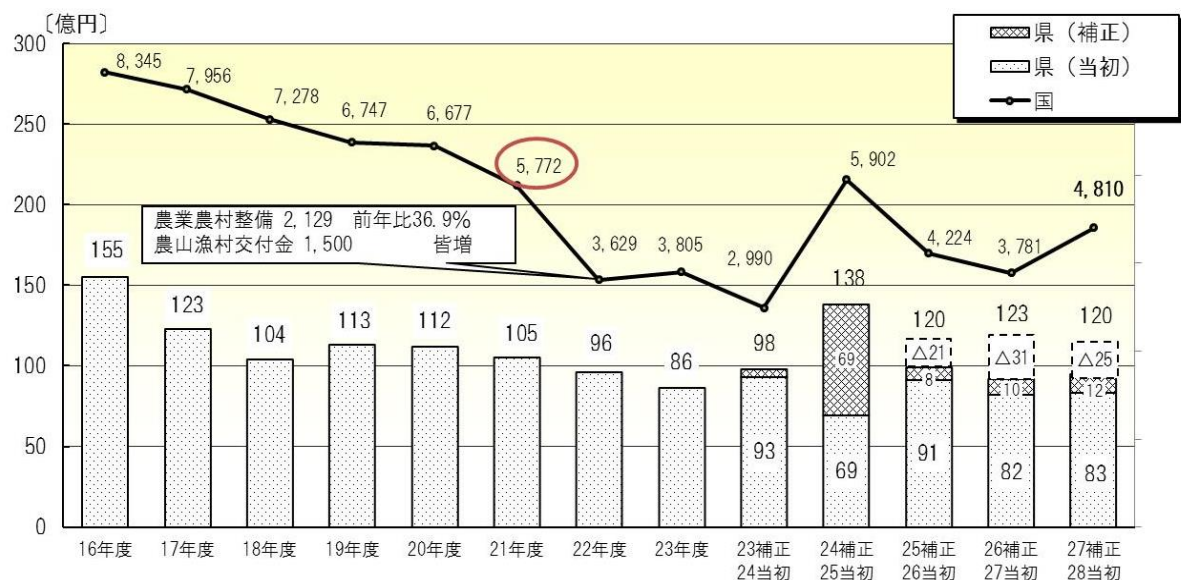
- (1) 農業農村整備事業は、食料自給率の向上に不可欠であるため、必要な予算を確保するとともに、同事業にかかる農家や地元町村の一層の負担軽減を図るよう国に対し働きかけること。
- (2) 食料生産の基盤である農地の確保と効率的利用を図るため、「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」にかかる支援の充実と財源の確保を図るよう国に対し働きかけること。
- (3) 中山間地域における様々な不利な条件を早期に改善するため、中山間総合整備事業において町村が必要とする事業が計画的に実施できるよう、予算を十分確保すること。

県の見解

- ・ 平成 29 年度に向けては、農業の競争力強化や農村地域の防災・減災に必要な生産基盤の整備を、迅速かつ計画的に推進するために必要な農業農村基盤整備予算を確保するよう、引き続き国へ強く要望してまいりたい。
 なお、近年、受益面積要件が緩和された県営事業や、農地利用集積率に応じて助成が受けられ、農業者の負担軽減に活用できる制度が創設されているので、これら事業の活用が図られるよう町村の皆様とともに取り組んでまいりたい。
- ・ 当県における耕作放棄地再生利用緊急対策交付金（基金）は平成 28 年度で終了。国では平成 29 年度から荒廃農地等利活用促進交付金（補助事業）を創設し、引き続き荒廃農地対策が進められることとなっているため、新規事業を活用するとともに、予算の確保については国に要請してまいりたい。
- ・ 中山間総合整備事業については、国からの配分は6割程度であり、地域の要望に十分応えられていない状況である。本事業の予算が確保されるよう国に対し強く要望してまいりたい。

参 考

1 国・県の農業農村整備事業予算の推移



2 受益面積要件の緩和

近年、県営及び団体営事業の受益面積要件が緩和され、以前に比べ補助事業が活用しやすくなっている。

【現在の事業制度】

区 分	団 体 営		県 営
	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	農業基盤整備促進事業 (H24～)	農業競争力強化基盤整備事業※ (H26～)
受益面積	5ha 以上	面積要件なし (ただし、農振地域内)	20ha 以上 (中山間 10ha 以上) ※ H25 までは 100ha 以上
実施要件	活性化計画の策定	総事業費 200 万円以上	・ 2 工種以上 ・ 農地利用集積率 50%以上
事業主体	市町村、土地改良区等		県
補助率	国 50% (中山間 55%)、県 1%		国 50% (中山間 55%)、県 27.5%
地元負担	市町村、農業者等 49% (中山間 44%)		市町村、農業者等 22.5% (中山間 17.5%)
事業内容	農業用排水施設、農道、客土、暗渠排水、区画整理		

※本事業は、H25 年に創設されたが、H26 年から中山間地域の面積要件が大幅に緩和された。

3 農業者負担の軽減

- 農地利用集積に応じて農業者の負担軽減に活用できるソフト事業が H26 年度に創設された。
- 担い手への農地利用集積率に応じて事業費の最大 8.5% が助成される。
- 更に、担い手に集積する農地のうち 8 割以上の団地化 (1ha 以上のまとまり) が図られる場合は、集約化加算がされ最大 12.5% が助成される。

区 分	中心経営体農地集積促進事業		
	助成割合	集約化加算	加算後 計
担い手集積率			
85%以上	8.5%	+4.0%	12.5%
75～85%	7.5%	+3.0%	10.5%
65～75%	6.5%	+2.0%	8.5%
55～65%	5.5%	+1.0%	6.5%

4 耕作放棄地の状況

本県における耕作放棄地面積は約 16,776ha、耕作放棄地率では全国平均の倍程度となっている。

今後、高齢農業者のリタイアによる更なる増加が懸念される。

【参考】2015 農林業センサス

- 耕作放棄地面積：16,776 ha
- 耕作放棄地率：19.4% (全国耕作放棄地率：10.9%)

5 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の活用状況

年度	取組協議会数	再生面積	交付額
21～25	27 協議会 (35 市町村)	359ha	690 百万円
26	25 協議会 (32 市町村)	47ha	80 百万円
27	22 協議会 (30 市町村)	47ha	95 百万円
28	20 協議会 (21 市町村) (H28.9 月末)	27ha	45 百万円
計		480ha	910 百万円

6 再生利用の年度別実績

耕作放棄地の再生・活用については、しあわせ信州創造プラン及び第2期長野県食と農業農村振興計画で達成指標に位置づけ、国庫交付金を積極的に活用して再生に取り組んでおり、近年は年間600ha前後を再生・活用しているところ。

◇荒廃農地の発生・解消状況に関する調査(旧耕作放棄地全体調査)における解消面積(市町村調べ)

	21年度	22年度	23年	24年	25年	26年	27年
再生(ha/年)	258	393	580	606	597	646	519
対前年比	—	152%	147%	105%	98.5%	108%	80.3%

- 県営中山間総合整備事業は、本年度11地区の事業を実施しており、要望額に対し60%程度の割当となっている。
- 本年度の完了予定が1地区あるが、来年度は新規採択希望の2地区を含め12地区で実施する予定。
- 8月末に行われた国の概算要求は対前年比120.0%(農山漁村地域整備交付金)となっているが、要望を踏まえると来年度の予算も厳しいことが想定される。

◇中山間総合整備事業の推移

年 度		H24	H25	H26	H27	H28	H29※
地区数	継続	4	4	7	8	10	10
	新規		3	2	3	0	2
	完了	1	0	0	1	1	0
	計	5	7	9	12	11	12

※H29は予定地区数を記載

[制度概要と採択基準]

(1) 対象市町村

法指定(過疎、山振、特農)による指定を受けた市町村、またはそれに準ずる地域で農政局長が特に必要と認める市町村。県内77市町村のうち66市町村が該当。(H23年1月1日時点)

(2) 実施地域

林野率50%以上でかつ主傾斜がおおむね100分の1以上の農地の面積が全農用地面積の50%以上を占める地域。

(3) 受益面積

①広域連携型

複数市町村にまたがる広域的な地域が対象で生産基盤整備事業(2事業以上)に係る面積の合計がおおむね60ha以上であること。

②一般型

生産基盤整備事業(2事業以上)に係る面積の合計がおおむね60ha以上であること。ただし林野率75%以上かつ主傾斜がおおむね20分の1以上の農用地の面積が当該地域の全農用地面積の50%以上を占める地域にあっては20ha以上。

件 名

4 営農型太陽光発電施設にかかる農地の一時転用許可について

農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等の発電施設を設置する場合の農地一時転用許可について、申請者や近隣の住民、土地所有者等とのトラブルが生じないように、適切な許可判断のための具体的営農条件、施設規模や遮蔽率など明確な許可基準を示すとともに、違反に対する現状復旧命令や強制撤去を確実に実施するよう国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ 営農型太陽光発電施設等の許可事務については、農地法、国通知等で定められた基準に基づき、審査を行っているところ。
- ・ 審査対応が的確にできるよう、他県での許可事例について国へ情報提供を求めるとともに、国への照会等を通じて、さらなる基準の明確化に努めてまいりたい。
- ・ 違反に対する措置が確実に実施できるよう、手順の明確化等について国に要請してまいりたい。

参 考

1 営農型発電設備を設置する場合（平成 25 年 3 月 31 日付け農水省通知、平成 28 年 4 月改正）

農地に支柱を立てて、営農しながら上部空間に太陽光発電設備を設置する場合には、当該支柱について、転用許可が必要。農振農用地、甲種農地、第 1 種農地については、一時転用許可の対象として可否を判断する。

(1) 許可の条件

- ア 下部の農地における営農の適切な継続が確保されること。
- イ 下部の農地において生産された農作物に係る状況を毎年報告すること。（報告内容が適切か、必要な知見を有する者の確認を受けること。）
- ウ 下部の農地における営農が行われない場合、速やかに撤去すること。等

(2) 許可のための考え方

- ア 転用期間は 3 年以内とする。ただし、再度一時転用許可を行うことができる。
- イ 支柱は、簡易な構造で容易に撤去できるものであること。
- ウ 下部の農地における営農が確実に、パネルの角度、間隔等が必要な日照量を保つことができる設計となっていること。
- エ 支柱の高さ、空間等からみて農作業に必要な機械等が効率的に利用できること。等

(3) 営農の適正な継続が確保されていないとする場合

- ア 営農が行われない場合
- イ 下部の農地の単収が、平均より 2 割以上減少している場合
- ウ 下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じている場合
- エ 農作業に必要な機械を効率的に利用することが困難な場合

2 県内の営農型発電設備の設置実績 (平成 28 年 9 月末現在)

許可件数	設置市町村数	作付作物
11	8 (6 市 2 村)	ポット苗 (花・野菜)、水稻、ぶどう、りんご等

重点項目

12 野生鳥獣被害対策の推進

件名

1 野生鳥獣被害対策の拡充

野生鳥獣による被害は、経済的損失にとどまらず、農林業従事者の意欲の減退や耕作放棄地の増加要因ともなるため、町村が被害防止計画に基づく取り組みを積極的に推進できるよう、鳥獣被害防止総合対策を一層推進するとともに鳥獣被害対策に関する交付金予算を十分確保するよう国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ 野生鳥獣による農林業被害について深刻な状況が続いているため、引き続き鳥獣被害防止総合対策交付金事業について、平成30年度以降の継続と補助対象事業の拡充について、国に要請してまいりたい

参考

1 鳥獣被害対策等について

(1) 平成28年度 鳥獣被害防止総合対策交付金（長野県状況）（単位：千円）

事業名	要望額 (A)	割当内示額 (B)	B/A
整備交付金 (鳥獣被害防止施設等)	245,681	142,174	58%
推進交付金 (緊急捕獲活動支援等)	332,800	213,614	64%

※金額は農政部及び林務部の合算

(2) 国への要請

県では、侵入防止柵等の被害防止対策は、農業生産現場における喫緊の課題であることを踏まえ、平成29年度以降も鳥獣被害対策事業を継続・強化し、十分な予算措置を行うよう機会あるごとに国に強く要請してきたところ。

平成28年5月23日 平成28年度国の施策並びに予算に対する提案・要望

(3) 鳥獣被害防止総合対策交付金予算の状況（農林水産省）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (概算要求)
95億円	95億円	95億円	110億円 (前年比115.8%)

(4) 平成28年度補正予算の状況

国は、中山間地域所得向上支援対策（鳥獣被害防止施設）、捕獲活動への支援を対象とした鳥獣被害防止総合対策交付金を第2次補正予算に計上した。

件 名

2 国主導による広域捕獲の強化

国立公園や国有林等の国が面的管理をする地域等については、関係地方公共団体との十分な連携のもと、国主導により鳥獣被害対策を講じるよう国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ 国立公園や国有林等の国が面的な管理をする地域等については、改正鳥獣保護法に基づき新たに創設された事業等を有効に活用し、関係地方公共団体との十分な連携のもと、積極的な対策を講じるよう、引き続き、国に要請してまいりたい。

参 考

1 国主導による広域捕獲の推進

(1) 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」の改正による野生鳥獣管理対策の強化

国は、鳥獣保護法を改正し、「環境大臣が指定する鳥獣（指定管理鳥獣）を、都道府県又は国が捕獲を行う事業（指定管理鳥獣捕獲等事業）」を実施することとした。

○指定管理鳥獣捕獲等事業予算の状況（環境省）

平成27年度(当初)	平成28年度(当初)	平成29年度 (概算要求)
5億円	5億円	15億円

(2) 長野県における国によるニホンジカ捕獲の実施状況

○中部森林管理局

H27 年度 県内9地域（浅間、美ヶ原、霧ヶ峰、八ヶ岳、中央アルプス、南アルプス。H27 から新たに北アルプス、木曾、南木曾地域を加えている。）において、地方自治体や地元猟友会、農業団体等と連携して個体数調整を実施【平成27年度国有林との連携による捕獲実績 2,606頭】

○環境省

H27 年度 浅間鳥獣保護区において、地元猟友会へ委託して捕獲実施（捕獲実績41頭）。北アルプス地域において、誘引捕獲を実施（捕獲実績なし）

(3) 国への要請

県では、国立公園や国有林等の国が面的な管理をする地域等については、関係地方公共団体の十分な連携の下、国の主導により積極的な対策を講じるよう、国に対して機会があるごとに要請してきたところ。

件 名

3 駆除従事者の育成・確保

有害鳥獣の個体調整を確実なものとするため新規銃猟者の育成と確保及び、専門的知識を有する人材の養成を図るとともに、多くの人が狩猟免許を取得できるよう、事前講習や試験の周知及び効率化に努めること。

県の見解

・ 捕獲対策の主要な担い手である銃猟者の確保は、重要な課題と認識しており、市町村や猟友会と連携し、有害鳥獣捕獲者への経費支援や新規銃猟者の確保を図るための支援事業、ハンター養成学校の開講などを通じて、狩猟者の育成・確保のために必要な支援を行ってまいりたい。

また、事前講習や試験の実施に関して、幅広く周知してまいりたい。

参 考

1 狩猟登録者数の現況

年度	H元	H23	H24	H25	H26	H27
狩猟者登録数(人)	10,799	6,045	5,925	5,788	5,856	6,061
60歳以上の割合(%)	17.4	65.6	63.9	64.6	65.1	集計中

2 狩猟免許新規取得者の状況

免許種類 年 度	網・わな免許(人)			銃猟(人)		
	網猟	わな猟	計	第1種銃猟	第2種銃猟	計
H24	9	541	550	130	11	141
H25	10	517	527	175	9	183
H26	11	450	461	215	17	232
H27	21	440	461	199	12	211

3 新規の銃猟者の育成・確保に向けた県の取組

(1) ハンター養成学校 (H26～)

H28年度予算額：5,000千円、受講者：64人 (H27年：75人)

年代別	10代	20代	30代	40代	50代	60代	計
受講人数	8	16	21	14	3	2	64
うち女性	6	8	3	2			19 (30%)

(2) 銃砲所持許可取得経費への支援 (市町村補助額の1/2以内で補助 H25～)

H28年度予算額：750千円、支援活用者(計画)：60名 (H27年実績：27名)

【上限額12,500円／新規の銃所持許可者1人当たり】

(3) 鳥獣被害対策実施隊の捕獲活動経費への支援 (補助率1/2以内)

H28年度予算額：30,691千円

【捕獲報奨金、捕獲檻等購入支援、広域捕獲活動支援、実施隊員活動支援】

(4) 狩猟免許試験に係る講習会等の実施

H28年度 述べ19回 県内10会場で実施

件 名**4 捕獲鳥獣の有効利用**

捕獲鳥獣については、ジビエ料理の普及等食肉利用を推進するとともに、食肉に利用できない場合の低コストな処分方法について検討すること。

県の見解

- ・引き続き、信州ジビエ研究会等関係団体と連携し、信州産認証シカ肉などの生産及び新たな流通への支援に取り組むとともに、信州産シカ肉等を活用した商品や料理の提供等を担う事業者への支援を行い、捕獲鳥獣の食肉利用を推進してまいりたい。

また、安定供給体制の確立、シカ肉の商品規格化やシカ1頭全体の利用率の向上により、埋設等の処分量を抑制することでのコストの削減に取り組んでまいるとともに、新たな処分方法等の情報の収集にも努めてまいりたい。

参 考**1 捕獲鳥獣の有効活用の状況****(1) 長野県におけるニホンジカの獣肉の利用状況 (H26年度)**

ニホンジカの捕獲頭数 39,506 頭の内、食肉処理施設における処理頭数は、2,072 頭で、捕獲頭数の 5.2%となっている。

(2) 県の取組状況

長野県では、信州ジビエ研究会、(一社)長野県調理師会、(公社)長野県栄養士会等との協働により、以下の取組を実施

- ・「信州ジビエ衛生管理ガイドライン・マニュアル」の策定 (H19年9月)
- ・「信州ジビエ研究会」設立 (H24年3月)
- ・「信州産シカ肉認証制度」の創設 (H26年2月) 認証施設3施設 (H27年9月)
- ・銀座 NAGANO での商談会開催
- ・総合スーパーイオン (県内11店舗) での信州産シカ肉14製品の通年販売 (H27年6月から開始)
- ・JR東日本との連携による信州ジビエフェアの取組 (H27～)

(3) 平成 28 年度予算		(単位:千円)		
事業区分	事業内容	事業主体	補助率	予算額 (一般財源)
消費拡大	・シカ肉の商品規格化やシカ 1 頭全体の流通経路の確立 ・信州ジビエフェアのメインイベントとして、ジビエグランプリの開催と銀座 NAGANO での PR 活動	県	委託 直営	7,627 (627)
⑧	飲食店情報の整理と情報発信等の取組による飲食店等と旅行業者とのマッチング	県	委託	8,000 (0)
	県内の野生獣肉の安全性を確認するための放射性物質検査の実施	県	—	300 (300)
供給体制整備	既存の獣肉処理施設において認証取得に必要となる機器、設備等の購入に対する支援	事業者等	1/2 以内	11,880 (0)
人材育成	適切な処理で美味しいジビエ料理を提供できる調理人等(ジビエマイスター)の養成講座の開催	県	—	2,000 (0)
合計				29,807 (927)

件 名

5 人的被害を及ぼす有害鳥獣への対処

ツキノワグマ・ニホンザル・イノシシ等の有害鳥獣について、人的被害を防止するため、生息数を把握し個体数調整を適切に行うなど、積極的な対策を講じること。

県の見解

・ ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ等については、定期的な生息状況調査に加え、毎年の捕獲状況や捕獲個体の状況などのモニタリング結果を基に、特定鳥獣管理計画の見直しを行い、適正な管理を行なってまいりたい。

参 考

1 人身被害の発生状況

(1) ツキノワグマによる人身被害

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
人身被害人数	18	3	12	6	14	7	7	3	32	6	6
人身被害件数	16	3	12	5	14	4	7	3	31	6	6

注) H18 は 2 名の死亡者を含む H28 は 10 月 5 日現在

(2) イノシシによる人身被害

	～H17		H18～H23			H24		H25		H26		H27		H28	
狩猟中	1件	1名	人身被害発生なし												
一般	3件	6名				1件	1名	1件	6名	2件	2名	0件	0名	1件	3名

注) H28 は 10 月 31 日現在

(3) ニホンザルによる人身被害

H26 年度ハナレザル(1 頭)に住民等 26 人が噛み付かれる等の被害が発生

H27 年度 3 箇所でするにひっかかれる等により 3 名の方が軽傷を追う被害が発生

2 特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整等の実施

ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシについては、生息調査等を行って第二種特定鳥獣管理計画を策定し、個体数調整等を実施している。

(1) ツキノワグマ(計画期間 H24～H28)は、生息調査 (H23) 及び毎年のモニタリングに基づき、毎年度狩猟期を始期とする捕獲上限数を設定し、個体数調整を実施。H27 年度次期計画策定のため生息調査を実施 (H28 年度 次期計画策定中)。

捕獲の状況 (ツキノワグマ)

(単位:頭)

年度	H23	H24	H25	H26	H27
捕獲数	157	425	161	682	141

注) 11 月 15 日～翌年 11 月 14 日の捕獲数

- (2) ニホンザル(計画期間 H25～H29)は、生息調査等に基づき、群れの数や加害レベルなどの情報を基に、市町村毎に年次計画を立て、追払いや加害個体の選別捕獲など群れ管理を中心とした対策を促進。(H29年度 生息調査実施予定)

捕獲の状況 (ニホンザル)

(単位：頭)

年度	H23	H24	H25	H26	H27
捕獲数	1,450	2,205	1,698	2,173	2,198

- (3) イノシシ(計画期間 H24～H28)は、生息状況や被害状況調査を基に狩猟期間の延長やわなの規制を一部緩和する等捕獲を促進。

捕獲の状況 (イノシシ)

(単位：頭)

年度	H23	H24	H25	H26	H27
捕獲数	6,475	6,987	6,086	7,229	5,400

※狩猟及び獣害鳥獣捕獲の合計

13 森林・林業対策の推進

件名

1 県産木材の利用推進

県産材の安定供給体制を確立するとともに、公共建物等への県産材の利用を促進するため、公共・公用施設を新築する町村に対する財政支援を拡充するよう国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ 素材生産目標の達成に向けて、事業地の集約化を含む森林経営計画の策定、林内路網の整備、高性能林業機械の導入、担い手の育成など素材生産基盤づくりの取り組みについて、目標値を定めて計画的に推進してまいりたい。
- ・ 素材の流通については、輸送機械の整備、中間土場の設置、サプライチェーンセンターの安定的運営等を通じ、流通コストの縮減に取り組み、山元に立木代が還元されるよう流通体制の改善に努めてまいりたい。
- ・ 県産材製品の出荷目標の達成のため、品質・規格の確かな県産材製品の供給に向けて、製材工場など木材加工施設の整備を支援してまいりたい。
- ・ 保育園や学校など公共施設の木造化・木質化に取り組むとともに、「信州型エコ住宅助成金」「信州型住宅リフォーム助成金」制度を活用した個人住宅の木造化・木質化を推進している。加えて木質ボイラやペレットストーブなど木質バイオマス利用施設の導入を支援してまいりたい。
- ・ 県産材を活用した公共施設の整備をより一層進めるため、森林整備加速化・林業再生基金の継続、交付金予算の拡充と制度の緩和、あるいは木造建築物の設計者の育成等について、あらゆる機会を通じて、国に要望してまいりたい。

参 考

1 素材の生産・流通・加工の現状

(1) 素材生産量の推移（実績・計画）

県内の素材生産量は、近年 30 万 m^3 程度で推移していたが、合板等の国産材転換や木質バイオマスの利用拡大などにより増加傾向。また、長野県森林づくり指針において、H27 年度の目標量を、50 万 m^3 に設定し、施業集約化・路網整備・機械化等、搬出のための基盤整備を推進。

年 度	H2	H7	H12	H17	H22	H24	H26	H27
生産量(千 m^3)	685	478	325	262	293	364	437	501

(2) 流通の現状

生産された素材の多くは、県下 7 箇所の木材市場（木材センター）を通して流通。

素材市場（木材センター）	H27 取扱量	市場出荷率
県森連（伊那・辰野・中信・北信）・東信セ・飯伊・木曾官材	462 千 m^3	92%

(3) 木材加工工場数と製材品出荷量の推移（実績・計画）

製材工場数は年々減少し、製品出荷量も減少傾向であったが、全国では工場の大規模化、国産材化等により平成 24 年には下げ止まり、県内も同様の傾向。平成 28 年度の製品出荷目標量は 12.5 万 m³。

年度	H2	H7	H12	H17	H22	H24	H25	H27
工場数(箇所)	595	499	381	273	185	175	169	157
出荷量(千m ³)	657	543	326	184	109	106	111	117

2 素材の生産・流通・加工・利用促進の取組

(1) 素材生産を進めるための取組の H28 年度の目標値

項目	森林経営計画策定面積	林内路網延長	高性能林業機械稼働台数	林業就業者数
目標値	328 千 ha(累計)	13,777km(累計)	318 台	2,400 人

(2) 流通・加工・利用促進の取組(H28.9 補正含む)

区分	事業名	事業内容	H28 予算額(千円)
流通	県産材供給体制整備事業	トラック等	25,900
加工	県産材供給体制整備事業	製材施設等	28,965
利用促進	森のエネルギー総合推進事業	木質バイオマス ^イ 等	120,883
	木造公共施設整備事業	保育園、社会福祉施設等	144,000

3 木造公共施設整備事業

(1) 助成制度

展示効果やシンボル性の高い公共施設や、広く国民に利用され、国民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる施設に対して、県産材を活用した木造化・木質化を支援。

国交付金名	補助対象施設	事業実施主体	補助率
森林整備加速化・林業再生基金、森林・林業再生基盤づくり交付金	学校、社会福祉施設、病院、運動施設、社教育施設等	市町村、公共施設整備主体等	1/2 以内(基金) 3.75%～1/2 以内(交付金)

(2) 予算額（当初予算年度比）

年度	H25	H26	H27	H28
予算額(千円)	821,987	733,830	315,779	144,000

件 名

2 森林病虫害対策の推進

松くい虫等の森林病虫害被害の拡散・増加を防ぐため、未発地域に対する予防対策の強化とともに、被害状況に応じた防除事業量の確保や、より効果的な駆除技術の開発、樹種転換・被害木の利用等を促進すること。

また、被害市町村相互で連携した防除対策が行えるよう体制整備を図ること。

県の見解

- ・ 森林病虫害防除対策予算については、引き続き県予算の確保に努めるとともに、国庫補助対象地域の駆除・予防事業及び樹種転換事業の予算の確保に向けて国に要望してまいりたい。
- ・ 現地機関に配置した森林保護専門員を中心に、複数の対策を組み合わせた総合防除を進めるとともに、効果的な駆除技術の開発・研究について、引き続き国に対し要望をしてまいりたい。
- ・ 特に、松くい虫被害の拡大防止として計画的な樹種転換の促進を図り、予算の確保とともに、木質バイオマス利用などによるアカマツ材の利活用の促進に一層努めてまいりたい。
- ・ 被害市町村の相互連携した具体的な取り組みとして、5月の「松くい虫撲滅強調月間」における、地域住民の参加による管内一斉の被害木の巡視調査や、国や森林組合、林業関係者等との労務調整に関する連絡調整など、早期発見・適期駆除による被害の拡大防止を推進していく。

参 考

1 松くい虫

(1) 被害状況

県内の被害は、平成20年以降、約6万m³程度で推移していたが平成24年度より被害量が増加し、平成25年度には78,870m³と過去最高を記録し、平成27年度も77,008m³（被害市町村51）と平成25年度の97.6%と依然として高い状態にあり憂慮すべき状況である。

◇被害の推移

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	対H25
被害材積(m ³)	60,546	60,459	64,741	78,870	75,911	77,008	97.6%

(2) 被害対策

被害対策については、一層の早期発見・適期駆除に努めるとともに、県下5地域の被害先端地域（佐久平、上伊那南部、木曾南部、松本北部、長野北部）については国庫補助事業を導入するなど選択と集中を図りながら、被害の拡大防止（未被害地域への拡散防止含む）に取り組んでいる。

具体的には、予防対策としての薬剤散布や被害木の伐倒駆除、樹種転換等を組み合わせた総合防除対策を推進している。また、更新伐（公共造林事業）や治山事業の実施が可能な森林においては、防除対策をそれぞれ積極的に実施している。

◇松林健全化推進事業

区 分	有人ハコ散布	無人ハコ・地上散布	樹幹注入	伐倒駆除	予算額
H28年度事業(当初)	252ha	155ha	200本	16,085m ³	270,410千円

◇保全松林緊急保護整備事業

区 分	事業量	予算額
保全松林健全化(衛生伐 H27年度当初)	17,609m ³	336,000千円
松林保護樹林帯造成(樹種転換等 H27年度当初)	69ha	112,000千円
計		448,000千円

◇森林環境保全直接支援事業及び森林整備加速化・林業再生基金事業

区 分	事業量	予算額
更新伐(H28年度当初)	96ha	70,400千円

◇治山事業

区 分	事業量	予算額
保安林改良等(H27年度当初)	69ha	92,000千円

(3) 防除技術の開発

林業総合センターで昆虫に寄生するカビの一種であるポーベリア菌を培養した不織布を被害材に施用し、ビニールシートで被覆し防除を行う試験を行なっている。メリットは運搬、施工が容易になり、人畜無害等ではあるが、価格が高い等のデメリットもある。

抵抗性のアカマツ苗木については、H20年から、岩手県・宮城県など本県に近い気象条件で選抜された個体を県営中箕輪採種園で育成している。

(0.46ha、190本 H30から種子供給開始、H32苗木流通開始予定)

(4) アカマツ材の利活用の促進

被害木の伐倒処理対策の効果が期待できない激害地域(守るべき松林は除く)や樹種転換計画地域においては、公共造林事業等を導入し、アカマツ材の木質バイオマス利用を図る取組を進めている。

2 被害市町村相互連携による防除対策について

現在、県の森林保護専門員が中心となって、県下10広域ごとに国、県、市町村、森林組合、林業関係者による「防除対策協議会」を組織化し、相互連携による効果的な防除対策に取り組んでいる。

件 名**3 治山事業の推進**

集中豪雨や地震などの自然災害に起因する山地災害を未然に防ぎ、地域住民の安全と財産を守るため、山地災害危険地区における治山事業を確実に実施できるよう所要額を確保すること。

県の見解

- ・ 最近の豪雨等による甚大な山地災害の発生を受け、災害を未然に防ぐ事前防災対策が、国や県における重要なテーマとなっている。
- ・ 重要な保全対象が存する山地災害危険地区等の整備を一層推進するため、治山事業関連予算の確保について、国に対し引き続きあらゆる機会を通じて要望・要請等を行ってまいりたい。
- ・ また、航空レーザ測量成果を活用した要整備箇所の選定や、既存治山施設の老朽化対策等により、効率的かつ経済的な事業効果を早期に発揮してまいりたい。

参 考**【山地災害危険地区】**

本県の急峻な地形、複雑な地質構造等を反映し、山腹崩壊、地すべりや土石流による山地災害のおそれがある危険地区は多く、県内民有林には 7,414 箇所存在する。それらのうち、着手済は 4,921 箇所（66%）で、整備済は 1,506 箇所（20%）となっている（H28 年 4 月現在）。

【治山事業の実施状況】

国庫補助事業である公共治山事業については、近年補正予算は計上されているものの、通常予算ベースでは、国の厳しい財政状況等を反映しほぼ横ばいである。

（単位：千円）

事業区分	区 分	H26 年度予算額	H27 年度予算額	H28 年度予算額	対前年度	
					対 H26 年度	対 H27 年度
公共治山事業	一般公共	5,019,780	5,518,019	5,408,916	107.8%	98.0%
	災害関連	957,986	901,950	430,500	44.9%	47.7%
	公共計	5,977,766	6,419,969	5,839,416	97.7%	91.0%
県単治山事業		455,592	330,482	371,982	83.5%	112.6%

※公共治山事業は当年度の当初予算額に、前年度の経済対策補正予算額を加えたもの。

（H28 は年度途中の 9 月補正予算額も含む）

※県単治山事業は当初予算額に当年度途中の補正予算額を加えたもの。

件名

4 カーボン・オフセットを活用した森林環境保全の推進

森林環境保全を推進するため、カーボン・オフセットを活用した森林整備への支援について周知・普及に取り組むとともに、町村が事業に取り組む場合の販路情報の提供や助言等支援を行うこと。

県の見解

- ・平成24年度から小海県有林オフセット・クレジット事業に取り組んでおり、引き続き、この販売活動や環境関係の説明会・講習会等での情報提供等を通じ、地球温暖化防止の役割を持つ森林環境保全の重要性と、カーボン・オフセットを活用した森林整備への支援について、県全体への周知・普及を図ってまいりたい。

参考

小海県有林の森林整備（平成19年度以降）による二酸化炭素吸収量について、平成24年1月に環境省のオフセット・クレジット（J-VER）制度による認証を受け、県下第1号の森林吸収系オフセット・クレジットとして環境貢献に取り組む企業・団体へ販売している。（J-VER制度は平成25年度にJ-クレジット制度に統合。県有林オフセット・クレジット創出事業も平成28年3月にJ-クレジット制度においてプロジェクト登録。）

1 県有林J-VER・J-クレジットの販売状況 (H27年9月末現在)

区分	販売開始	販売量	契約量	収入額	契約件数	備考
1次	24年5月	583t	583t	9,182千円	22件	J-VER
2次	25年3月	83t	383t	6,068千円	41件	J-VER
3次	26年10月	241t	80t	1,296千円	2件	J-クレジット
計		1,207t	1,046t	16,546千円	65件	

※購入企業・団体一覧表は県ホームページで公表

2 販売価格 15,000円/t-CO₂（税抜き）

3 販売活動

- ・県ホームページによる広報、イベントや会議等におけるチラシ配布
- ・企業・団体への個別営業（森林の里親や全国植樹祭の協賛と併せて実施）
- ・全国的なマッチングイベント（EVI環境マッチングイベント等）への出展
- ・EVI (Eco Value Interchange)推進協議会への預託40t

4 J-クレジット制度の普及活動

- ・J-クレジット制度とクレジット創出・活用説明会
H26年1月29日開催 44名参加（16市町村及び森林組合等）
- ・カーボン・オフセット実務者研修会
H26年2月18日開催 16名参加（2町村及び団体等）
- ・カーボン・オフセット商品開発説明会
H27年6月12日開催 17名参加（1町及び団体等）

5 市町村の取組状況

- ・H27年9月3日に木曾町がJ-クレジット131tの販売を開始（イベントでの長野県ブースにおいて木曾町のクレジットをPR等）

14 地域経済活性化対策の推進

件名

1 農商工連携による地域経済の活性化

地域経済の中核を担う農林業や中小企業の活性化を図るため、農商工連携を推進すること。

また、農林業の6次産業化を促進するとともに、地域資源活用のための生産・加工・流通、研究・事業化等の各段階において、きめの細かい支援策の拡充を図ること。

県の見解

- ・ 県では、農商工連携や6次産業化等を推進するため、平成27年4月に「しあわせ信州食品開発センター」をオープンし、新たな高付加価値食品の開発や、健康長寿志向・高齢者向けの食品づくりの促進により、信州農林業の高付加価値化を加速させる取組を行っており、初年度は3,193人に利用いただいた。
- ・ また、同センターの開所を契機として、農業関係試験場や林業総合センターなど部局横断的な支援ネットワーク「しあわせ信州食品産業応援隊」を設置し、商品企画から販売促進まで、事業者の取組を総合的に支援・牽引する体制を整備し、701件の相談に対応した（H27年度実績）。
- ・ さらに、地域資源製品開発支援センターが、競争力ある地域資源活用型産業を創出するため、地域資源を活用した新たな地域ブランド商品の開発を、企画の段階から一貫して支援している。
- ・ 6次産業化等の創業については、「日本一創業しやすい県づくり」を目指し、県中小企業振興センター内の「ながの創業サポートオフィス」が相談に応じるほか、県制度融資「創業支援資金」による金融支援も行っている。
- ・ 6次産業化推進のための取組としては、「総合化事業計画」の策定と計画達成に向けた事業者個別支援を強化するとともに、研修会等の開催によるスキルアップ支援を行う。また、農政部、産業労働部と金融機関等との連携による1, 2, 3次事業者のマッチング機会の提供や、大規模事業化への誘導を図っていく。

参 考

○農商工連携の現況

長野県農商工連携支援基金助成金（県事業）の助成件数は、近年増加傾向にある。

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
助成件数	5	4	8	6	8	7

○6次産業化の現状と課題

《 現状 》	《 課題 》
<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合化事業計画*1 認定件数 91 件 （全国 2,172 件：全国第 3 位、H28.9 末現在） ・ 農林漁業成長産業化ファンド*2活用事例4件 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合化事業計画認定件数の増加と実行性の高い計画作成 ・ 6次産業化希望及び取組事業者の「経営マネジメント力」の向上 ・ 6次産業化取組事業者の「商品企画力」「商品提案力」の向上

*1 6次産業化を希望する農林漁業者が作成し、国が認定する事業計画。認定者は、国の交付金やファンドの支援を受けられる。

*2 農林漁業者の経営発展を支援する育成型ファンド（支援期間 最長 15年）

重点項目

15 観光振興対策の推進

件名

1 山岳高原を活かした観光地づくりの推進

- (1) 山岳高原を活かした、世界的に評価される魅力ある地域づくり推進するとともに、更に山岳観光地としての強みを活かすため、老朽化した自然歩道等の改修などの環境整備や山岳地ガイドの養成・確保など、ハード・ソフト両面における財政支援及び体制の構築を図ること。
- (2) 「世界水準の滞在型観光地づくり」を進めるため、モデル地域を先ず世界水準に引き上げ、全県的な底辺拡大を目指すこと。
また、隣接県等との広域連携を推進し、新たな観光客の誘致を図り、山岳観光の魅力を最大限に国内外にアピールしていくこと。
- (3) 平成 29 年「夏の信州デスティネーションキャンペーン」の開催にあたっては、官民一体となって長野県への誘客拡大を図り、「山の信州」をアピールすること。

県の見解

- ・ 昨年 12 月に“全国初”となる登山の総合的な安全対策を推進する条例を制定。今後も、安全な登山を推進していくために、必要となるハード、ソフト両面の施策について、条例に沿う形で積極的に推進してまいりたい。
- ・ 「信州登山案内人」利用促進事業により、登山案内人の認定、研修や利用促進のための取り組みを進めてまいりたい。
- ・ 登山安全条例に基づき、平成 31 年までに登山道の危険箇所解消に向け取り組んでいるところであり、より一層の推進に向け、国に対して予算の拡大及び多様な整備主体が補助対象となるべく要望を行ってまいりたい。
- ・ 老朽化した自然歩道についても、国の補助事業の活用等により整備を進めてまいりたい。
- ・ 隣接県と連携し、「山の信州」の魅力を活かした周遊ルートの造成及び、国内外でのイベントやプロモーションを通じて誘客促進を図ってまいりたい。
- ・ 来年本番を迎える「信州デスティネーションキャンペーン」については、「世界級リゾートへ、ようこそ。山の信州」のキャッチフレーズのもと、国内外に山岳高原の魅力をアピールするとともに、長野県の強みである「自然・健康」、「歴史・文化」を楽しむことができる魅力的な周遊ルートづくりを行い、継続して旅行会社に提供するなど、DC本番に向けた準備を進めてまいりたい。

参考

【登山安全条例】

- 平成 27 月 12 月 17 日条例施行、平成 28 年 4 月 11 日指定登山道告示
- 平成 28 年 6 月 29 日「登山を安全に楽しむためのガイドライン」策定
- 平成 28 年 7 月 1 日から登山計画書の届出義務化
- 現在、登山計画書の提出状況についてアンケート調査を実施しており、今後取りまとめる予定。

【信州登山案内人】

- 平成 24 年度から「信州登山案内人」制度を運用。
- 県が実施する筆記・実技試験に合格し、登山、安全の知識や「信州の山」に関する知識を有する、地元の山に精通した本県独自の山岳ガイド。
- 平成 28 年 10 月 1 日現在 450 名が登録。
- さらなる利用促進、効果的な周知が課題。

【自然歩道】

- 国立・国定公園内の登山道等の整備については、国の補助事業を活用。
- 県立自然公園内の登山道等の整備については、県独自の補助事業により実施。
- しかしながら国の査定及び県予算状況により市町村への財政支援は不十分。

【世界水準の山岳高原観光地づくり】

- 平成 25 年度から、山岳高原観光地づくりのモデル地域として、「飯山市を中心とする信越 9 市町村」「大町市・白馬村・小谷村」「木曾町・王滝村」を選定し、世界水準への取り組みを進めている。
- この取り組みの成果を県内各地へ波及させることで、全県的に山岳高原を活かした滞在型の観光地化を進めていく方針。
- 平成 26 年度～27 年度にかけて、世界水準の山岳高原観光地づくり重点支援事業において、各地域が目指す姿を「ビジョン」として策定している。
- これに基づき、平成 26 年度の山岳高原観光地づくり補助金による支援をはじめとして、ビジョンの実現や事業の効果的な実施について有識者派遣等を実施し、受入・滞在環境の基礎的な整備や「地域独自の価値」を磨き上げるにより、世界水準の観光地づくりを進めていく。
- 今後の取り組みを進めるにあたり、各地域において観光地域のマネジメント、マーケティングを担う地域DMOなどの推進体制の構築が課題となっている。

【信州デスティネーションキャンペーン】

- 長野県が目指す「世界水準の山岳高原観光地づくり」に向けて、国内外に山岳高原の魅力を発信し、誘客の拡大を図るため、平成 28 年 7～9 月にプレキャンペーンを実施。
- 平成 28 年 7 月に「全国宣伝販売促進会議」を開催し、全国から招聘した旅行関係者約 600 名に対して、県内の観光素材のプレゼンテーションとエクスカージョンを実施。これを受けて、各旅行会社においては、来年のDC期間に向けた旅行商品造成を実施している。

件 名**2 国際大会開催による地域観光・経済の振興**

2020年の東京五輪や2019年のラグビーワールドカップにおいて、訪日客や選手が開催地のみならず県内にも訪問できるよう体制を整備し、経済振興、国際交流といった様々な効果が町村等の地域にも波及するよう積極的に取り組むこと。

県の見解

- ・ 2020年の東京オリンピック・パラリンピックや2019年のラグビーワールドカップにおいて、訪日外国人旅行者等を本県内に呼び込むため、競技開催地から長野県へ誘導する魅力的な旅行プランや、本県に滞在しながら五輪やラグビーワールドカップを楽しむプランなどを提案し、県内への誘客を図ってまいりたい。
- ・ さらに、外国人旅行者の県内での移動における利便性向上を図るとともに、快適に観光を楽しんでいただくために、公共サインやWi-Fiの整備を推進してまいりたい。
- ・ また、県では東京オリンピック・パラリンピック庁内連絡調整会議を設置するなど、部局間連携を図っており、こうした場において経済振興などの様々な効果を各町村へも波及するよう取組んでまいりたい。
- ・ 県では、官民一体の新組織「長野県スポーツコミッション」を多くの町村にもご参加いただく形で、8月23日に設立し、喫緊の課題である2018年の平昌冬季オリンピック・パラリンピック、2019年のラグビーワールドカップや2020年の東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿などの誘致に向け、「オール長野」で取り組んでいる。
- ・ 今後は、日本オリンピック委員会などと緊密に連絡を取るとともに、スポーツについて幅広い知見を有する有識者の皆様からアドバイスを頂戴しながら、市町村や団体と連携し、各国競技団体の事前合宿の視察を精力的に受け入れてまいりたい。
- ・ 県としては、これらの大会の事前合宿や国際大会の誘致に積極的に取り組むことにより、スポーツツーリズムの振興、地域経済の活性化につなげてまいりたい。

参 考

・東京オリンピック・パラリンピック組織委員会の事前トレーニング候補地ガイド掲載に係る意思表示提出市町村（7）

長野市、上田市、大田市、佐久市、軽井沢町、下諏訪町、安曇野市

（上記のうち、長野市、上田市、佐久市、軽井沢町、下諏訪町がHPで公開中）

・全国知事会の推進本部作成のスポーツ施設データベースサイトへの登録（7）

長野市、松本市、上田市、佐久市、軽井沢町、下諏訪町、信濃町

・長野県スポーツコミッション設立（H28.8.23）72団体（市町村参加数 51）

重点項目

16 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実

件名

1 道路の整備促進

- (1) 中部横断自動車道、中部縦貫自動車道、三遠南信自動車道の早期整備を図るよう国に対し働きかけること。
- (2) 国道 18・19・20・153・158 号の直轄事業を着実に進めるよう国に対し働きかけること。
- (3) 国道、県道及び市町村道の均衡ある整備促進を図るとともに、町村が必要とする道路整備を計画的に実施できるよう、社会資本整備総合交付金の必要額の確保について国に対し働きかけること。
- (4) 地域高規格道路は地域間の連携強化、交流拡大及び産業の発展に関して重要な役割を担うため、必要な財源を確保するとともに整備の促進を図ること。
また、県道等の整備促進及び未着手区間の早期着手を図ること。
- (5) 災害時の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、緊急輸送路の整備促進を図ること。

県の見解

- ・ 道路整備の促進、社会資本整備総合交付金の確保について、引き続き継続的に国へ要望してまいりたい。
- ・ 県管理道路の改良率が 66%程度と低く、地域の皆様から道路整備の要望が多く寄せられている中で、今後もしあわせ信州創造プランに基づき、道路整備を着実に推進してまいりたい。
- ・ H23 年度から、大規模地震等の災害時に緊急輸送路を確保することを目的として、橋梁の耐震補強、法面防災、道路改築事業を組み合わせた「緊急輸送路の防災対策強化事業」を実施しており、引き続き、災害時における緊急輸送路の確保のための道路整備を進めてまいりたい。

参考

【市町村道の状況】

(道路統計年報H27. 4. 1現在)

路線数	実延長(km)	改良済(5.5m以上)		改良済	
		延長(km)	率(%)	延長(km)	率(%)
124,874	42,133.6	4,716.8	11.2	20,590.4	48.9

【全国との比較(市町村管理道路 H26. 4. 1 現在)】

- 1 市町村道延長 長野県内 42,080.2km 全国第3位
- 2 5.5m以上の市町村道の改良率 長野県内 20,394.6km 全国第39位

【市町村道の交付金推移】

(単位：百万円)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
社資交付金	6,993.6	8,221.2	8,950.1	9,363.4	10,848.8
道整備交付金	1,869.5	1,722.6	1,060.7	610.4	574.5
計	8,863.1	9,943.8	10,010.8	9,973.8	11,423.3

(H24～H28 当初内示額)

【緊急輸送路の現況】

< 県管理道路 >

区 分	県管理道路基準年（H22 年度末）の状況			
	路線数	延長 (km)	改良済延長 (km)	改良率
一次緊急輸送路	43 路線	810.2	789.7	97.5%
二次緊急輸送路	77 路線	936.8	793.0	84.6%
計	107 路線	1,747.0	1,582.7	90.6%

注) 同一路線上に一次と二次の指定がある路線：13 路線

件 名

2 リニア中央新幹線関連道路等の整備促進

(1) リニア中央新幹線の開通効果が県内各地に広く波及するよう、アクセス道路等の整備を促進するとともに隣接県との連携強化を図ること。

また、工事期間中の安全対策や環境への影響について十分配慮するとともに、JR東海をはじめとする関係機関との折衝にあたっては、地元自治体の意見を十分勘案した上で県が中心となって進めること。

(2) リニア中央新幹線の工事に伴い、住民生活の安全安心を確保するために、地元自治体を実施する環境評価にかかる独自調査や、地元住民からの相談対応等にかかる経費に対し、財政支援措置を講じるよう国に対して働きかけること。

県の見解

- ・ 引き続き、国の支援を求めながら、隣接県はもとより、関係市町村とも連携を図り、リニア開業までに効果が発現できるよう道路整備を進めてまいりたい。
- ・ 工事期間中の安全対策については、11月1日の南アルプストンネル（長野工区）の着工という大きな節目を経て、これからが本番を迎える状況。このため、工事に対する不安など大鹿村をはじめ関係市町村の皆様の思いを、安全祈願・起工式の際に、知事からJR東海の幹部に直接伝え、意識共有を図った。今後の課題も含め、引き続き丁寧かつ誠実な対応をJR東海に求めていく。
- ・ 法律的な相談等に対しては、個別具体的に事情をよくお聞きした上で、制度が許す範囲で出来る限り柔軟な対応をしたい。
- ・ 財政支援については、沿線9都府県で構成するリニア中央新幹線建設促進期成同盟会等を通じて、これまでも国の財政支援を要望してきた経緯を踏まえ、他県の状況等も考慮しながら、対応を研究してまいりたい。

参 考

【リニア関連道路整備について】

○平成26年10月24日

リニア関連道路整備について公表し、主要事業「リニアを活かした交流圏拡大道路整備事業」として、リニアに関連する道路の整備、調査・設計を進めている。

○平成27年度

- ・ (主) 伊那生田飯田線 松川町 宮ヶ瀬橋
H27年度に事業化し、P1橋脚工事に着手
- ・ (国) 153号 飯田市 飯田北改良
7月にルート帯を決定し、測量・設計を実施。
- ・ (国) 153号 駒ヶ根市～伊那市 伊駒アルプスロード
計画段階環境配慮書の手続が完了
- ・ 座光寺スマートIC(仮称)、諏訪湖スマートIC(仮称)
6月に国が実施する準備段階調査箇所決定を受け、準備会を実施
- ・ 長野県駅～座光寺SIC(仮称)の道路新設
H28.3月にルート(線)を決定し、路線測量に一部着手
- ・ 木曾川右岸道路
H28年度の事業化に向けて調査を実施

○平成 28 年度

- ・(主) 伊那生田飯田線 松川町 宮ヶ瀬橋
引き続き橋梁下部工事を推進し、用地買収に一部着手する予定
- ・(国) 153 号 飯田市 飯田北改良
H28 年度事業化し、道路詳細設計・地質調査を実施中
- ・(国) 153 号 駒ヶ根市～伊那市 伊駒アルプスロード
環境影響評価法方法書の手続が完了し、環境調査を実施中
- ・座光寺スマート IC (仮称)
今年 6 月に新規事業化され、7 月に連結許可
- ・諏訪湖スマート IC (仮称)
スマート IC 及び周辺道路計画について、地元と協議中
- ・(主) 飯島飯田線・(一) 上飯田線 座光寺上郷道路
H28 年度事業化し、路線測量・地質調査・設計を実施中
- ・木曾川右岸道路
H28 年度事業化し、路線測量・地質調査・設計を実施中

【環境等への配慮についての J R 東海に対する県の要望】

○平成 26 年 3 月 20 日

「環境影響評価準備書に対する知事意見」に加えて提出した「リニア中央新幹線整備に関する意見書」

○平成 27 年 4 月 1 日

「中央新幹線の建設と地域振興に関する基本合意書」を締結し、J R 東海から「確認書」が提示される

○平成 27 年 11 月 24 日 リニア中央新幹線建設促進長野県協議会総会決議

【財政支援措置に係る要望】

- 国の施策並びに予算に対する提案及び要望 (H28. 5. 23 H28. 11. 15)
- 知事と地方整備局 3 局長との懇談 (H28. 8. 31)
- 国の制度・施策に係る改善点等に関する意見交換会 (総務省主催 H28. 5. 20)

件名**3 インフラ老朽化対策の充実**

(1) 急速に進む社会資本の老朽化に対して、適切な維持管理や計画的な修繕更新等を着実に実施するとともに、現場を担う人材不足の解消のため、継続的に人材を育成・確保し、長期的・計画的に事業推進できる仕組みを構築すること。

また、町村が老朽化対策を計画的に実施できるよう、さらなる財政支援の拡充を図ること。

(2) 町村とネクスコ東日本・中日本が連携して実施する高速道の跨道橋の点検・修繕について、計画的かつ円滑に実施していくことができるよう、情報共有に努めるとともに、点検・修繕に係る町村負担の軽減を図るよう国に対して働きかけること。

県の見解

- ・ 国とともに、長野県道路メンテナンス会議を通じて維持管理に関する情報提供や技術支援を行ってまいりたい。
- ・ 高速道の跨道橋については、東日本・中日本高速道路株式会社もメンテナンス会議構成員であり、要望を踏まえ連絡調整を図ってまいりたい。
- ・ また、市町村が行うインフラの老朽化対策について、必要な財源の確保を国に対し要望してまいりたい。

参考**1 道路の老朽化**

- ・ 国の29年度予算基本方針においては、老朽化する道路施設について、着実な点検及び措置等を適切に推進するとともに、道路の防災・震災対策や、代替性の確保のための道路ネットワークの整備などを推進することとしている。
- ・ 本県市町村の道路延長は、4万2000km(全国3位)、橋梁数は1万7000橋(全国5位)、トンネル110箇所(全国3位)と多くの施設を管理している。
- ・ 設置後50年を経過する道路橋の割合、平成24年15%→20年後56%と急増。

2 橋梁修繕等事業実施状況

(単位：百万円)

	橋梁補修	舗装修繕	点検・計画	道路防災	修繕系計	道路事業費に占める修繕費率
H23年度	224	237	159	505	1,145	18.2%
H24年度	681	568	301	993	2,544	36.2%
H25年度	1,750	652	88	993	3,484	40.0%
H26年度	1,401	603	587	1,097	3,688	41.1%
H27年度	1,815	808	597	1,233	4,453	47.3%
H28年度	2,392	755	1,569	1,182	5,898	54.1%
H29年度	3,295	2,682	1,991	1,690	9,658	44.8%

(H23～H27は精算額、H28は当初内示、H29は概算要望額、事業費は社会資本整備総合交付金)

- ・ 本県市町村の道路事業に占める修繕系の割合は、道路の老朽化に伴い増加。本格的なメンテナンスサイクルへの移行によって、今後さらに急速な増加が見込まれる。

3 高速道の跨道橋について（平成 27 年度末状況）

市町村道路	40 市町村	177 橋	H27 末点検済	43 橋 (24.3%)
うち町村道路	14 町村	63 橋	H27 末点検済	15 橋 (23.8%)

○国・県における技術支援等

- ・長野県道路メンテナンス会議を設立
- ・橋梁点検の進捗状況等を調査し、情報を共有
- ・国土交通省は、自治体向け道路施設定期点検要領を作成
- ・大規模橋梁など必要に応じて、国が市町村に代わり修繕工事等を代行実施
- ・研修会等の実施
- ・複数の町村における点検業務を、長野県建設技術センター等が受託一括発注することにより支援

重点項目

17 河川の整備促進

件名

- 1 護岸整備等、河川の整備促進を図るとともに、十分な予算を確保するよう国に対し働きかけること。
- 2 町村が行う防災上必要な準用河川や沢の改修への財政支援等の拡充を図るよう国に対し働きかけること。
- 3 県が管理する河川区域内の雑木等のうち、治水安全上危険となるものについては、伐採等適切な管理を行うこと。

県の見解

- ・ 国・県ともに厳しい財政状況であるが、次年度予算要求や補正予算編成の際などあらゆる機会を捉えて本県の治水事業の必要性を訴え、交付金事業の予算確保について国に要望してまいりたい。
- ・ 準用河川は、交付金による改修が可能のため、改修の要望があれば、技術的な支援を行うとともに、交付金事業の採択ができるよう国へ働きかけてまいりたい。
- ・ なお、沢など普通河川については、防災上改修が必要であれば、準用河川への指定を検討願いたい。
- ・ また、準用河川の維持管理に係る国の財政支援は、県としても今後の重要な課題と認識しているが、現在、交付金の対象事業となっている河川改修に係る予算が、いまだに不十分な状況であることから、当面、改修に係る予算確保について国に要望してまいりたい。
- ・ 河川内の立木伐採は、地元要望や現地調査を基に、樹木の繁茂により流下能力が著しく低くなっているなどの緊急性の高い箇所から順次対応してまいりたい。
- ・ なお、限られた予算の中で効率的かつコスト縮減対策として、公募によって住民の皆様に伐採してもらい、伐採木を持って帰ってもらうなどの方策にも取り組んでいる。
- ・ また、河川の愛護活動として県内 868 団体の皆様に日頃から大変お世話になっており感謝を申し上げたい。

参 考

【県管理河川の整備状況】

(H27 年度末)

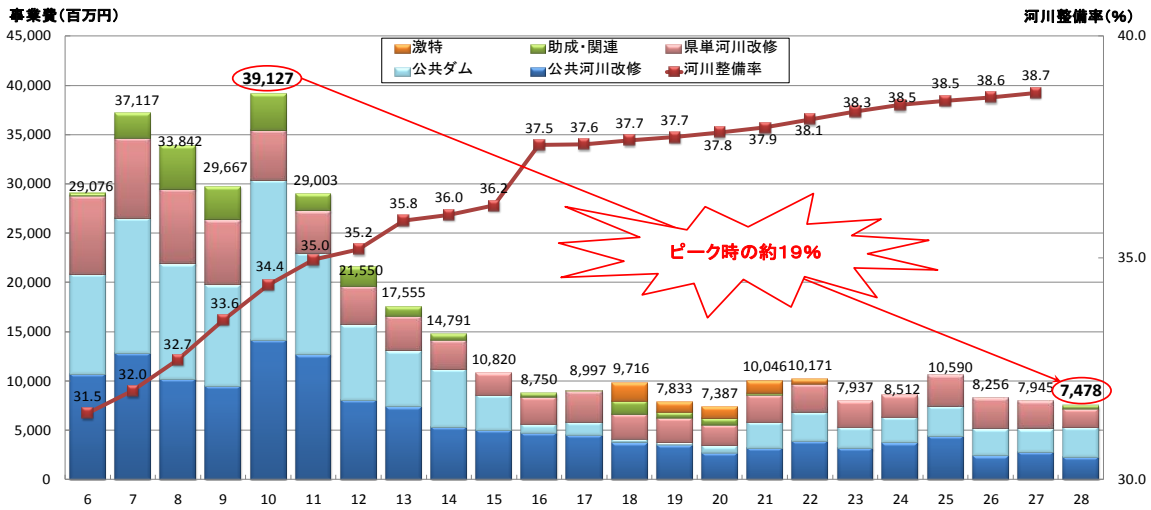
水系名	河川数	延長(km)	整備率(%)	備考
信濃川水系	337	2,548	34.3	
天竜川水系	279	1,410	48.1	
木曾川水系	71	532	20.8	
その他水系(5)	50	313	66.7	姫川、矢作川、富士川、関川、利根川
合計	737	4,803	38.7	

【長野県総合 5 か年計画達成目標（浸水想定戸数）】

<23 年度> 41,700 戸 ⇒ <29 年度> 24,000 戸以下

※26 年度末実績は 31,800 戸

【河川事業費の推移】



【準用河川改修事業】

○ 交付金事業（補助率 3 分の 1）の採択基準

採択基準	総事業費：概ね 4 億円以上 24 億円以内
	氾濫被害：農地 60ha、家屋 50 戸、宅地 5ha 以上 他要件あり

○ 近年での準用河川改修事業実施状況

- ・ 千曲市：東林坊川 H21～H25 全体事業費 4 億円
- ・ 長野市：北八幡川 H18～H22 全体事業費 6.7 億円

○ 町村が管理する準用河川は河川法が適用されるが、沢などの普通河川は河川法が適用されないため、交付金による河川改修事業を導入できない。

普通河川の管理は、市町村の公共物管理条例によるか、条例が制定されていない場合は国有財産法の規定による。

河川内の立木伐採の取組について

■ 効果的、効率的な立木伐採として、地域の実情に合わせて実施

- ・ 『無償配布』 伐採木（幹のみ）を現地に小分けし、事前に登録した者へ配布
- ・ 『自由使用』 伐採木（幹のみ）を現地に山積みしておき地元の方が自由に持ち帰り
- ・ 『公募型伐採』 区画を事前に決め、抽選等により希望者が各自で伐採、利用（枝葉も処理）
- ・ H26 年度実績計 20 件（無償配布 4 件、自由使用 11 件、公募型伐採 5 件）A=19.6ha
- ・ H27 年度実績計 37 件（無償配布 9 件、自由使用 22 件、公募型伐採 6 件）A=28.0ha
- ・ H28 年度（9 月現在）計 24 件（無償配布 5 件、自由使用 11 件、公募型伐採 8 件）

18 砂防施設の整備促進

件 名

- 1 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び雪崩防止施設の整備や深層崩壊対策など、土砂災害対策を推進するよう国に対し働きかけること。
- 2 土砂災害特別警戒区域内にある災害時要援護者関連施設の安全性を確保するため、優先的・計画的に砂防事業等を推進するよう国に対し働きかけること。
- 3 山腹の崩壊等による土砂の生産、流送若しくは堆積が顕著な河川の維持管理を図ること。
- 4 局地的な大雨を予測し、水害や土砂災害に対する住民等の避難行動の円滑化のため、雨量観測網の高度化を図るよう国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ 土砂災害対策については、土砂災害から人命・財産を保全し、再度災害を防止する砂防施設を整備するとともに、危険な箇所を明らかにする土砂災害警戒区域等の指定などのソフト対策にも積極的に取り組んでまいりたい。また、深層崩壊については、国が整備するシステムや調査結果など情報共有してまいりたい。さらに、国に対して土砂災害対策の一層の推進を働きかけてまいりたい。
- ・ 土砂災害特別警戒区域内(レッドゾーン)にある災害時要援護者関連施設を保全する砂防関係事業については、しあわせ信州創造プランの指標に位置付け、55 施設(H24. 4. 1 調査結果)の対策について平成 29 年度までに順次着手して取り組むとともに、国に対して事業の推進を働きかけてまいりたい。
- ・ 砂防指定地内の山腹の崩壊等については、必要に応じて土砂の発生源対策を実施するとともに、適切な管理、施設の機能維持に努めてまいりたい。

参 考

【土砂災害危険箇所の状況】

	要整備量	長野県の 27 年度末整備率	全国の整備率
土石流危険溪流	4,027 溪流	21.6%	約 22%(21 年度末)
地すべり危険箇所	1,241 箇所	26.2%	約 23%(21 年度末)
急傾斜地崩壊危険箇所	2,634 箇所	24.5%	約 26%(21 年度末)

【土砂災害警戒区域等の指定状況 (H26 年度末)】

	市 町 村 数	土砂災害警区域	土砂災害特別警戒区域
H27 年度末	77 市町村	26,690 箇所	21,332 箇所
(参考)H28.9 末	77 市町村	26,950 箇所	21,327 箇所

【新長野県中期総合計画(H25～H29)における指標】

	基準値 (平成 23 年度末)	現 状 (平成 27 年度末)	目 標 (平成 29 年度)
災害時要援護者関連施設の土砂災害対策着手数	19 施設	52 施設	55 施設

【災害時要援護者関連施設に係る砂防施設の整備状況(平成 27 年度末)】

土砂災害のおそれのある災害時要援護者施設数	728 箇所(内着手済	306 箇所)
上記の内、土砂災害特別警戒区域内(レッドゾーン)	73 箇所(内着手済	52 箇所)

【平成 28 年度砂防課当初予算等について(補助公共事業)】

当初予算額 106 億 6,800 万円 (対前年比 0.99)

【国への要望状況】

- ・平成 24 年 9 月、阿部知事から羽田国土交通大臣に対し要望。
- ・平成 26 年 7 月、地整三局長（関東、北陸、中部地方整備局長）会議において、阿部知事から要望。
- ・平成 26 年 11 月、平成 27 年度国の施策並びに予算に関する提案・要望
- ・平成 27 年 6 月、阿部知事から太田国土交通大臣に対し要望
- ・平成 28 年 5 月、阿部知事から石井国土交通大臣に対し要望

19 住宅等の耐震化の促進

件名

1 住宅等の耐震化の促進

- (1) 個人所有の住居等や地域の自治会等が所有する小規模な集会所等について、耐震診断・耐震改修に係る建築主の経済的負担の軽減が図られるよう、補助対象の拡充について国に対し働きかけること。
- (2) 観光客をはじめ多くの人々が利用する宿泊施設の耐震改修は、事業者にとって負担が大きく、耐震化が進まない状況にあるため、耐震診断・耐震改修に対する補助制度の整備・充実を図ること。

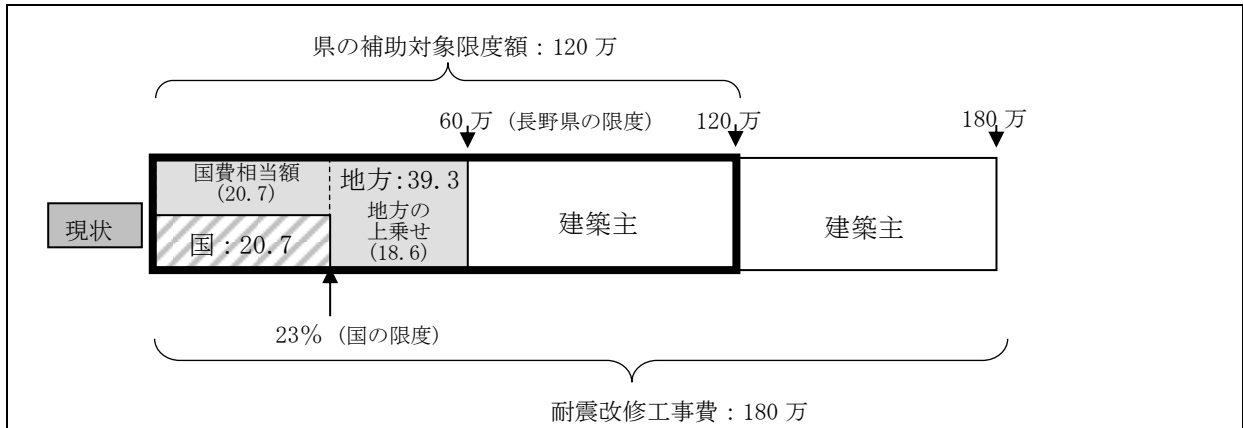
県の見解

- ・ 住宅等の耐震化の促進については、県と市町村が協働して取組を進めており、昨年5月の「県と市町村との協議の場」において、改めて、その取組を確認したところ。国に対しては、補助制度の拡充について、全国知事会や関東知事会等を通じて、あるいは、県独自で要望を行っているところであり、引き続き国に対し働きかけてまいりたい。
- ・ 小規模な集会所等については、県では、平成27年度から、地域防災計画に位置付けられていない避難所の耐震診断についても支援できるよう、制度拡充を行い、さらに平成28年度からは、地域防災計画に位置付けられた民間所有の避難所の耐震改修についても補助制度を拡充したところ。地域の集会所等は近隣住民の防災上重要であり、町村での積極的な活用をお願いしたい。
- ・ 一定規模以上の宿泊施設についても、平成19年度から耐震診断の補助を行っているところ。こちらについても、積極的な活用をお願いしたい。また、耐震改修については、事業者にとって相当の負担が見込まれることから、更なる支援の充実について積極的に国に働きかけるとともに、県としても、補助制度に限らず幅広い支援策を研究してまいりたい。
- ・ 国の平成28年度第二次補正予算については、多くの市町村が活用できるよう、アクションプログラム策定等の採択要件の詳細について、速やかな情報提供に努めてまいりたい。

参考

【住宅の耐震化の促進について】

- ・ 「長野県耐震改修促進計画（第Ⅱ期）」を平成28年3月に策定し、平成32年までに住宅の耐震化率を90%とすることを目標に、建築物の耐震化を図っているが、住宅の耐震化率は平成25年時点で77.5%にとどまっており、目標の達成には、更なる促進が必要である。
- ・ 県では補助対象事業費の限度額を120万円とし、その1/2を補助しているが、地方の実質負担額は大きく、加えて、実際の耐震改修工事費は180万円程度と建築主の負担も大きく、耐震改修が進まない大きな要因の一つとなっている。



- ・ 国の平成 28 年度第二次補正予算案において、「住宅耐震化緊急促進プログラム」を定め、各戸訪問の実施等、住民の意識の向上や情報提供に取り組む市町村に対して、国と地方で 30 万円／戸を加算する（H29 年度まで）制度が追加された。

- 1 避難施設（避難所等）の耐震化に係る財政支援策について
 - ・ 国では、避難所等の耐震診断・耐震改修に対して補助している。
 - ・ 民間所有の避難所の耐震改修に対する国の補助率は、地域防災計画に位置付けられたものは 1/3、その他は 11.5%であり、所有者等の負担が大きい状況にある。
 - ・ 県では、民間所有の避難所について、耐震診断に補助するとともに、地域防災計画に位置付けられたものの耐震改修へも今年度から補助している。
 - ・ 防災拠点施設に指定した場合は、耐震診断が義務付けされる一方、国の補助率が上乗せされる。

【避難所等に係る補助制度の概要】

耐震診断	施設要件	市町村長が指定した避難施設
	対象費用	耐震診断に要する費用
	対象費用限度額	1,030 円/㎡～2,060 円/㎡
	負担割合	[市町村が耐震診断士を派遣] 通常：国 1/3 県 1/3 市町村 1/3 上乗：国 1/2 県 1/4 市町村 1/4
耐震改修	施設要件	地域防災計画で避難所として位置づけられている建築物
	対象費用	耐震改修に要する費用
	対象費用限度額	50,300 円/㎡（県限度額 2,000 千円）
	負担割合	[市町村施設] 通常：国 1/3 市町村 2/3 上乗：国 2/5 地方 3/5 ※H25 年度補正予算から拡充 [民間施設] 通常：国 1/3 県 1/6 市町村 1/6 民間 1/3 上乗：国 2/5 県 1/6 市町村 1/6 民間 4/15

〔凡例〕 通常＝社会資本整備総合交付金、防災・安全社会資本整備交付金
 上乗＝耐震対策緊急促進事業補助金（平成 30 年度までの時限措置）
 要安全確認計画記載建築物に指定した場合

2 宿泊施設の耐震改修の促進について

(1) 所有者の課題（大規模施設の所有者等からの聴取結果）

- ・自己資金がない。
(費用捻出が困難、借り入れても返済困難、新規借り入れが困難)
- ・耐震度不足の施設の客離れ
- ・改修工事期間中の減収や客離れ

(2) 県の現状

- ・診断の補助あり（市町村との協調補助、補助制度のある市町村は一部のみ）
- ・一元的な相談・支援体制が不十分

(3) 国の現状

- ・法改正に併せて、耐震診断が義務化された大規模施設の補助制度を拡充
診断補助率 1/3 ⇒ 1/2
改修補助率 11.5% ⇒ 1/3 など

20 空き家対策に対する総合的な支援策の充実

件 名

- 1 空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、町村の空き家対策に要する費用等に対し、必要な財政上の措置を講じるよう国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ 「空家等対策の推進に関する特別措置法」が昨年5月26日に全面施行された事を受け、特別措置法に基づき講じる措置のほか、空き家の適正管理及び利活用に向けた取り組みを県と市町村が連携して行うことを目的として、「長野県空き家対策市町村連絡会」を昨年の6月に設置したところ。
- ・ 今年度は、各地域の空き家対策に取り組むため、10 地方事務所ごとに「空き家対策地域連絡会」を設置。5月から12回開催し、情報共有や課題解決に向けた取組を行っている。
- ・ また、建築、不動産関係等の関係団体で構成する「空き家対策支援協議会」を昨年8月に設立、昨年11月には支援協議会が県内12箇所に「空き家相談窓口」を開設し、今年の8月末までに155件の相談に対応しているところ。
- ・ 空き家対策に対する財政支援は、国の主な支援事業として「空き家再生等推進事業」や「空き家対策総合支援事業」があり、空き家を改修して交流施設等の地域活性化に資する施設とする場合や除却後の跡地を地域活性化のために活用する場合の費用及び空き家の実態把握の調査費等の概ね1/2が補助される。
- ・ 県内での事業実績(H24～H28)は19市町村にとどまっておらず、県としては、この事業をさらに活用いただけるよう、市町村に検討をお願いしている。
- ・ 今後、国の市町村に対する財政上の措置の動向や空き家対策市町村連絡会での市町村との協議を踏まえ、引き続き国へ要望してまいりたい。

参 考

【空き家の改修及び除却等に関連する主な支援制度】

- 1 空き家再生等推進事業<国土交通省 H20～>

地方公共団体が行う不良住宅又は空き家住宅の除却、空き家住宅・建築物の活用のための改修等へ補助（社会資本整備総合交付金の基幹事業として実施）

(1) 活用事業タイプ

- ・ 対象地域：空家等対策計画、地域住宅計画等に定める地域
(県内全域を対象地域とすることが可能)
- ・ 補助対象：空き家・空き建築物を宿泊施設や文化施設等に改修するための取得費、増改築費及び所有者特定のための経費に要する費用
- ・ 補助率：1/2（地方公共団体負担額の1/2）
- ・ 実施市町村：(H24) 小谷村、木島平村、栄村 (H25) 小谷村、信濃町
(H26) 佐久市、信濃町、栄村 (H28 予定) 佐久市
(廃止された宿泊施設や校舎・園舎、古民家の改修等事業)

(2) 除却事業タイプ

- ・対象地域：空家等対策計画、地域住宅計画等に定める地域
- ・補助対象：不良住宅又は空き家住宅（H26 から空き建築物を対象に追加）の除却等に要する費用及び所有者特定のための経費
- ・補助率：4/10（事業費の8割の1/2）、所有者特定経費は1/2
- ・実施市町村：（H24）下諏訪町（空き家の除却事業）
（H25）小谷村、木曽町（不良住宅の除却事業）
（H26）佐久市、下諏訪町、木曽町、筑北村、小川村
（H28 予定）佐久市、飯山市、王滝村
（不良住宅、空き家、空き建築物の除却事業）

(3) 空き家実態把握調査

- ・対象地域：空家等対策計画、地域住宅計画等に定める地域
（県内全域を対象地域とすることが可能）
- ・補助対象：空家等対策計画策定等に必要空き家等の実態調査に要する費用
- ・補助率：1/2
- ・実施市町村：（H27）諏訪市
（H28 予定）長野市、信濃町、小諸市、上田市、佐久市、松川町

2 空き家対策総合支援事業<国土交通省 H28～>

（※補助対象は上記空き家再生等推進事業とほぼ同じ）

空家等対策計画に基づき、空き家の活用や除却などを地域のまちづくりの柱として実施する市町村に、国が重点的・効率的な支援を行うため社会資本整備総合交付金と別枠で措置

- ・対象市町村：空家等対策計画策定、民間事業者との連携体制
- ・補助対象事業：空き家の活用、除却、関連事業（周辺建物の外観整備等）
- ・実施市町村：（H28 予定）駒ヶ根市、南相木村、木祖村、筑北村、小谷村、栄村（空き家活用のための改修、空き家除却、調査等）

3 県内市町村の独自事業

(1) 空き家改修事業

34 市町村において、空き家等の改修費に係る独自の補助事業を実施している。

（小諸市、佐久市、茅野市、下諏訪町、伊那市、辰野町、箕輪町、飯島町、中川村、宮田村、飯田市、阿南町、阿智村、売木村、喬木村、豊丘村、大鹿村、南木曽町、木曽町、木祖村、王滝村、塩尻市、朝日村、筑北村、大町市、長野市、坂城町、高山村、飯綱町、小川村、中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村）

(2) 家財処分・片付事業

25 市町村において、空き家等の改修費に係る独自の補助事業を実施している。

（小諸市、辰野町、箕輪町、飯島町、宮田村、飯田市、松川町、阿智村、売木村、喬木村、南木曽町、木曽町、木祖村、王滝村、塩尻市、朝日村、大町市、小谷村、長野市、坂城町、高山村、小川村、中野市、飯山市、木島平村）

(3) 空き家除却事業

8 市町村において、空き家等の除却に係る独自の補助事業を実施している。
(佐久市、阿南町、売木村、木祖村、王滝村、塩尻市、小谷村、小川村)

4 県事業 <空き家適正管理促進事業 (H27～)>

(1) 市町村空き家対策サポート事業

- ・市町村の実施する空き家対策について、情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等を行うことにより、市町村の空き家対策の推進を支援
- ・長野県空き家対策市町村連絡会の設置 (H27.6.15)
- ・所有者に向けパンフレット作成 (H27)
- ・空き家対策セミナーの開催 (市町村職員、関係団体会員)
- ・市町村の取り組みへの専門家派遣 (H28～)
- ・市町村相互間の連絡調整
- ・地域の実情に応じた空き家対策の検討

(2) あんしん空き家流通促進事業 (H28～)

- ・空き家の利活用を活性化させるため既存住宅現況検査 (インスペクション) 及び既存住宅瑕疵担保保険を普及し、中古住宅市場における円滑な流通を促進
- ・既存住宅現況検査費用及び既存住宅瑕疵担保保険料の一部を補助
- ・補助率 1/2
- ・補助限度額：検査費用 5 万円、保険料 5 万円
- ・H28 年度予算 (当初) 4,000 千円

21 冬期交通の確保

件名

- 1 豪雪地帯における国道等の歩道・堆雪帯等の道路整備を促進するよう国に対し働きかけること。
- 2 大雪による交通網の麻痺は、食料や燃料等の物流の停滞をはじめ、住民生活に多大な影響を及ぼすため、積雪時の除排雪による交通の確保が円滑に行えるよう、国、県及び市町村の連携体制を強化すること。

県の見解

- ・ 国に対し調整会議、予算要望等の機会を通じて冬期交通の安全確保のための対策の推進について働きかけてまいりたい。
また、県や市町村が行う豪雪地帯における歩道・堆雪帯等の道路整備について十分な予算措置を講じるよう要望している。
- ・ 県では、H26年2月大雪災害を受け、道路管理者、警察等で構成する「幹線道路連絡会議」及び、建設事務所毎に県、市町村等で構成する「除雪連絡会議」を設置し連携を図るとともに、市町村とは、県と相互に除雪協力する協定の締結や排雪場所を事前に設定するなど情報共有をしている。
- ・ 市町村の道路除雪が確実に実施できるよう必要な財源確保を国に要望してまいりたい。

参考

1 雪寒事業

積雪寒冷の甚だしい地域（積雪寒冷特別地域）における冬期の道路交通の安全確保と円滑化を図るため、消雪施設（新設・更新）、スノーシェッド（新設、補修）、防雪棚等を整備するものを防雪事業、流雪溝、路盤改良及び堆雪帯幅の確保を凍雪害防止事業とし、積雪寒冷特別地域内の指定された路線において、下記の事業を実施。

路名	箇所名	事業内容等	全体計画	
			延長(m)	事業予定期間
防雪事業				
(主) 扇沢大町線	大町市第2ポイント上	スノーシェッド	140	H20～H29
(主) 長野大町線	大町市三日町	無散水消雪施設（更新）	385	H24～H29
(国) 117号	飯山市伍位野	無散水消雪施設（更新、一部新設）	430	H24～H29
(国) 153号	塩尻市善知島峠	チェーン着脱所設置（堆雪帯設置）	650	H26～H30
(国) 158号	松本市～鵬雲崎	雪崩予防柵設置	112	H27～H29
(主) 飯山野沢温泉線	木島平村中村	無散水消雪施設（更新）	604	H24～H30
(一) 大前須坂線	高山村牧	無散水消雪施設（更新）	335	H27～H29
計		7箇所		
凍雪害防止事業				
(国) 148号	白馬村沢渡	堆雪帯設置	1000	H22～H28
(一) 王滝加子母付知線	王滝村小学校下	堆雪帯設置	300	H25～H28
(主) 信濃信州新線	小川村穴尾	堆雪帯設置	420	H27～H30
(国) 292号	山ノ内町十二沢	堆雪帯設置	640	H28～H31
計		4箇所		

2 歩道の設置

- 特定交通安全施設等整備事業実施計画に基づき整備
 - ・歩道延長 1,770km・県管理道路延長 5,165km (H27.4.1 現在)
 - ・H28 歩道対策 (豪雪地帯・交付金事業) 23 箇所 (全体 63 箇所)
- H24 通学路緊急合同点検で要対策 546 箇所に対し、「しあわせ信州総合プラン」では、未着手 295 箇所すべてについて、歩道整備・小規模対策に着手予定。
 - ・H28 歩道整備・小規模対策 53 箇所
通学路安全対策着手率 98% (H28 未予定)

3 歩道用除雪機械の貸与

- 歩道用小型除雪機械 (手押しタイプ) を購入し自治会等へ無償貸与

平成 25 年度まで	25 台(25 台)	() 内は累計
平成 26 年度	30 台(55 台)	
平成 27 年度	25 台(80 台)	

22 地籍調査事業の推進

件名

- 1 地籍調査事業は、災害からの迅速な復旧や課税の適正化等、土地に関する様々な施策の基礎資料であり、早急な整備が不可欠であることから、必要な予算の確保を図るよう国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ 本県のみならず全国的に地籍調査の必要性が理解され要望が多い中、国の予算が伸びず町村の要望に応えきれていない状況であるが、地籍調査は災害からの迅速な復旧、課税の適正化等に資する重要な事業であるため、町村からの現場の声を引き続き国へ要望してまいりたい。

参考

- 1 国の予算の推移 (単位：百万円)

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H28/H27
国	10,400	10,400	10,600	10,600	10,800	102%

- (1) 国の予算は、100 億円前後で推移。
 (2) 国は平成 28 年度から社会資本整備のストック効果の早期実現のため、地籍整備を先行的に実施する社会資本整備円滑化地籍整備事業を創設し予算の一部を移行
 (3) 所管 国：国土交通省 土地・建設産業局 地籍整備課

- 2 県内の地籍調査の状況 (単位：km²、%)

区分	全 体		農 地		宅 地		林 地	
	面積	進捗率	面積	進捗率	面積	進捗率	面積	進捗率
全 国	286,200	51	72,058	73	30,048	41	184,094	44
長野県	9,596	38	1,967	67	732	55	6,897	29

- (1) 市町村別の実施状況：完了 11、実施中 37、休止 23、未着手 6
 (2) 進捗状況：38% (国 51%)
 ・ 地目別の進捗率 農地：67%、宅地：55%、林地：29%
 ・ 林地の調査対象面積が全体の約 7 割を占める
 (3) 調査の進んでいない要因
 ・ 限られた予算の中で、ニーズが高い宅地や農地が優先されてきた
 ・ 境界確認等、事前に手間がかかるため、市町村の体制強化が必要

県議会に対する陳情結果

県議会（11月定例会）への陳情結果

○ 採択された陳情項目

- | | | |
|----|---------------------------|------------|
| 1 | 長野県北部地震、長野県神城断層地震からの復興 | (陳第 274 号) |
| 2 | 御嶽山噴火災害からの復興と防災対策の強化 | (陳第 275 号) |
| 3 | 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進 | (陳第 276 号) |
| 4 | 人口減少対策の推進 | (陳第 277 号) |
| 5 | 高齢者の移住受け入れ対策 | (陳第 278 号) |
| 6 | 人口定着に向けた地域経済・雇用対策の推進 | (陳第 279 号) |
| 7 | 地域公共交通対策の推進 | (陳第 281 号) |
| 8 | 情報化施策の推進 | (陳第 283 号) |
| 9 | 保育制度の充実 | (陳第 286 号) |
| 10 | 環境保全対策の推進 | (陳第 287 号) |
| 11 | 県管理道路・河川における不法投棄防止対策の推進 | (陳第 288 号) |
| 12 | T P P 協定への適切な対応 | (陳第 289 号) |
| 13 | 農業・農村対策の推進 | (陳第 290 号) |
| 14 | 野生鳥獣被害対策の推進 | (陳第 291 号) |
| 15 | 森林・林業対策の推進 | (陳第 292 号) |
| 16 | 農商工連携による地域経済の活性化 | (陳第 293 号) |
| 17 | 農林業の6次産業化による地域経済の活性化 | (陳第 294 号) |
| 18 | 観光振興対策の推進 | (陳第 295 号) |
| 19 | 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実 | (陳第 296 号) |
| 20 | 河川の整備促進 | (陳第 297 号) |
| 21 | 砂防施設の整備促進 | (陳第 298 号) |
| 22 | 空き家対策に対する総合的な支援策の充実 | (陳第 300 号) |
| 23 | 冬期交通の確保 | (陳第 301 号) |
| 24 | 地籍調査事業の推進 | (陳第 302 号) |

○ 継続審査となった陳情項目

1 道州制反対 (陳第 280 号)

要望項目：1 道州制反対

道州制は、地方分権とは似て非なるものであるとともに、国を弱体化させるものであり、むしろ今行うべきことは、多様な自治体の存在を認め、地域の自主性・自立性を高めることを主眼とする地方分権改革を積極的かつ着実に推進していくことである。

道州制の導入は、町村の存亡の危機、住民自治の崩壊に繋がるとともに、地方自治の根幹を揺るがすものであることから絶対に導入しないよう断固反対の立場に立ち、真の地方分権改革に取り組むこと。

2 教育環境の整備 (陳第 282 号)

要望項目：1 小中学校の教員配置基準の拡充

(1) 県独自の複式学級に対する加配を堅持するとともに、専科の教員配置基準を見直すこと。また、発達障害や不登校など様々な児童・生徒の実態に対応できるようにするため、学級担任以外の教職員配置についても、臨時的任用ではなく正規教員の配置により充実を図ること。

(2) 特別支援が必要な児童生徒、少人数学級や配置基準数以上の学級規模の場合における、町村費で負担する教職員や支援員について、地域環境等を勘案し、県費による加配の拡充や、財政措置を講じるとともに、教職員の定数改善を国に対して働きかけること。

(3) スクールカウンセラーや特別支援教育支援員など、学習指導・生徒指導両面で役割を果たす専門スタッフの配置を充実させること。

(4) ICT 教育について、ICT 活用指導力向上のための研修の充実等により教員の育成を図るとともに、ICT 活用指導力を有する教員の配置は、地域バランスを考慮して行うこと。併せて、ICT 利用の急速化に伴い、青少年に対する情報モラルの教育・指導を更に促進すること。

2 特別支援教育等の充実

(1) 「学校教育法施行令の改正」及び「発達障害者支援法」の趣旨に鑑み、特別支援学級の教員配置基準を拡充するとともに、小・中学校

における医療的ケアの充実など、障害の有無によらず誰もが地域の学校で学べるインクルーシブ教育や、放課後子ども総合プランなどに対する人的体制の整備などを更に充実させること。

- (2) 特別支援学校等施設の現状に沿った施設整備や、送迎バスの運行地域の拡大や始業時間の見直し等による保護者の負担軽減など、その地域の実情に沿った特別支援教育環境を充実させること。

3 教育施設等の充実

- (1) 災害時において避難所として活用される学校施設等の非構造部材の耐震化や防災資材・機材を整備するため支援措置を、引き続き講じること。
- (2) 老朽化した学校施設等について計画的に改修できるよう、補助単価を見直すとともに、必要な予算を確保すること。

また、学校施設等は、地方創生においても重要な役割を果たすため、各地域の実情に沿って進められる教育施設等の整備に対し、財政措置の拡充を図るよう国へ求めること。

4 地域に根ざした特色ある高等学校教育への支援

- (1) 地域高校の存続・魅力づくりには地元町村が深く関わっている現状を踏まえ、支援の充実を図ること。また、職業高校については、時代のニーズに即応した特色ある実践的教育等により、地域が真に必要と求めている人材を育成できる学校づくりをすること。
- (2) 今後新たに高校再編等を検討する場合は、第1期長野県高等学校再編計画後の高校教育の現状を分析のうえ、地元関係自治体と十分協議すること。特に、高校は地域の人材育成の中核を担っており、各地域における当該学校の位置づけを明確にし、必ず地元の意見を聞き理解を得たうえで実施すること。
- (3) 県立高校において、学習に適した環境整備に対する財政措置の拡充を図ること。特に生活様式の変化等に対応した冷暖房環境の整備や、老朽化している設備等の修復を推進すること。

5 国民体育大会の長野県内での開催

平成39年開催予定の国民体育大会について長野県内で開催するよう国に対し働きかけること。

3 地域医療・保健体制の充実 (陳第 284 号)

要望項目：3 予防接種・幼児視機能検査の推進

- (1) 有効性・安全性が確認されているワクチンについては、財政措置を講じた上で、予防接種法における定期接種の対象とするとともに、町村負担の実態に即した適切な財政措置を講じるよう国に対し働きかけること。
- (2) 幼児期において、地域差なく早期に屈折異常や斜視等の視機能発達障害因子を発見できるよう、視機能検査の体制の整備を図ること。

【理由】 要望項目のうち、3の(2)については、引き続き慎重に検討する必要があるため。

4 社会保障制度の充実 (陳第 285 号)

要望項目：4 福祉医療制度の充実

市町村が実施する福祉医療制度が安定的に維持できるよう、福祉医療費給付事業の助成対象の更なる拡大を図り、未就学児等の外来の助成対象を小学3年生までとすること。

乳幼児等の医療費窓口無料化（現物給付化）を実施することによる国民健康保険国庫負担金の減額措置廃止と、その条件に所得制限を含めないよう、国へ働きかけること。

【理由】 要望項目のうち、4については、引き続き慎重に検討する必要があるため。

5 住宅等の耐震化の促進 (陳第 299 号)

要望項目：1 個人所有の住居等や地域の自治会等が所有する小規模な集会所等について、耐震診断・耐震改修に係る建築主の経済的負担の軽減が図られるよう、補助対象を拡充すること。

2 観光客をはじめ多くの人々が利用する宿泊施設の耐震改修は、事業者にとって負担が大きく、耐震化が進まない状況にあるため、耐震診断・耐震改修に対する補助制度の整備・充実を図ること。